

又五月上代薬師坊主會下へ參候六月當社にて連歌神領田一反つけ候「神やうゑし清く涼き庭の松」云云

和田 砦 址

同村大字東和田字鳩ヶ谷に在り今概ね耕圃と爲り小祠を安んじ妙見宮と稱す里人は之を登城と名づく上代掃部助なるもの之に居り里見氏の亡すところと爲る傳東秀胤掃部助と稱す蓋し此裔ならむか隣區大久保區字古城に又一砦址あり今山林たるも何人の居なるを知らず

掘掛 砦 址

同村大字窪野谷字大屋戸臺に在り面積三千百六十坪丘陵を爲し南北西三面水田を繞らす千葉氏の時築城の舉ありしが果さずして止む故に掘掛の名ありと

御 休 場 址

同村大字窪野谷字夏海に在り傳へ曰ふ建久中源頼朝貝塚來迎寺に至りしとき住職明惠上人送て此に至り休憩刻を移す故に此稱ありと或は曰く此地は貝塚區豊玉姫神社神輿渡御の際置輿の處にして前説の據を知らすと明治四十三年窪野谷青年分團にて櫻樹を植栽せり

夏方 原 古 戦 場

同村大字和田に夏方の字名を存す今尋常高等小學校敷地より四邊山林の地なり往時は此近傍の地を概稱せしものならむ世俗夏方戦記なるものを傳ふ其書杜撰にして必ずしも信すべからざるも一二又取るべきものなきに非るを以て此に略記す曰く里見義弘の威を房總に奮ふや其將正木左近をして本

郡地方を狗へしむ時に上代胤正部和田城主たり米井城主木内氏と共に志を通じ以て里見氏に抗す

義弘怒り左近をして米井を攻めしめ自ら將として和田を攻む胤正庶子花香勝乘及び其臣菅谷清次

市之進 山崎某野崎某渡邊某と共に柵を構へて堅守す幾何もなくして義弘來り攻む勝乘清次等固より勇

武を以て聞る軍に臨む毎に縦横奮戰當るところ敵なし義弘軍の利なきを知り將に引き還らむとす清

次岡上より之を嘲罵す義弘忿怒再び城を攻め大に夏方原に戦ふ胤正等力盡き皆戦死す村農與三なる

もの年老え力尤も強し其妻杉も亦膂力あり俱に軍に従ひ殺傷算なく遂に敵の圍むところとなり水田

中に死す爺田婆田等の地名存せり義弘兩軍の死者を埋めて之を祀らしむ同記に曰く左右明神は此時の祭祀

を祀りしものなりと之を夏方原の戦と稱す後ち大須賀政朝尾胤正の子を祿し家を繼がしめ厚く勝乘等を吊

せしむと曰ふ以上夏方戦記字六萬部は戦死者冥福の爲めに經文を埋めしものなりと又化物坂等の字あり死

者の遺屍を葬りし地なりと今和田に上代五左衛門あり傳へて上代氏の裔と爲す後ち又分れて二家と

爲り別に同村字稻荷入トウカクイに住するもの五右衛門と稱し名家たり

平 山 砦 址

同村大字平山字臺及法規作臺に在り今耕圃と爲る傳へ曰ふ天慶亂後藤原朝雅なるもの朝命を奉じ東國を鎮し砦々營み以て居ると説の眞偽を證する能はず或は曰く平常將の居りし處と

陣 出 臺

同村大字小貝野字六所大神附近の地を稱す里傳に曰く日本尊東征の時陣營を此に張ると亦傳説に過ぎず

四 寺 院 址

同村大字平山に在り今民居及び耕圃となり之を詳らかにする能はざるも字夏見に堂屋敷と稱する地あり乃ち四寺の一なる來迎寺跡なりと傳へ曰ふ平常將其父忠常及び族黨の冥福を祈らむが爲め來迎後ち良文村に移る森山村西光笹川村淨光の四寺を此地に建てしと云高木用千葉系圖に常將造平山寺とあるは乃ち之を指すものなり後ち皆移轉して其遺址を知る能はず或は曰く常將の墓も亦淨光寺内に在りしものなりと

須賀山城址

笹川村大字須賀山字龍谷リウガイ轉記と森山村大字岡飯田字古城の間に在り笹川村西方岡槽中一段の凸處あり乃ち城址と爲す上部一帶耕圃と爲り四面山林を繞らす址中濠形を存するところあり其西は乃ち森山城址に連なる東胤頼初めて之に居り尋て森山に移り後ち東教頼及び常綱之に居る砦址の下に大門小門と稱する地あり蓋し城門を設けしところならむと又利根川圖誌に常總軍記を引て曰く東六郎鎮胤の城址は平山にして笹川臺に在りと蓋し亦本城を指せしものならむ

鹿 戸 砦 址

同村大字鹿ノ戸に在り神崎出羽之に居ると千葉家其址今詳らかならず或は曰く同地の東方龍神山岡麓の地と又曰く妙幢院所在の地と後考を待つ

海上國造居址

海上國造居址
橋村大字羽計谷津今郡新宿石出五部落の高地より豊里村大字諸持に亘れる曠圃蓋し其址ならむ

按するに古事記に天菩比命(天穗日命)之子建比良鳥命下菟上國造之祖也と又國造本記に下海上國造輕島豐明朝(應神天皇)御世上海上國造孫久都伎直定賜と載せ東大神正倉院文書に海上國造他田日奉直神護を載せ續日本紀に延曆四年正月癸亥授正六位下海上國造他田奉直德刀自外從五位下と載せ三代實錄仁和元年閏三月十九日甲辰下總國海上郡大領外正六位上海上國造他田日奉直春岳借外從五位下以代百姓濟調庸也と載す是等の國造は概ね世襲して地方の主治を爲せしならむも其居址詳らかならず或は以て今の海上郡海上村大字三宅の邊なりと爲すものあり然れども當時下海上國造の管するところは今の香海匝三郡の地と常陸國鹿島郡の東南部一帶に亘れるものなり後世國郡の制を設くるに及び海上郡の地は尙ほ今の本郡大倉村に亘り一大郡を爲せり之を三宅邊と爲さば其當時の地勢より察するに邊隅も亦甚しきものにして説者は寧ろ單に今日の海上郡より臆斷せしに非るか往古郡家の遺址或は郡領郡司の居りしところは皆郡郷又は總領、郡村等の地名を存せり諸州其例多し故に古への本郡郡家は今の米澤村大字郡に其名を存し古へ總領又は郡郷と稱し匝瑳郡家は今の本郡中村にして古へ匝瑳郡の中央位置たるを以て村名とし同郡郡家の所在地たり而して今の本郡橋村附近は古への海上郡の中央に位し上記羽計の五區は往時總稱して郡郷と曰ひ羽計は其本土たるもの、如し故に天正中の水帳には郡郷羽計村及び郡郷枝今郡村、郡郷枝谷村等と書す今郡は西部郡村に對し特に今の字を加へて以て之を別ち又以て郡郷の舊名を存せしものなり而して國造居址及び郡家の遺址には古墳古塚等を存し又船塚なるものあり故に印幡國造居址に船塚あり因て船形村と呼び本郡米澤村大字郡の附近大字武田等の諸部落には到るところとして船塚

其他の古塚あり古代土器等を出すこと夥しく中村亦船塚あり以て匝瑳連の墳墓と爲す橋村大字宮本と今郡の間字稻荷前に船塚形古城を存し後崩壊して耕圃と爲せしに古代土器を得たり又羽計字前原に一大石棺を發見し其他宮本に石棺を得、諸持に勾玉及び石棺を得たることあり彼此例證するに此附近が國造の居址又は郡家の遺址なることは斷じて疑ひなきが如し

羽計砦址

同村大字羽計字要害に在り地勢漸く高く下は舊方沼耕田に臨み須賀山城址と相對す今耕圃となり周圍に山林を存す其近傍壘址の形を存す城主詳らかならず或は曰く此地は乃ち郡家の址と前項千葉系圖に遠山師胤方七の子に相馬師常の子とす石出胤朝石出城に居るの事を載す其址今考ふところなし石出羽計往時は共に郡郷の一部なりしを以て見れば或は本城を指稱せしに非るか又曰く胤朝の居城は石出氏宅址と同所なりと然れども石出區邊田は城郭を設くべきの地勢に非ず同址は吉深の時に至り移住せしものに非るか後考を俟つ天正中羽場狩光胤四なるものあり鹿島當稱宜系圖に又東伊豫入道弟波々賀利朝範あり或は皆此地に居りしならむ砦址の下に吉祥院あり

元祿九年暮春遊吉祥院

平胤貞

相求春山夕日中苔碑存得傳無窮吉祥院裏獨回首琴瑟松杉遺古風

青馬氏宅址

同村大字青馬字八幡に在り今山林たり方形を爲し壘址尙ほ存す石祠あり八幡祠と稱す千葉氏の臣青馬主計小林外記等之に居りしと千葉家臣記一に曰く往時平兼經なるもの亦此に居りしと小林金右衛門家記近傍字淺

間山に於て往時石郭を得たることありしと里人或は曰く青馬彈正なるものあり亦本村の人にして此地に住せりと彈正の地名尙ほ存す此近傍より往々古代土器を發見す

四塚

同村大字青馬と東城村大字小南粟野三部落の間に在り此地は舊と原野なりしが明治十九年丙戌より開拓して耕圃と爲す其中央四塚あり大なるもの方十四五間許呼んで四ツ塚と稱す或は曰く豫卒塚なりと其故を詳にせず古記に曰く此地は古へ民家ありしも水利の便なきを以て退轉し今や一戸を留めずと某古老の説に又曰く此地は往古の牧場址にして塚は即ち所謂馬見塚の類なり故に近傍接近地に野馬井戸、高の込、木戸等の字名ありと

石出氏宅址

同村大字石出字邊田に在り今民居及び水田たり千葉氏の臣石出吉深之に居り小田原役に從ふ千葉家臣記人呼んで帶刀殿と曰ふ里傳其裔今武藏に存す人物參觀

今泉砦址

同村大字東今泉字要害に在り地勢漸高ふして利根川に臨む東部湍形尙ほ存するものあり土を穿ち往々古陶器を得る天正中今泉九郎兵衛なるものあり之に住す千葉家臣記

沼闕城址

東城村大字小南に在り即ち福聚寺所在の地にして地勢最も高燥なり今寺域及び山林耕地たり下は直ちに干潟に臨む里人稱して城山と名づく二ノ丸三ノ丸等の字名を存せり本城其創始を詳らかにせず

或は曰く平忠常の反實に此地に於てすと弘化史に源頼信利根川を濟りて之を討つと記するものは乃ち誤傳にして椿湖を越る以て本城に迫りしものなりと又曰く東胤頼も亦本城に居りしと東國説の信否を知らず後ち東氏の族東盛胤以下世々之に居る系圖字虎ヶ崎に土窟を發見し刀劍の鏽腐するものを出せしことあり又海上郡船木村大字高田宮内清右衛門藏永祿十三年庚午六月二日文書に從下總小南乘船一艘實城之儀申上候御知行之内不可相違者也仍如件の文あり以て其の當時本城下と高田高田は利根川に邊との航行自由にして且つ湖海狀の如何を察するに足る

登東氏城墟

河田 巖

粟野 砦 址

東氏遺墟倚古邱殘花撩亂寺門幽依然形勝控山海想見威風振八州

同村大字粟野字城ノ腰に在り今山林或は耕圃たり東秀胤掃部助の子粟野胤香細七郎なるもの之に居る千栗系圖

古塚二三を存す蓋し其族黨の墳墓ならむか近年村人其の一部なる山林を開拓せしとき一の石棺を發見せし中に人骨三體と刀劍を得たることあり且つ其の一體は頭蓋骨のみなりしより之を見れば戦死者を合葬せしならむか

松平氏陣屋址

同村大字小南字北宿に在り今民居となり陣屋又は陣屋小路等の小字を存す天正十八年庚寅徳川氏の關東に入るの時松平定勝三郎此地に封せられ附近の地三千石を領す幾何もなくして采邑を轉じ子孫伊豫國松山城主と爲り明治中子爵に列す系圖本郡多古藩松平氏は其支家なり

椿海 址

即ち干瀉諸村の地なり俗傳ふ太古此地に巨大なる椿樹あり高さ數百丈枝葉三里を蔭ひ其花發くときは天色爲めに紅に散るときは地上錦を敷くに似たり其樹一朝倒抜して根株の跡自ら湖水と爲る因て椿海と名づくと荒唐の説固より信するに足らざるも今や悉く開拓して良腹の田と爲り干瀉八萬石の稱あり此に當時海水灣入の證據を略記せむに東城村夏目區掛巢氏宅地を里俗鬼石と稱し近傍土中より怪奇の石材を出す是れ往時海水衝擊の作用に由り此石質を化成せしもの、如し村人某亦同區の水田深底に舟櫂を得たり貝殻之に附着す即ち往古の遺物ならむ神代村舟戸區は當時の着船場にして舟渡と稱せしを後ち舟戸と爲すと萬歲其他諸村近傍の水田を鑿つときは深さ七八尺にして必ず貝殻の存在しあるを見る同村西北の岡上水神社地は當時航海者の目標たりしと天保の初年南堀之内村今中村に庄兵衛なるものあり其所有地字極天の水田常に乾涸するを患ひ土工をして其中心を鋤起せしめしに穿つこと數尺にして古骨を得ること夥し當時之を蛇骨と稱し藥用に販き或は觀覽に供せり今尙ほ其骨片を藏するものあり鯨骨なることは疑を容れざるが如し蓋し椿海灣の鯨族にして土地隆起の爲めに斃死して埋没せるか或は漁者の其骨を埋めしか二者其一なるは論なきも又以て古昔海水灣人の狀を推知するに足る近時又海上郡瀧郷村清瀧區中より一ノ丸木舟を發見せしことあり町誌及名勝參觀

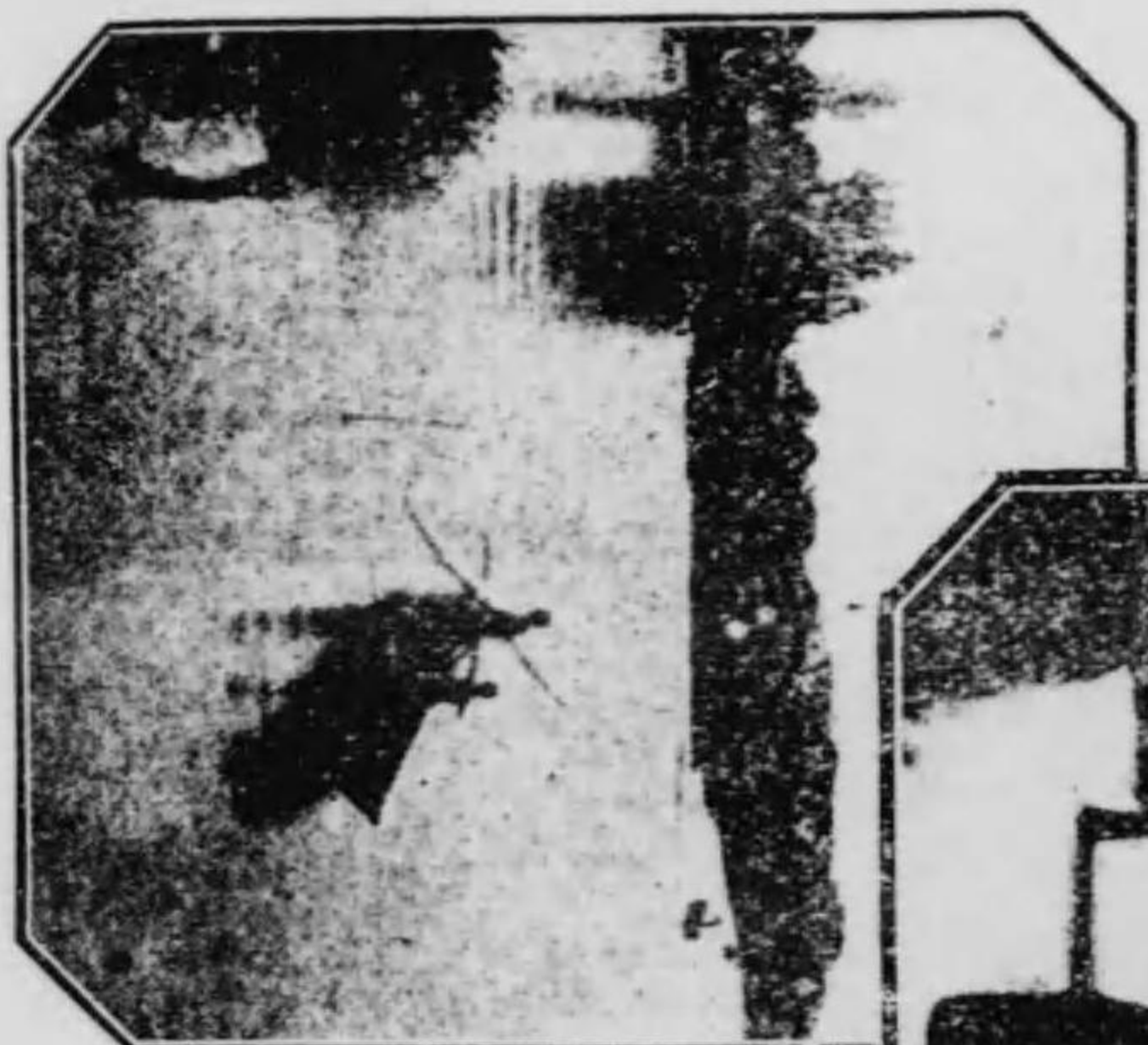
諸持館址

豊里村諸持區字館の内小池氏通稱左衛門宅邊の地なり東部松林の間土壘濠形尙存するあり近傍土中を鑿ては往々窟居址或は古墳の如きものを發見す未だ何人の館址なるを詳にせず區中字勝善の耕圃中より又古瓶に人骨及び古錢等を納れしものを發見し接近地より鐵屑の類を出せしこと尤も夥しかりし

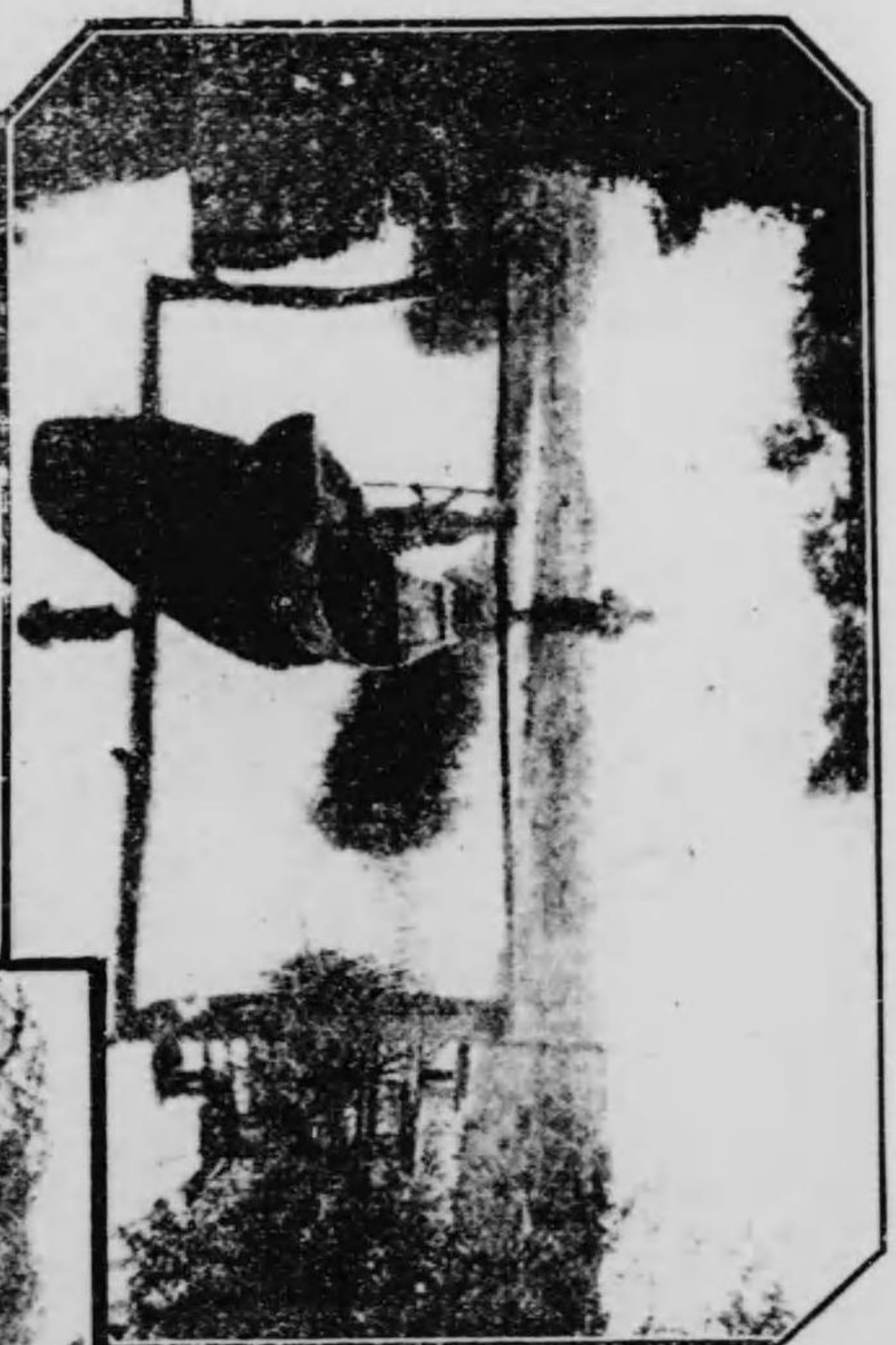
と云ふ

陣野氏宅址

同村宮原區蓮藏院所在の地即ち其遺址なりと里人曰く天野角助此近傍を領し營を設けて以て居りしと角助は府馬時持の族なり



む望を來潮りよ洲藤加

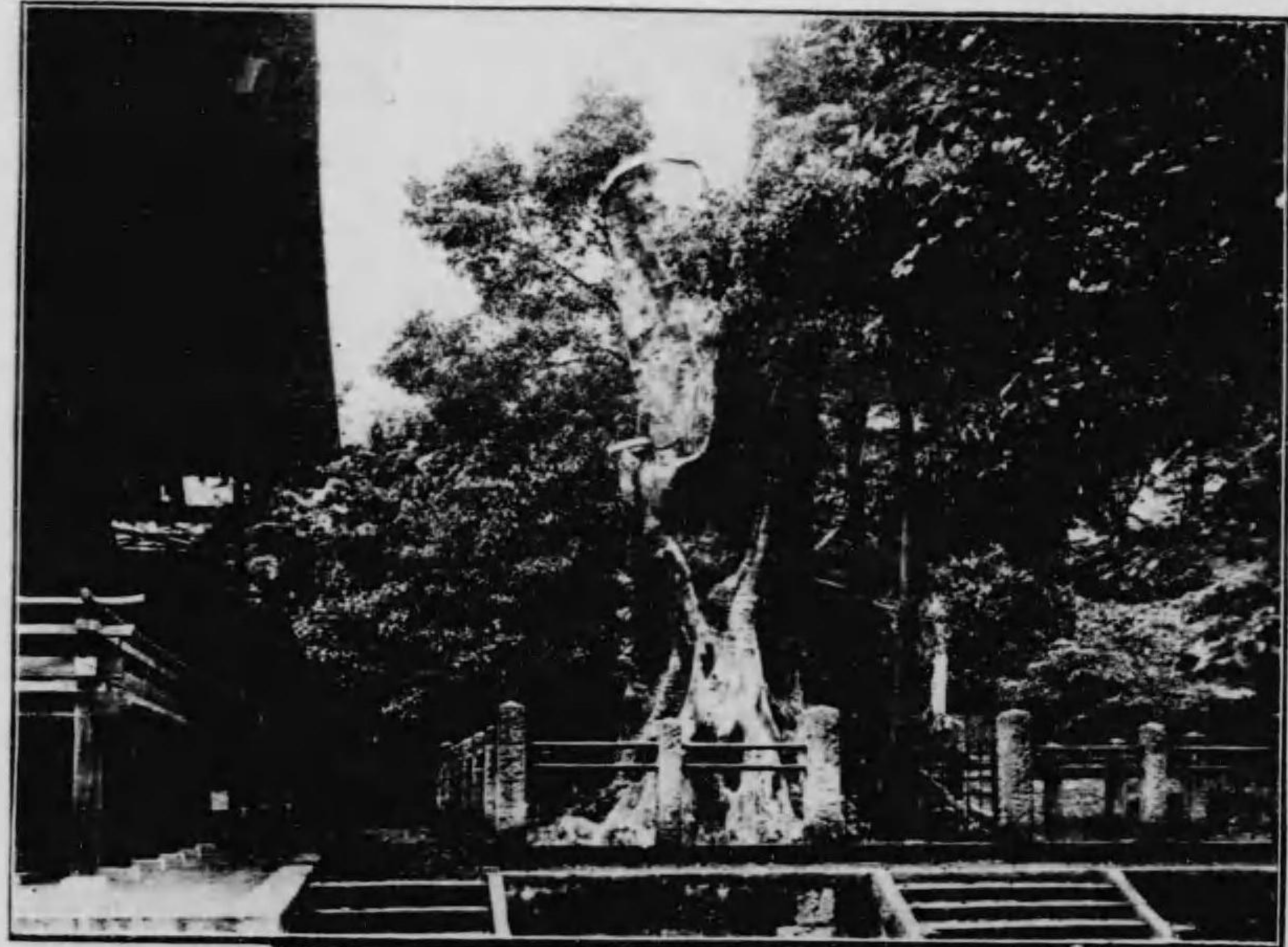


一の橋二十洲藤加



櫻の澤村源栗

神崎ナンジャモンジャ



府馬の古木



笹川菰敷原



第十八編 名勝誌

世の名勝と稱するものは概ね歌人詩客の傳稱に因るも獨り本郡の地に至ては往古より東睡に邊し四達
の衝、舟車の會に當らず是を以て香取神宮拜賽に關するの外來往の過客極めて稀なり故に其記事隨て
少し蓋し江山亦幸不幸あるか然れども足跡一たび此地に印せば利根の風光、干潟の眺矚、其他、新島
の水郷、龍岡の秀麗、皆雅人騷士の好吟材たらざるなし此編幽を顯はし隱を發せむが爲め力めて勝地
を録し其他一丘一水一樹一石の微と雖も世に介し人に傳ふべきの事に至ては擧げて誌中に在り

香取海

一に香取浦と稱す往古は本郡の北邊より常陸國行方鹿島に至るまで數里の間渺々として一大江を爲
し香取潟等の名ありしが今や流域一變し洲渚隨て生じ或は村落田疇を爲すに至り堤を築き防を爲し
又昔時の狀を見る可らず然れど小見川、息栖鹿島郡の間霞鱈二浦水流瀾漫の處に至ては以て當時の
狀を追想せしむるに足る河川 參觀

萬葉集

大船香取海愠下何有人物不念有

續千載集

夏衣かごりの浦のうたゝねに浪のよるくかよふ秋風

柿本人麿

藤原定家

新續古今集

五五〇

〇〇資雅

袖狭きかどりのうらのあま衣やとるほどなく月も明ゆく

同

後水尾天皇

白栲のいろもすしきなつ衣かどりの浦の月となみとに

夏

英文

今朝見れば岸の玉もの花咲て見るめ涼しき刀根の川面

夫

光俊

浪あらかかどりの海の夕しほに渡り兼たる世を歎く哉

家

藤原家隆

けふよりは幣とりまつる船人のかどりの沖に風迎ふなり

同

加茂真淵

香取潟千重のしほせをせきあけて浪穂に立てる神の御門鴨

同

橘千蔭

刀禰川の水せきあけてかどりかた神のみとしろゆたねまきけり

同

伊能魚彦

信太の浦を今朝こきくればかどりの海のわたの沖に綱引する見ゆ

同

永澤國躬

夏衣かどりの浦にとしをへてまつもときはの心なりけり

詠

香取保禮

かどりかた浦のとまやの夕けふりとしもゆたかにたつ霞かな

同

伊藤泰歳

ほのみゆる沖の火影やかどりかた扇か島のわたりなるらん

同

額賀大重

大船のかどりのうらのみをのほるほかけのとけき春のゆふくれ

同

緒方是常

かどりかた浦の百ふねまほあけてやすけにみゆる浪のうへかな

按するに一に古歌載するところ香取海は本郡に非ずして近江の國と爲し加茂真淵は斷じて本郡

と爲す

利根川

一碧の長流遠く上野より來り武總を経て大洋に注ぐ其間凡そ七十里兩岸の風致江上の興味筆固より之を録するに違あらず今其本郡に屬するの特勝を擧ぐれば小見川灣頭洲渚最も深き處笹川浦上遠く波山を望むの處山情水性自ら相待て天然の畫圖に對するが如く此間長汀曲浦四時の變幻に隨て萬態の佳趣を呈し眞に關左の名勝たり河川參觀

萬葉集

刀福河泊乃可波世毛思良受多々和多里奈美爾安布能須安弊流伎美可母按するに古歌利根川を詠するものに非ざるを以て之を略す云爾

利根川

宮本元球

雲氣南馳曉日紅、只將一雨洗晴空、不須遠駕垂天翼、穩坐長江萬里風

曉下利根川

河田 熊

澹靄籠江曉色清、船間殘夢不分明、幽禽猶在蘆中宿、遠樹漸從煙際生

明神山

滑河町大字西大須賀の北邊を繞れる岡巒にして東部を明神山と稱し西部を淺間山と稱す翠松希疎として山腰を遶り巔に登れば則ち四望礙なく利根川其下を流れて帶狀を爲し筑波は北に秀て、突兀天を摩し富岳は西に聳へて長沼湖上に倒映し飛雁鳧鷗風霞の中に點綴し景趣の絶奇なる本郡西部に冠たり

王子櫻

小御門村小御門神社城内社殿の傍に在り雉櫻分れて數幹と爲り繞らすに木柵を以てす伏見若宮殿下邦芳王本社に詣せられしとき親裁あらせられしところなりと、別に一株あり大正二年四月十五日李王世子殿下本社參拜の際手植するところなり、又神樂殿の前右傍に孝子惣治平の植うる所の櫻樹あり明治三十五年九月二十八日の暴風に折損せしが其枝を切り支柱とせしに之より萌芽を生じ開花するに至る孝子櫻と呼稱す

小帝櫻

同所藤原師賢卿墳墓の冢上に在る垂絲櫻なり里人呼んで小帝櫻と稱す栽植年月を詳かにせず後年枯損せしが其萌孽更に數幹と爲り圍三尺許に至れり

日櫻

同村名木區字神樂窪に在り後ち損木となりしより其萌孽を取り之を字不動前の地に移植す今の樹即ち是れなり傳へ曰ふ其神樂窪に在りしや藤原積善來遊し觀賞已ます評するに名木を以てし是れより南城の地名を改めて名木村と稱せしと寶曆中井上筑後守亦來賞し其香遠く溪谷を隔て、至るを以て谷越櫻と曰ふと

詠草

藤原積善

日櫻の香迺深きにもおもふかなけふ皇の深き恵を

淺櫻間山堤

同村小學校側に沿ひ縣道に屬し池塘の一部たり明治三十三年十月三十日教育勅語御下賜の十年に當れるを以て校長成毛萬之助學務委員小竹林治等官に請ひ小學生徒をして吉野種櫻樹を培植し勅語御下賜紀念櫻と稱す樹の生長殊に速かにして花時は一美觀を呈し永く好紀念を表するに足れり校後の庭園も亦明治三十七八年戰役紀念として本村出身兵士の戦ひに參加せしもの、寄附に係る地勢最も高く之を淺間山と稱し近く利根川を瞰し遠く日光富士及び武甲の諸山を望み風光特に愛す可し

土井松

同村高、大和田兩區の境界宇那智縣道の側に在り傳へ曰ふ土井利勝此地を領せしとき栽ゆる所なりと利勝仁政あり後世之を徳とし土井松と稱し敢て毀傷するなく以て甘棠の意を表せり文政中大雪の折損する所となりしを以て文政中更に雜松を植え之に亞ぎしも明治の初年枯槁せしを以て更に稚松を植栽せり城主參觀

雙生山

神崎町神崎神社の社地なり二高丘相連なり其形相似たるを以て此名あり或は其狀の瓢瓜を縦割して之を横へたる如きの觀あるを以て瓢山又瓢草山の稱あり地は利根川に枕し全山樹木鬱乎として日光を遮蔽し其大なる者に至ては上は蒼天を摩し下は巨牛を覆ふべし種類は概ね雜樹にして松杉等は至て希れなり利根航行中遠く此岡を望めば水中特に假山を築くが如く稱して神崎森と曰ふ夏時岡上に登れば綠蔭の下涼氣衣襟を拂て心神爲めに爽かに神仙界裏更に一樂境を得るの想ひあり城内又老櫻數株あり開花の候紅白翠嵐の間に點綴し一段の趣味あり春秋二季岡下の長流に於て鱒鮭の漁獵盛んに行はる其味ひ最も美なるを以て神崎森下の鮭と稱し其名頗る高し神社名木參觀橋千蔭香取日記神崎に泊するの項に上

風をいたみ雨雲まよふ波のうへによるべもしらぬ刀禰の川舟

春海

河ふねの苦もる雨を月かげになしても袖にやどして哉

千蔭

いとゞしくわびしかりけりかぢ枕雨さへそゝく苦のしづくに

直節

などわびあへるにかく雨風あらくては夜舟こくべうもなし神崎に舟よせなんと舟人いふ神崎の森は

いと木深く神々しく見ゆ香取郡佐原と云所の躬國がもとへと思へども雨もよに道たどくしかるべければとてそこのいとけがしき小家にやどる夏としもなく北の風寒し云云と此一節以て神崎の形容を盡せるものあり鹽田隨齋も亦刀根川を下り神崎林下を過ぐるの詩あり此和歌と相待て風趣饒し渚鴻斷續叫長天岸樹高低帶蒼烟廬荻聲邊風浙々一蓬寒雨下刀川

愛宕山

同區本宿に在り雙生山と相對し地位隆然たり礎を拾ふこと百餘級にして頂上に達す可し頂に愛宕神社あり因て山名と爲す富士筑波の諸山及び常總の沃野一眸の中に在り下は乃ち利根の長流及十六島の洲嶼を瞰し風光頗る佳絶なり登覽するもの四時絶へず殆んど小公園の感あり其接近地に諏訪山あり亦風致に富めり

御山

同區本宿に在り田塍の間に特起せる高丘にして愛宕山と並び稱せらる一に小山又は尾山と曰ふ成田鐵道郡驛を通過するもの車窓を開けば南方の一小岡を見る即ち此岡にして南腹に大日堂あるを以て又大日山とも呼べり或は曰く岡の頂上石棺を埋めしが如き狀ありと往時は岡頂に一巨椎ありしが後ち之を伐採せり

なんじやもんじや

神崎神社側に在り一大巨樹にして高七八丈圍二丈に餘り蒼々天を摩し遠望尙ほ之を認め得べかりしが明治四十年中本社火災に罹りし時樹も亦延焼するところとなり遂に舊狀を留めざりしも根株の邊數本の萌蘗を生ぜり利根川圖志に曰く本草綱目載するところ山桂樹の類なりとし平田篤胤は以

て藪肉桂とす傳へ曰ふ里人其名を知るものなく問ふにナンジャモンジャの語を以てす是より遂に稱
 となるナンジャモンジャは方言にして如何なるものゝ意なり又水戸侯徳川光圀此名を附するの事を
 傳ふ或は曰く此樹は南土温暖の地に多く薩摩地方にて「イヌ楠」と名つくるものなりと一に以て樟樹
 と爲す高田與清鹿島日記に神崎の神社に詣つ社の前になんじやもんじやとよぶ大樹ありいと年へた
 る大桂の木なりと是に因て之を見ればなんじやもんじやの俚稱は其起因の久しきと共に樹の年代を
 歴たるも亦知るべきなり岩崎常正徳川時代の植物學者著本草圖譜之を載せ嬉遊笑覽に何わか葉自問自答の杜鵑
 とあるも亦此樹を詠せしなりと近時伊藤篤太郎理學博士亦樹種に就て詳説する所あり日本太古の原始林
 遺物と爲す社域には別に丈餘に達する巨椎等あり所謂る幾多の混成林を爲せり前著香取郡誌末卷又
 此社樹に就て説くところあり

鹿島日記に

神代よりしげりたてたる湯津桂さかえゆくらんかざり知らずも

神崎祠

河田熊

大曲盤曲一丘横祠宇沈々祠樹明爲言豫樟千載古不知名處却傳名

祠頭有豫樟樹世人不知名呼做何物樹云

天 神 山

米澤村大字大貫に在り縣道の北に屬する小岡なり上に天満社あり岡の名を得る所以は之を以てなり
 社を繞て巨松十餘株あり岡は甚だ高からずと雖も田畝の間に孤立するを以て眺望殊に佳絶なり南部
 は圍むに村内の諸岡を以てし田舎依々として煙樹の中に隱見し入會池其下に在り秋冬の候鴨雁翔集
 す銃獵を禁じ其群泳を待ち土俗ヤツキリ網を用ひ之を捕獲す岡に登り更に眸を放てば岩崎神崎の

二城址斗出相對し此間に於ける北方一帯の地は悉く田畝にして利根川之を貫通し以て十六島を劃り
 常野の地勢亦指顧の間に入り眼界殊に濶然たり古人曰く地理を極めんと欲するものは宜しく孤山斷
 壘軒豁の地に登るべし山川の脉絡城邑の形勢より以て造化と人工との大概を盡すべしと此岡の如き
 は即ち是れなり岡上藤堂氏封邑碑あり舊蹟 參觀

三 峯 岡

同村大字新に在り村人寶田巖の所有地に屬す岡上三峯祠あり因て名とす區中第一の高所にして植ゆ
 るに櫻樹數十株を以てす北方一帯は水田遠く開け利根川恰も白練を布くが如く霞浦の帆影亦眸中に
 入り春花秋月の勝地たり

十 六 島

洲嶼河身を點綴し之を繞らすに蘆葦を以てし中に稻田を開き縱横小渠を通じ農夫來往皆舟を用ゆ傳
 へ曰ふ此地開拓の當初僅かに七戸數なりしが今や田疇彌望間ゆるに村落を以てし水雲渺々の間行舟
 兼葭を穿ち出沒踪跡なく水滸傳中梁山泊の想あり洲嶼を過ぐれば則ち右は常陸の潮來より牛堀地
 方に通じ左は霞浦に入るべく試みに扁舟に棹し湖心に至れば波山影を涵して漁歌且に答へ浮島の嶼
 麻生の岬皆詩歌の料に入らざるなし町村 參觀

發津宮到潮來舟中

生田精

樹影沈々屋欲浮一洲洲盡又生洲農家不用耕牛力垂柳門前各繫舟

十六島古來より一頭の馬牛なし故に此句ある所以なり然るに大正六年本郡瑞穂村谷中の人坂本齊一牛耕を本村に
 試みしより今一村中十八頭の耕牛を算するに至れり時勢に伴ふの一進歩なり生田子精の詩を併せ錄して參考とす

自香取舟抵潮來

河田熊

烟水二三里 蟹田十六洲 板橋高似關 蟹舍小於舟
加藤洲十二橋

新嶋村加藤洲區に在り津宮より利根川を濟り常陸潮來に到る水路に屬し人家水渠の兩邊に臨み相架するに小板を以てし毎家の通行に便にす其數十二故に此名あり特に稱道す可きことなきも其潮來繁華の地に屬するの要路に當り加ふるに兼葭深き處吟情を催ふす可きの境に在るを以て騷人詩客の之に歌詠に載するもの多く稱して潮來の十二橋と曰ひ遂に刀江の一名勝たり

十二橋

遠山澹

霜落菰蒲淺水清 碧瑠璃上畫船行 外湖忽入裏湖去 十二橋頭盡月明

同

河田巖

櫛取津頭暮放橈 黃蘆無際水天遙 孤蓬小泊潮來步 箇々春潮十二橋

諏訪山

佐原町諏訪神社の境内外に亘るの地なり社號に因り以て山名と爲す石礎數十級高く佐原の西方に聳へ蒼鬱たる古松は刀稱の清流に臨み林園幽雅にして岡麓は櫻樹數百株花雲を蓋ひ其他四季の花卉を雜植し觀賞に堪へたり又泉水あり石罅より瀉出し潺湲として佩環を鳴らすが如く殊に敷置の妙を極めたり四時散策を試むるもの園中に絶へず加之櫻花爛漫の候に至れば電燈を利用するを以て花影燈光相映發し京都圓山の櫻花も亦實に一籌を輸するに似たり夏季は市人の涼を取るもの多く來遊し呼むで佐原の公園と曰ふ茶寮は中腹に在り瀟洒愛す可し磴の中段に雙生竹の碑あり竹は今石尊山も亦

之に連なる高岡にして其眺望は諏訪山と伯仲せり

雙生竹碑

源與清撰

下總國香取佐原村乃諏方神社波信濃國奈留神靈乎齋鎮座參爾良世之建御名方神毛坐氣此社乃地波最高久管江多山乃頂奈利刀稱河乎打渡之板來鹿島舒眼中爾隱利面白支見遣利爾有留往之天明三年布伊歲乃夏能頃社迺傍乃松杉群立留中爾種毛無爾筭二本頓爾生出之日乎經受志最節滋久珍加那體乃竹爾成奴里人群集比此波神乃靈驗乎示之給不爾古曾登加志古美合利其處斯良志向日向守平信之朝臣冷泉大納言爲村卿乃風乎學天歌口爾於波志計留峨五首乃歌詠天其里爾下之賜利邊其一波松杉乃常盤能色爾契利天生出希羅竹乃二本此外乃四首乎今仁別當能坊爾秘持有理此處乃里長本谷德隣波民乎惠美憐夫心深久公事爾就天勤志開江安信之朝臣乃孫今能信富朝臣乃仕人渡邊好禮登議利故君乃言選葉乎石爾鐫天後仁傳爾武須志余仁請天其詞遠撰志余其忠心中感天辭夫事無久懸天事乃由乎記之且詞作曰香取能夜佐原乃里仁瑞離能久枳世豫理都怒佐波布齋比麻通利天人皆乃仰義恐牟道速振神能社爾玉匣二本乃竹野干玉罷一夜乃加維爾靈之久毛生出仁雞離會禮遠斯母里乃彌千代爾榮曳那牟驗能物登會固領須平朝臣乃喜煩比言祝麻志其言乎世爾毛顯波之其歌遠後耳母傳弊語繼言末之登百不足石仁鷄世之木能臣乃人多運勤志支也忠那流心貴幾也厚支心會袁善力吾毛感乍言爾叙須留維時文政四年歲次辛巳秋八月己卯朔己丑源弘賢書正三位行式部大輔菅原朝臣長親題額漫邊好禮本谷德隣共建

岩崎城山

佐原町の西端に在り乃ち岩崎古城址にして岡上に登れば乃ち利根川を瞰し霞浦に對し筑波日光の峯

巒は皆勝狀を眼前に送り來り景致畫の如し梁川星巖曾て句あり

登佐原西邸

滿山松靄鎖氤氳躡屐登臨送夕陽一鑑明開霞浦水孤煙青接筑波雲回旋日月長天盡假塞龍蛇大海分蕩
濼平生塵土念吾將深入白鷗群

伊能忠敬銅像

諏訪遊園内に在り像高一丈一尺臺石高一丈八尺中間仰瞻斗象俯畫山川の八字を刻す鹽谷時敏の書に係る是より先き郡教育會及び有志の士銅像建築の議ありしが八木善助、萩原甲太郎、安達利介、木内彰太郎及び菅井與左衛門、馬場善兵衛、清宮利右衛門、石毛元治郎、栗原友吉、齋藤東二其他の諸氏主唱と爲り遂に此建設あり大熊氏廣原型を製作し久能留五郎鑄金に従事し大正六年三月之を創始し翌年七月三十日に至て全く成る八年三月二日其除幕式を行ふ會するもの數千人に達す當日佐原小學校生徒は左の唱歌を合唱し更に一段の盛典を添へたり歌は佐原中學校教諭伊能甲之助の作なり

斯の人出で、わが國の、正しき形知られけり。この人ありしこの郷の、名はどこしへに傳はらん
さやけき利根の月影は、君が光を添へぬべし。棚引く諏訪の山ざくら、君がほまれと句ふらん。
花と月との中しめて、立つや偉人の記念像。剛毅の操しのばれて、不朽のかゞみ仰がる。

佐原從軍紀念碑

表 忠 碑
共に諏訪山下の園内に在り前者は明治廿七八年戰役同町從軍者紀念碑にして陸軍中將山地元治の撰

文を刻し後者は表忠碑と題し陸軍大將乃木希典の書するところにして裏面に卅七八年役同町戰死者の姓名等を刻す

佐原從軍紀念之碑

維時明治廿七年皇師之征滿清也下總佐原町撰拔兵五十人編入我第一師團等而越海十月上花園口陷金州城取大連灣破旅順口進陷蓋平城大平山營口及田莊臺既席卷遼東將略山海關清主大怖割地納幣請和征旅六閱月而凱旋其凌朔雪堪互寒艱苦不可名狀而願五十人無復一人殞命者豈可不謂異數哉朝廷論功行賞各有差是實爲佐原從軍者之龜鑑矣鄉人歎屢不止勒其姓名於石以垂後世請文於予乃紀事銘曰寶劔之攸鎮兵勇出民倫王師之所嚮電擊兮雷振百戰無不克矢石不傷身糾々五十人榮譽蒙六親
明治廿九年七月 第一師團長陸軍中將正三位功三級子爵山地元治撰竝篆額

衣笠豪谷書

御床 几 松

同町横宿伊能權之丞の庭中に在り圍三尺許傳へ曰ふ往年徳川齋昭香取神宮に詣するの時伊能氏に宿し床を樹下に置き庭園後圃の景を見て和歌を扇面に題す今同家の家藏たり伊能氏は本町の舊族にして中世の祖某亦才望あり僧鐵牛と交り善し鐵牛の此地を過ぐるや必ず其家に宿し其歿するや鐵牛爲めに偈を作て之を吊せり

しばしとてたちよる軒の忍ふにもあまるむかしのことぞ戀しき
人間はぬ荒たる庭を來て見ればはなはむかしにかはらずやさく

齊 昭

佐原校藤花

佐原小學校庭中に在り同校創立後之を栽ゑしも稀有の巨幹となり屈曲偃蹇架棚二十間に及び花時に至れば紫花白英燦として彩布を蓋ふが如く同町名勝の一と稱せらる

祈雨松

東大戸村大字大戸字宮作に在り圍七八尺高十餘間祈雨の時大戸神社社藏の古面を此樹に懸くるを以て此名あり大戸神社の項參觀

前林巨松

本大須賀村大字前林字小山の路傍に在り里人呼て大松と曰ふ圍二丈五尺に餘る傍らに一古塚あり大目塚と稱するも其由を詳にせず

鳥羽大椎

香西村大字字鳥羽大椎の路傍に在り圍約一丈許北總詩誌曰鳥羽地有老椎魁岸扶踈與曰井大樟爲伯仲共千年外之物古昔の所謂大椎は枯槁し目下存するものは乃ち其の萌蘗の成長せし者なり

鳥羽之椎曰井樟偶然構樞閱星霜可憐千載全天壽不似春花開落忙

村岡良弼

龜甲山

香取町香取神宮の宮域を稱す中央高くして西方に低下し宛然龜甲の狀を爲すを以て此名あり香取或は曰く之を遠望すれば大龜匍匐の形もあり因て地に名くと宮小史域内往古は大竹林なりしが建永二年丁卯十月關白左大臣家政所下文に地頭平亂通の恣に寶殿四面八町内なる大竹を伐採し又符を掘取等の事を停止せらる云云の事あり年を歴ること茲に久しく樹木亦變革の時に際せしを以

香取神園

て今は翁鬱たる大杉林と爲り其最古なるは概ね千有餘年の物にして隱然鬼神の之を呵護するあるが如し宮域外に接して七橋八坂十井等の名勝あり神宮に詣するもの必ず此七橋八坂の一を経過せざるを得ず七橋は大坂橋表津宮五反田橋表津宮中央荳田橋山崎小山橋丁子下井橋今吉原氷室橋吉原地口橋佐原と名つけ八坂は大坂表津宮龜井坂龜井より宮下若宮坂原町口下井坂壞崩して廢するに依り安永年氷室坂氷室井より神宮下口に達す奴久井坂奴久井より神宮幸若坂今壞崩して懸崖となると稱す

香取神宮域内に連り社後に屬す呼んで櫻馬場と稱す安永中香取神宮行事稱宜額賀重賢此地を購ひ櫻樹を植ゑ競馬埒を設く因て櫻馬場の稱あり其後稍荒廢に屬せしを明治六年癸酉香取保禮伊藤泰歳額賀大重等の諸氏衆社人と大に開拓の事を謀り榛莽を刈り荆棘を拂ひ略は庭園の區劃を定め八年乙稻葉正邦百株の櫻樹を栽ゑ清宮秀堅之に亞ぎ爾後逐次民地を購求し以て其規模を擴め巨松大杉の間梅櫻楓樹の彩繪を圖はすあり春秋人をして遊賞去るに忍びざらしむ更に眸を放て北方を眺すれば利根は溶々として一練の布を晒すが如く十六島の風光は淡濃相待て雅趣を添へ潮來は相對して呼べば應へんと欲するに似たり鹿島日記本社を叙するの條下に「板來の里はいづこなるらんなどいひしらふほと遠方に煙のたゞひとむすび立のぼりたるにぞ確かに其所と思ひとかれぬ云々」と是れ此地の眺矚なり頃ろ人あり「香取土産」なるものを篇し頗る神園の事を詳記す抄して以て本誌の記事に代ゆ曰く香取神宮に詣するものは必ず神苑に遊ばざるべからず神宮は莊重にして貴ぶべく神苑は優雅にして愛すべし神殿を拜し茂林の間を過ぐれば直ちに神苑に出づ苑の廣さ三千坪丘を負ひ川に枕む其左方

には松林翁鬱として枝を交へ青苔逕滑かにして嵐氣人を襲ふ滿地の清陰夏を消するに宜しく其右方には櫻樹の茂りて新緑の清楚なる亦愛すべし春時花開くの時花下に吟詠するもの多しと云ふ左方松林の側一路を通するあり老櫻蒼然として其路を夾む名けて櫻馬場と云ふ毎年五月五日流鏑馬式を行ふ松樹の間憩ふべきものを三觀亭と云ふ元老院議官土岐朝海曾て此の地に遊び雪月花の妙を賞して此名を下せるなり又左方櫻樹のある所に梅林あり林畔に小榭亭を設く清香亭と云ふ亭畔の木橋を渡れば更に櫻樹の蔭を爲すあり四時朝暮の變幻に至ては殆ど極りなく朝靄漸く晴れて白帆分明に黄昏烟凝りて暮山紫色を呈し前岸の榭樓火を點するの時紅燈水に映して綺羅星の如く江風微かに吟聲を送り來る夫れ明月東嶺に出で、松林に轉じ碎影地に滿ちて水彩滴るが如く月は水田に映じて田毎の面影を寫すに至りては眞に此地の絶色と稱すべし筑波は右方茂林の間に現れ清容楚楚愛すべく秋天溶清の日に至ては常野の諸山も亦指點の中に在り之を概するに神苑の眺望は廣濶にして而して此景を成す所以は第一利根川に在り之に次ぐを潮來十六島となし近くは山崎の蒼丘稻荷山の青松香取浦の水田津宮の漁屋參差掩映して一個の活畫圖を成せり伊藤泰歳十二勝を撰す曰く神苑の春曙、船木山の松風、新島の漁歌、津宮の炊烟、山崎の紅楓、東光山の晚鐘、八雲嶺の吐月、御手洗の清泉、神林の群鴉、行方の晴嵐、潮來の夕照、利根の帆影と一丘一水皆詞人吟哦の料と爲らざるなし二十三年庚十一月神園保勝會を組織し苑地を修め更に楓櫻數百株を植う全二十六年癸巳七月佐原町八木慶太郎祖母ふみ山林一町三畝歩を寄附せり園内文久元年清宮秀堅建つるところ本州神祇式名社碑並に本郡征清從軍者碑及び森山村征清從軍碑香取町彰忠碑等あり其一二を左に録す

從軍功賞碑

陸軍大將大勳位功二級彰仁親王題額

明治二十七年、我國與清國隙、王帥航海、進軍征討、陷諸城壘、越二十八年、清國遣使來求和、我皇允其請、於是王帥凱旋、尋大論功行賞、下總香取郡、與其賞者、實有七百二十一人、何其有功者之多、一至於此也、蓋本郡枕利根、隣印旛、香取神威永留靈於此土、故俗皆勇敢向義、所以多出此有功者也、是焉知無非香取之神威、赫々桓々、其餘烈遺風之涵濡民心之所致乎、今茲八月、郡之有志相謀、建石於香取神宮之側、勒文欲傳其功名於後世、來請予文、予爲知于本縣、有年於茲、今聞其美舉、安可辭其請焉、因叙其事、係以銘、曰尅々干城、寧問生死、金鼓一聲、草木皆破、媯和茲成、六師旋師、生者負榮、死傷吊慰、鄉黨表誠、勒丈金石、其功其名千歲不朽、

明治廿九年八月

千葉縣知事正五位勳四等兵頭正懿撰

正四位勳三等巖谷 修書

彰忠碑

陸軍大將正三位勳一等功一級伯爵乃木希典題額

嗚呼是甲辰乙巳戰鬪紀功之碑乎是役也我邦能以小勝大以寡挫衆以光被皇威於四表置國家於富嶽之安其故何也豈非出者善戰居者善餽之所致乎而殞命於行間者亦不爲不多矣朝廷旣褒之祀之史官書之詩人詠之兒童走卒稱之況生同邑間接其遺者何曾一日忘之是香取町民之所以建此碑表彰其忠烈也歟本町嚮設獎兵義會贈餽兵士慰恤家屬今復有此舉可不謂厚乎町民從軍者一百三人而戰亡四人病歿四人皆有勳章功綬之賜其姓名勒在碑陰凱旋叙勳位者亦五十五人可謂盛矣因謂香取大神實爲開國功臣盛德大業莫與之京而永留英靈於此地涵濡民心者深宜乎多出此忠勇義烈之士也頃者町長塙榮太郎

君等介神宮禰宜伊藤泰歲君屬文于余文成係之以銘銘曰

山水蒼々兮 香取原 以招忠魂 猗與壯烈兮 千歲弗諼

明治四十一年歲次戊申嘉平月朔

前參事院權議官散位村岡良弼撰

なつころも香取の宮居ちかつけばひとえにすしまつのした風

正三位 長岡 護美

見わたせば潮來のしまぞ霞むなる香取のうらの春もうらゝに

從四位 竹内 惟忠

磯山のはなの梢にかすむなりかどりのうらの蜚のつり船

佐々木弘綱

香 雲 館

神宮後苑櫻の馬場の東隅に在り間口十一間四尺奥行五間四尺の二層館にして構造宏壯なり明治三十年香取神宮宮司香取保禮伊藤泰歲等首唱となり香取神苑保勝會を興し會員組織と爲し本館を建て以て賽詣者の休憩其他に充つ館に登れば常總二州の勝槩は一目の中に盡くすべく筑波日光の諸嶺は透迤として相連なり霞湖碧を凝して餘水を利根に注ぎ山は水と相待ち水は山と相頼り或は平田遠く開けて翠樾隠見し快然たる風致は一として畫圖の好粉本ならざるはなし或は評して曰く黃鶴樓上吳楚を望むの想ひありと館上の一室は四十四年五月廿一日東宮殿下行啓の際御休憩御座所に充てさせられし所なり又樓下の一室は香取郡教育會附屬教育館に假用し兒童の成績品等を陳列す

神宮 十一井

御手洗井は東方の岡側に在り飯篠長威の僕此處に至り乘馬を洗ひしに僕馬共に死し其夜山崖自ら崩れて井を埋む因て之を他所に設くるも其水の清からざるを以て再び此に築くと香取志 氷室井は氷室坂

の傍に在り傳へて往時氷室を設けし古跡なりとす龜井は龜邊と稱する地に在り里人は訛り釜邊と稱す或は曰く龜甲山の地に在るを以て龜井と名づく大坂井は大坂の傍民家の宅地邊に在り八坂中此坂最も大にして加ふるに往古神宮神輿渡御の時此坂を過ぐるを以て其名著はれ其の側に沿ふを以て大坂井と稱す之を神宮四井と爲す琵琶井は神宮の南方王子神社に至る路傍に在り傳へ曰く往古琵琶を善くする人あり神宮に詣するの時渴すること甚しく神に祈り携ふる所の琵琶を以て地を鑿ち水を得たり因て名つくと下井今廢は琵琶井坂に到る坂路の傍に在り水最も清かりしと眞禰井は字眞禰井坂に在り蓋し眞名井の轉ならむと西隱井今廢は宮城の西方に在り側高神陸奥より牝牡馬二千匹を取り來り此處に置く因て此名ありと東隱井は香取町丁子區に在り其の説亦西隱井に同じ奴久井は奴久井坂に在りしが今廢す以上を六井と稱し前四井と合せて神宮十井とし不淨の徒の之を汲むを許さず又別に又見の地に石井あり其水清冽にして常に流出す新市場に大刀洗井と稱するあり今形狀を存するのみ古昔經津主命御刀を洗ひしところなりと其説必ずしも據る可らず

船 木 山

香取の西方に在り軍陣祭の時山中より船材を伐り出すを以て此名あり耕地に突出し岬狀を爲す其地質赤土にして松樹茂生す香取浪逆の湖畔を眺望し松籟の聲は漁歌と相和し恰も琴瑟を調するが如く亦名區たるを失はず

黄 門 櫻

神宮樓門外に在り貞享元年三月徳川光圀參宮の際手植せしものなりと今巨幹數本に分る天保五年三

月廿五日裔孫齊昭亦本社に詣し櫻花の爛熳たるを觀賞し和歌一首を扇面に題して曰く

詠草

めぐみある風にしられていちしるし加どりの宮の花のさかりは

坐論梅

同所大宮司家の庭中に在り元祿中徳川光圀神宮に詣し本邸に宿せられし時手栽せしものなりと其實相合して附着し衆人の坐を共にして語談するが如きの趣あるを以て坐論梅の名を賜ふと

美人櫻

佐原町より香取神宮に詣るべき道路の兩側に并植す新道の成るや佐原の人萩原甲太郎櫻樹栽植の事を謀りしに佐原町各家の婦女皆之を賛し金を醸し樹を購ひ遂に是事を全ふす甲太郎因て此名を附す今や年を逐ふて名實共に具はるの美觀を呈するに至れり

三本杉

神宮城内正殿の西方に在り中間より岐れて三大幹となるを以て此名ありしが或は曰く古へ三株ありしが樹の生長に従ひ合して一とありし安政三年丙辰八月暴風の爲めに其の中幹を折損せり傳へ曰く頼義の神宮に詣するや靈鳥の瑞あり因て其傍樹を祝して曰く天下太平を來し社頭後榮子孫長久の福あらしめば杉樹必ず分れて三岐とならんと後果して其言の如しと

木母杉

神宮城内に在り今枯槁し朽株を存す圍四丈五尺許其址に椎樹の寄生するあり圍一丈二尺餘に至る傳

へ曰ふ貞享中水戸侯徳川光圀數ば神宮に詣し此樹を見て曰く其の巨大なること他杉の母樹と稱すべしと是より遂に木母樹の名あり社記或は曰く往昔神宮附近は大竹林にして中に二三の杉樹あり此樹最も大にして後ち竹枯れて此杉次第に繁殖せりと

大王松

神宮前庭に在り明治三十八年十二月七日戰役平和克復奉告勅使堂典佐伯有義の手植せしものにて茨城縣鹿島郡輕野村の人山本治三郎の獻納樹たり

月桂樹

同庭中に在り明治三十九年九月廿九日帝國軍艦香取艦長海軍大佐坂本一神宮參拜の際紀念の爲め之を手植す亦山本治三郎の獻納樹たり

旗立松

同町大字久美上字旗立に在り圍一丈二尺餘にして老幹枝を垂れて翠色滴らむとす傳へ曰ふ前九年の役源頼義香取神宮參拜の途次人馬を此に休し軍旗を樹上に立つと或は以て千葉常胤の古事と爲すも共に附會の説に非るか

香取石燈

佐原町より香取町に至るべき參宮道の左側に在り石燈籠一基を建つ中間に龍形及び獅子戲鞠の狀を刻す嘉永中佐原の人喜三郎の刻するところなり喜三郎當時頗る名工の聞えありしと初め舊參宮道に在りしを後ち此に移す

稻荷山

津宮村の南方に位す岡上稻荷祠あり故に以て稱と爲す中腹より山巔に至るまで翠上枝を交へて清陰地を覆ひ俯仰四顧すれば兩野の山と總常の水は遠となく近となく皆秀色を送り倒影樹に在り茅屋水に臨み布置參差たるものを十六島となし鷺の斯に飛び鳧の斯に翔る如く洲渚の間に隠見するものを利根往來の船舶と爲し回汀曲灣出入綺錯し悉く寸眸尺幅の中に集り目數へて指屈するに遑あらず登臨するものをして割愛して去るに忍びざらしむ

津宮渡

津宮村に屬す近時河川改修の結果として利根の流域大に變遷し舊狀復た知る可らざるも往古は渡頭より鹿島大船津の邊に至るまで渺々たる海灣を爲せしならむ香取神宮一の鳥居は高く水中に屹立せり乃ち十六島又は潮來を歴て鹿島に至る可き要津なるを以て其名殊に高く所謂鳥居の俗語も亦因て起る所以なり寛政六年橋千蔭の日記に上香取郡五峯の山といひて松いと茂くてつゞらなりなる坂を上り下りて香取の御社にいたると神さびたる宮居のさまなり津の宮の岸より船にて常陸なる鹿島が崎へ渡り海上かたへ行かんと思へど風甚だ荒くて渡さんことかたしと舟人いふ躬國雄風酒さかなもて來てその岸の小家にいこひて別をしむ時に雄風
とね河のさしのふち浪立かへりくる目をとほみ別れかねつも
といひ出せりければ千蔭返しに
みをたへぬとねの川ふねいくそたび行かよひてか君とかたらん

海上山

古歌に夏ぞひく海上山に眺むれば霞に沈む信太の浮島を載す其地今詳かならず或は海上山を以て今の海上郡の地と爲すものあるも地勢に因り之を考ふるに信太の浮島常陸國に屬すを眺むるの意に因れば今の大倉村側高神社地の邊を稱せしならむ此地古へ海上郡に屬せり社後岡上齋蒼の間より利根川又は霞ヶ浦を眺むれば山影水色森樹清波悉く状態の下に萃り蟹屋漁舍其間に參差として昔時渺漫の狀を追想するに足る總國風土記殘本載するところ大高山も亦同所を指せしものに非るか夫木集頼政の歌にあきさるうなかみかたをみわたせばかすみにかぶしたの浮島あり其海上瀉は乃ち香取瀉の古稱ならむ然らざれば信太浮島と合詠すべきの理なし

側高神井

大倉村側高神社の岡麓に在り縣道に沿ふ方許の泉井にして清水常に池中に滿ち澄影鑑の如く其の溢出するものは灌田の用に供せり稱して側高御手洗と曰ふ其佐原小見川二町の中央に位するを以て夏時來往の過客は翠蔭の下利根の風光を望み井泉を汲み青田に對し一掬の涼を取らざるなし相對して社司石田房泰頌德碑あり

鎧掛松

豊浦村分郷諏訪神社の域内に在り圍一丈五尺余二幹に分れ一幹枯朽して今は其一を存す傳へ曰ふ往昔小見川城主粟飯原某鎧を掛けたるを以て此名あり

城山遊園地

小見川町の西方丘陵にして乃ち粟飯原氏の城址なり明治三十六年本町の人實川虎之助なるもの此に千餘歩の地を購求して遊園を開き植うるに櫻樹數百株を以てし私金五百圓を投じ公衆遊覽地を設け四十二年更に千五百圓餘を以て天滿社を建つ是より登覽の客常に堪へず地は最も高燥にして近く刀水を瞰し遠く波山に對し四邊の景皆眸中に入らざるなく所謂の僻陬中一仙境を得るが如きの想ひあり氏か本郡中一名勝を添ゆるの功は多とするに足るものあり

木内 二樹

一は柂樹にして一は茱萸樹なり共に神里村木内區字權現に在り小祠前二樹相並びて柂は中段より倒損横臥し更に根幹を生ず茱萸は圍三四尺許傳へて舊樹の芽蘗なりとす一見して古木なるを知る可く稱し木内の兩奇樹と曰ふ

うさぎ田

香取神里二町村に通ずる道路に沿ひ近傍は山林に屬し小低窪地あり水田又は濕地たり此地往時は盛んに鶯草を生せしが天然物保存の道なき爲め好事家の採取に任せ今は全く之を見ざるに至れり木内大樹曰く小字うさぎ田は蓋し御鶯田の誤訓なりと

田部 七井

八都村大字田部に在り一は字玉谷に在り神井と曰ふ約六坪一は字北谷に在り椿井と曰ふ一は字榎谷に在り大井と曰ふ一は字宮下に在り小井と曰ふ一は字菱井戸に在り菱井と曰ふ一は字種井に在り一は字塙下に在り御手洗井と曰ふ之を田部の七井戸と稱し傳へて本部落開拓當時の遺跡と爲す又字宮

腰及び字荒波に御井戸と稱するものあり前者は天慶中日宮神社の供水に之を開鑿すと今山林と爲り後者は元祿三年八月の開鑿に係ると曰ふ

七 本 樹

八都村大字小見德聖寺域内に在り公孫樹は即ち其主幹にして圍一丈七尺許に及び樹上に樟松檜南天燭竹「ウシコロシ」等六種の寄生樹あり是れ其の名を得る所以なり然れども近年漸く枯槁し見るに足るの状なし

諏訪 松

同村大字川上諏訪神社域内に在り傳へ曰ふ諏訪二郎なるもの之を信濃國より移植し神木となすと樹の圍み二丈に垂んとし幹枝高く聳へて衝天の勢ひあり

同神 生古 櫻 五 鬘 松

同村神生區高岡萬太郎なるもの、宅地内に在り櫻樹は其四世の祖の栽うる所にして圍約一丈地を離る數間にして岐れて數大幹と爲る單瓣種にして花候愛賞に堪ゆ大正六年十月一日大風の際其一大幹を折損せり五鬘松は他の一松種と接木互長し殊に奇古と爲す年代は其の櫻樹より古きは蓋し論を俟たず

長 山 間 山

森山村の北邊にして岡脈縣道に沿ひ下飯田阿玉川の兩大字に亘り延て笹川町大字須賀山に及ぶ岡上は概ね畑地と爲れり利根川其下に流れ煙巒倒影し松風漁歌參差相答へて以て河山の景を添ゆ山の

隅に淺間祠あり山名此に基因す里人は之を總稱して長山と呼べり渡邊操刀根川繁昌記に曰く夫刀江勝地雖甚多廣袤里餘支流數派眺望絕倫四時無不佳者則此長山城址也蘆渚連於數里白帆明滅於縹緲之間漁舟隱顯於煙波之上筑波之山峯聳於雲烟杳藹之中常陽之沙漠橫於水天一髮之間萬里長流水色淵清與波山沙漠映髮髯鏡面或爲嫩紫或爲金碧彩色爛然奪目真可謂刀江沿岸之勝地也一瞻望常總兩野及駿之富山故呼曰五州一覽と此一節は即ち此岡の眺望に屬し風光の雄大なる郡中に冠たり

四季櫻

良文村大字五郷内樹林寺庭中に在り圍五尺許分れて數幹と爲る單瓣種にして四季花を着く周圍繞らすに石垣を以てせり往時小見川に在りしものを移植せるなりと

遊樹林寺示龍潭禪師有四季開花櫻樹

鐵

牛

有約出門陰又晴幾回進退訪宗盟江山日暖祥光麗梅柳風輕香氣清煙聽樹林千載古堪觀櫻夢四時榮地靈方識人猶傑待客雅情感至誠

傘松

同村大字久保菅谷勘左衛門の庭中に在り同氏老母の曾て栽うる所なりと其樹甚だ巨大ならざりしと雖も枝葉四垂平敷して地上を覆ひ其狀恰も翠蓋を張るが如く殆んど印旛郡飯岡故神山魚貫の庭中愛樹と相追隨するの感あり傘松の名實に空しからざりしが往年同家の火災に罹りし一時大に損傷せるも今又舊狀に復す

府馬樟樹

府馬村大字府馬字奥山の臺一に歸命臺と稱す宇賀神社境内に在り高四丈余圍三丈六尺に及ぶ中間分れて數幹となる幹の圍皆丈餘なり其の一幹地上に低垂し根を生じ更に一株と爲れり土人傳へて神代の物なりとす或は曰く經津主命の手栽するところなりと説の如何は容易く信すべからずと雖も其千載以前の樹なることは疑を容れず且神崎巨樹と並び稱して本郡の二大樹と謂つべく又以て本村建置の舊なることを證するに足る

山倉楓樹

山倉村大字山倉民家の一隅に在り圍一丈五六尺許枝の低垂するもの更に地中に入り根を生じ一見して其巨樹なるに驚嘆せしむ植栽年月詳ならず樹下一小祠あり權現社と稱す

能滿寺楓樹

常磐村大字東松崎能滿寺後庭に在り池水に臨む圍七尺許坪井咬菜嘗て老楓吟を撰す其の引に曰く堂背有楓樹、蒼鬱蔭地、數畝老幹、生五大枝、其圍各合抱、或有屈盤旋空者、或有蜿蜒橫地者、宛若巨蟒相戲乎林下、蓋五百年外之物也と其年代の如何は未だ考ふべからざるも假使屈曲の狀に至ては眞一怪奇にして徒らに他の老大樹を以て誇るものと同視すべからず同氏の句に今覺箕榭伴斗筲、一株磅礴敵其百、と蓋し虚言に非るなり

逆銀杏

同村松崎神社域内に在り圍二丈許傳へ曰ふ僧空海本社に參籠し紀念の爲めに携ふるところの木材を倒植す後根を生じ巨樹と爲る故に此名ありと説の眞偽を保せず

常盤松

亦松崎神社域内に在り同神社の往昔兵火に罹り烏有に歸し後ち再建の時紀念として之を植うと里傳に曰ふ村中凶事ある毎に必ず葉色變ず因て爲知の松と稱すと眞否を詳にせず

占勝臺

同村大字岩部暢發尋常高等小學校附屬の校園に屬し校後に沿ふの高岡たり明治三十七八年戰役の終るや校長安藤定一村人と謀り校園を擴め以て紀念と爲し名けて占勝臺と曰ふ岡は乃ち岩部城址の南端にして村内の諸岡左右に繚繞し水田遠く開けて際涯なく栗山川其中間を通じ布練を延くが如く而して久賀常磐の諸村田舎依々として相連り眼界殊に濶然たり岡下彰功碑あり乃ち當時の建設に係り又戰死者の偉勳を不朽にせしものなり

彰功碑

陸軍大將乃木希典篆額

皇上即位三十有七年二月王師有事于露國帥自韓入清拔遼陽陷旅順遂進下奉天于沙河于鐵嶺連戰連勝而婆艦一隊自西來者殲之於洋中敵人膽沮氣挫無幾和議之約成昔皇祖神武天皇以武平定海内列聖相承無違今上天皇德兼古今明照内外南取台灣北略樺太版圖達二千里帝德之隆孰加焉先是香取郡栗源村人從軍者六十二人于居守于戰鬪各服其任有致命於彈雨之間者有蒙創於鋒刃之下者其他奏功成名之士不少役畢凱旋闕下有命使解隊歸鄉服業里人相謀設會於鄉校招戰死者遺族及從軍之士吊慰犒勞交至會者數千人皆曰此功之成實祖宗偉德皇上稜威所致而軍士盡忠之勞亦爲大宜刻之於金石頌聖德勤武功永使後人所感奮興起議輒決遂囑余以文銘曰神祖垂統帝業永昌皇上敷德威武斯光義旗所向

扶弱挫強凱歌一曲震撼八荒

占勝臺記

暢發尋常高等小學校長 安藤定一撰并書

岩堀 慇

明治三十七年皇師外征所嚮莫不克翌年和成當是時我香取郡栗源村人從軍者六十二人及凱旋暢發校長安藤先生與村人相謀迓而犒之於校庭建彰功碑又就校後高岡擴庭園以紀武功名曰占勝臺岡屬岩部城墟平良兼族裔常基所居也按史平將門之謀反先殺其伯父國香取常陸尋掠武總之地國香子貞盛奉勅討之請援於良兼將門亦招之良兼於二人有叔姪之親時爲下總介在上總屋形決意與姪良正泝栗水行收義軍途出岩部遂自神崎渡江會貞盛於常陸討將門後常基相居於祖宗之舊基以營牙城又建妙見社以爲鎮護子孫以武著矣嚮皇師外征從軍之士皆多出於天慶義軍之裔者今先生執教鞭于斯校導子弟以忠孝上贊國家之盛下成風俗之美所謂義勇可奉公者舉在校中矣余一日陪先生携手而登臺上或謁妙見之社又尋射之家遺址歷々可證更放眸則久賀之鄉常磐之里林樹相連田園相屬而栗水貫其中間至若夫山川之勝槩與煙雲之杳靄可以備遊人之登臨資騷客之風詠者則臺上之勝可一目而占也雖然先生之所取則別有深意所存焉使登者仰而想天慶討逆之偉績觀而察明治外征之光威宣揚英風餘澤之盛于古而大于今者與衆樂之國家無事則息苟有事則使相率而趨義可知先生之意不在乎彼而在乎此矣然則占勝之臺其所以裨補風教感奮元氣者豈少小哉於是乎記焉

澤櫻

同村澤字寺谷眞淨寺域内に在り垂絲櫻にして圍一丈四五尺に垂んとす開花の候殊に奇觀を極め澤薩

の名遠邇に聞る騷人雅客の杖を曳くもの多かりしが近時幹枝の枯損するを以て又舊時の如くならず樹下碑石あり俳句等を刻す村の俳人高橋如水の門人が建つるものなり如水通稱を甚兵衛と曰ひ吉祥庵と號す往年其側に稚櫻を培植せしが今や漸く成長し往時の觀を復せむとす

栗山川

一道の水脈は郡の中央に發し兩總を界し白里灣に注く敢て景勝の特記す可きなきも亦郡内の名川たり

栗山川所見

並木栗水

山挾平田一水遙沿流村落半漁樵扁舟回棹歸何處帆影低過雙井橋

磨墨櫻

日吉村市ノ原耕圃中に在り塚上に櫻の萌孽あり古櫻樹既に枯れ次て生するものも明治三十五年大風の爲めに折損し更に此萌芽を出すと傳へ曰ふ梶原景時の名馬磨墨を乞ひ宇治に先登するや其臣某又之を乞ひ上總に至る其殞死するに及び此に瘞め塚邊一祠を建て駒形神社と曰ひ以て之を吊すと固より附會の説にして信を置くに足らず

丸山

東條村大字船越の東端に在り栗山川に枕みて突起する孤山にして頂上に熊野神社聖眞子神社あり岡の位置は東條多古吉田日吉の水田中に在り渺茫たる耕地中一假山を築くの想ひあり而して宛然圓球を半切したるが如きを以て丸山の稱あり頂に登れば展望頗る敞かなり往時は樹木鬱蒼たりしが之を

伐採せしを以て少しく風致を損せり

手植楓

飯高村大字飯高飯高寺庭中に在る巨樹なり圍八尺許、樹は徳川頼宣頼房二人の母堂養珠院の手栽するところなり孫光圀曾て遺跡を訪ふて本寺に至り命じて厚く保護を加へしめしと曰ふ

院は正木邦時入道の女一に正木頼忠の子にして蔭山氏廣の養女となり土屋覺書阿満方と稱し徳川家康の側室たり寺記殊寵あり承應二年癸巳八月卒す年七十七妙起日心と諡す諸畧其駿府に在るの時塙直次の勇武を聞き曰く刀劍奇寶を諸公子に貽るも以て珍と爲すに足らず苟も將帥の寶と爲すものは勇士に若くはなし聞く塙團右衛門故主の逐ふところと爲り浪居す海内若し事あれば一夫と雖も尙は益あり苟も雄武のものあれば公子に附せしむ是れ我の願ひなりと嘗て鏡臺金と稱するの賜金五百金あり其二百金を割て毎に直次に給與す武邊咄問書

月山

中和村大字清和甲に在り村中の最高丘にして三面に傾斜し東方僅に妙見臺に接す丘上樹木扶疎として一望豁然白里の灣頭風帆波に翔り干潟の田間漁火相照し晝夜の見るところ皆一幅の畫幅を爲せり石祠あり月山社と稱す丘の名を得る所以は之を以てなり

清和寄生樹

中和村清和熊野神社の社前に在り巨杉朽幹高約一丈の處に至り楠樹の寄生するあり樹肉枯杉相合して恰も一樹の如く殊に奇觀なり

玉見岡

万歳村小學校後の高丘なり一に石尊山と稱す地は神代村櫻井區に屬す里人の共有地たりしが明治二十七年萬歳尋常高等小學校を岡麓に建つるや寄附して校園と爲す地に天照大神及び阿夫利大神を祀り別に戦死者忠魂碑を建つ東南干潟の田疇を望めば區劃井然として基面の如く而して丘陵西北に連なり樹林掩映し天晴に氣澄むの時は乃ち近よして白里の灣、遠くして富士筑波の諸峯皆雙眸の中に入らざるなし其玉見の名ある所以は玉の浦(九十九里沿岸の別稱)遠望の勝地たるを以てなり

菰敷原

笹川町須賀山鹿の戸雨大字の間に亘れる一帯の沙地にして銚子街道之を貫き一望漠々絶へて青草を生せず刀水碧を凝らして白沙と相點綴し老松蟠屈して處々に壽趣を添ふ加ふるに對岸は即ち常陸國若松原にして是れより下流橋村石出區邊に至るまで水を隔て、兩々相並び風景の清絶なる近村に甲たり清宮秀堅擬するに舞子濱を以てす蓋し誇言に非るなり或は曰く萬葉集載するところ山上憶良の歌に「わだの底おきつ深江の海上のこふの原にみてつかからおかしたまひて」云々とあるは乃ち此地と或は曰く此歌は山上憶良が筑前國怡土郡子負原鎮海石を詠せしものにして全く本郡に關係なし然るに歌句海上とありしより之を郡名として又此地の曾て古海上郡なりしを以て遂に之を誤りしと蓋し然らむ寶永以後原の一部に人家を爲す之を菰敷區と稱す維新の後此地國有風致官林に編せられしが明治三十七年官に請ふて村有と爲し或は民居耕地と爲り漸風致を損するものあるは時勢の變亦己むを得ざるところなり

菰敷原

清宮秀堅

松妍水綠白沙明宛似關西舞子汀勝迹曾無人道出一篇歌詠答山靈

草枕旅寢のしとね那けれとて一夜ねて見ん菰敷原

宮負定雄

右定雄の歌は長短二章あるも其短歌を録す下の龍神山の歌亦同じ

龍神山

笹川町の東方大字鹿戸に屬し縣道に接す登れば則ち大洋東に面し漁村山麓に連り烟波浩蕩の間沙明かに松青く遠帆空に入り漁歌互に答へ北方波山を望めば翠顏嫣然として恰も雲中の仙に接するが如く實に本郡東部の一佳境なり其勝之を遊記に詳にす

遊龍神山記

山田 愨

總州之東、刀川之瀕、有一小岡、稱龍神山、尤以眺望著矣、地志載、山上有龍神祠甚靈、祈雨必驗、故以爲名、或曰地勢遼曲、爲龍蛇之狀、故稱龍山、及後世建祠、加神字云、余常有登臨之念、而世事纏綿未果其意、今茲壬辰仲夏、霖雨偶霽、又得少閑、於是拉童生熟地理者而遊、取路田間、迂回數曲、山既在前矣、仰望山巔、峰巒突兀、草樹鬱蒼、山下有湖沼、名桁沼、澄泓如鑑、山光倒涵、殆爲神女洗髮於淨玻璃盤之態、童子先導、自北方小路而登、細逕峻坂、足指衝胸、加以雨後、土粘沙濕、動欲顛墜、間關崎嶇、纔得達頂上、果有小石祠、即龍神祠、巨松六七株遠之、大二圍許、籟聲颯々、松下得平地數弓、藉草而坐、周覽遠眺、杳無際涯、山勢自北延東、委蛇屈曲、一峰特起、近掩映刀根、狀如伏龍舉頭飲大江者、爲龍山極北之境、山脉漸東、或起或伏、

如龍背出沒波間者、爲淺間岡、岡尾一角、南轉垂桁沼者、爲禿頭岡、培壤蟻垤、爲之鬚翼、宛然如一大神龍卷舒絳霄、信或者之說又有理矣、童子一々指點曰、藍光渺々遠接天者太平洋也、長流如練、滾々而注銚港者、不問可知爲刀川、沿流洲嶼葦布、如有如無者、香取郡十六島也、風帆烟楫、明滅於蘆葦中、如白鷗翔空者、往來船舶也、一帶青松林立平沙之間、東極波崎、西通二毛者、常州之野也、西北山脈連亘、雙峰嶄然深秀者、筑波山也、嶂巒一列如屏障者、須賀山古城址也、千葉氏族東教賴所居焉、蟹屋遶山腰、漁網曝長竿者、爲菰敷鹿戸等村落、至秋氣澄天之候、則駿之富士、奧之金華、亦可掬掌中、時方際插秧、山水田一碧無際、眞畫中之景矣、至是宿昔探勝之志始酬、有駕逸氣於鴻濛、御長風於寥廓之思、洒然忘登攀之勞、須臾晚霞四起、反映夕光熹微之表、如畫外又生一畫、童子引裾曰、倦鴉還林、山路暗黑、乃相携而下、于時明治二十五年六月某日也、

白雲のたつ神山の木のまよりはるけく見ゆるよものうみ山

宮負定雄

東莊神林

橘村宮本區東大神社の社域なり古へより東莊の森と稱し其名殊に著はる南北岡麓より清泉湧出し飲料水又は橘豊里二村内水田灌溉の源泉たり往時は社後の林地は巨杉老松鬱々として晝尙ほ暗きの思ひありしが神職の之を私伐せしより徳川氏の季年氏子内岩田藤兵衛河津太兵衛飯田嘉兵衛其家皆本村に在す等金圓を神職に納れ之を購求し更に本社に寄附し關係諸村の名主と共に連署し爾後神職の私伐を止めたり明治の中世林野整理の令あり社地の境外林たるを以て三十五年十二月公賣の公報ありしが其灌

溉の源泉と社域の風致に關するを以て人民は其下戻しを乞ひ允さるを得て境内に編せしが社司飯田直枝の時巨樹約百株を伐採せしが爲め大に舊觀を失ひしのみならず明治三十五年及び大正六年の大風は更に全林の樹木を折損し東莊神社は名實共に空しきの狀に至れり惜むべしとなす域内征清紀功碑及び軍人招魂碑等あり

征清紀功碑

陸軍大將 大山 巖題額

下總香取郡橘村內宮本有東大社焉祀玉依姬稱土子宮景行帝巡覽日本武尊征服之蹟至此創建斯社云肇祀之舊亞香取神宮明治初列爲郷社所鎮護八村曰橘曰豊里曰東城曰萬歲曰神代曰良文曰森山曰笹川分爲四十二區凡二千八百三十二戸即古東莊之地也二十七年皇師征清八村人從軍者百三十人追役罷社司飯田君胤隆與郷人謀樹石社側勒姓名以紀功介岩堀角次郎請予文古昔香取神勳鋤群兇平定下土武功赫々居開國諸神之先而本社則祀太祖之皇妃景行帝所創始日本武尊所經略宜乎其威烈之顯著也鎌倉幕府時東胤賴始領東莊子孫相承十數世士馬精強威振隣近古稱士風勇敢必推關東八州蓋上古神蹟之所基啓其風氣之先豪強有若東氏承後以導之也抑征清之師所向皆克席卷遼東進逼二京遂使清國割地納幣以乞和聖天子豐功偉烈軼古超今炳耀海內外而以八村二千八百餘戸之衆能出百三十人熊虎之士或進戰或居守于土木于糧餉炎熱冒冰雪分職服役鞠躬盡瘁奉君之節報國之誠卓々如此原始要終其所由來豈偶然哉嗚呼時有古今氣運遞變而其浸乎民心存乎風俗者竟不可泯滅有時乎勃發流風遺澤遠矣哉飯田君在職六十年齡既七十購石以傾費予嘉君與郷人之並篤於義也略叙其由並及土地沿革之故係之以辭曰維忠維勇致身奉公維神之德乃民之功爲于爲城熊羆驅虎遠矣遺烈定疆靖虜

正四位文學博士 重野 安釋撰
明治丙申歲四月下總香取郡桶村有征清紀功碑建設之舉以予撰碑文往會之館于祠官飯田氏賦一
絶録其情况

民情淳樸古風存名社管來冊二村巍立桓碑銘戰績齋場高處旭旗翻

重野 安釋

雲 井 崎

同所に在り東大神社地に接し北方水田中に斗出す青馬今郡谷津數區の岡巒東南西南を圍繞し勢ひ羽
翼を張るが如く八崎角あり其間に繡錯し又自ら鳥尾の狀を爲す故に入尾山の稱あり北方一面山脈相
合はざること環口の缺けたる如く缺よりして遠望すれば水田萬頃杳渺として際なく波山の烟靄霞浦
の風光虚無縹緲の間に明滅し岡上又松櫻楓樹を培植し雜るに躑躅の類を以てす花時遊客廣集す傳へ
曰ふ此地古へ荆棘丘を被ひ榛莽路を塞ぎ復た之を顧るものなし海上郡横根村澁川善兵衛之を創し東
大神社司飯田胤隆之に亞ぎ經營功を畢り昔日狐狸の巢窟に委するものは乃ち變して今日士女遊覽の
境と爲り美竹露はれ嘉木立ち雲の浮べる溪の流るゝ熙々然として巧を廻らし伎を獻し柳子の所謂る
悠々乎として瀟氣と俱にし洋々乎として造物者と遊ぶを得るもの殆んど此境の類か石上貞淳雲井勝
槩詩碑あり往年重野安釋等來遊句あり

雲井崎眺望歌

伊能 穎則

足引のみやまのおくに柚立て真木きりおろす斧の音のどうのあかたの神山にしゝに榮ゆる松蔭の
道ゆきはてゝ千まち田のおもにのぞめる山涯の塙に立ちうちわたし吾見さくれば行水の刀ねの川

せはこの山のしたゆきめぐり霞ふりかしまのさきと行方の乎ちのみさきとこちくゝの中に流るゝ
遠しろき浪逆のうみに鬢乎ふねはらゝはらゝに玉藻刈魚つり遊びうちむかふ矢田部のさどにはと
ゝきす夏はしばなき秋さればもみち色つき雪積る筑波の峰は冬の夜の月に照合みれどゝあかぬ
はなはに花くはし櫻うゑなみ春毎にねださしかはしさく花乎さくら井の津にく舟のうちよりみ
てや白栲の雲のさきと名つけそめけむ

短歌

玉櫛けふたらの山の直向ふ此岡のべに家居せまほし

詠草

内藤 存守

月かけは田毎に落ちてあやしくも吾は雲井の岡にのぼりつ

詠草

木内 保舊

船人の沖こくそても匂ふらし雲井が崎の花のおひかせ

夏日登雲井岬長歌一首

木内 保雄

夏麻引 海上瀉乎 三栗廻 中爾隔底 衣手能 常陸國仁 唯向 雲井崎者 春去者 枝毛十緒尾
爾 三雪成 花咲乎々里 秋付者 山下光 錦爲 紅葉散敷久 其所乎霜 文仁床染 岩根廻
麓押靡 夏草乎 腰仁菜摘氏 喘筒 登觀者 山高 風音涼志 谷深美 水音清志 霞降 鹿島浦
浦間仁 猶豫波毛 狭衣乃 小筑波山 山端爾 棚引雲毳 吾袖爾 寄止曾見留吾袖爾 立止曾視留
嗚呼哀 雲井岬 嗚呼何怜 雲井岬 春每爾 來筒將遊 秋每爾 來筒將遊 雖遊雲井岬者 飽

時荒日矢

雲井勝槩

層岡如擎鬱確礙屏嶂嶂巒左右開岬遊遊人芳展蔚花園古廟錦成堆征帆近映東寧面驚雁遠迷霞浦隗射
眼波峯何所似蔚藍天上登瓊臺

石上貞淳

丙申春晚遊北總雲井崎

河田巖

浦淑回環畫筵開筑山香鳥翠成堆天風一拂松濤起身在神仙界裏來

遊雲井崎河田柳莊詩先成因用其韻相對有旭岡

重野安釋

三四句故及

山影湖光鏡裏開翠微亭榭白雲堆旭岡新植櫻千樹史待劉郎再度來

濱村裕

陪重野河田二先生遊雲井崎

筑山刀山樹間開眼底青田翠靄堆兒輩傳呼迎且拜爲言李杜二翁來

岩堀慤

陪重野河田濱村諸先生遊雲井崎次其韻

萬頃青田一望開四圍山際白雲堆叨陪杖履闢詩賦花下黃昏去復來

朝白旗山

同村大字青馬字白旗の地なり東大神を距ること二町雲井崎と相對す今民有山林及び島地たり其一隅
に小祠を建て、之を白旗神社と稱し傳へて景行天皇を祀ると爲す地は高燥にして北方利根川を隔て
常陸國地方を望み又遙かに鹿島神宮と對し霞浦の勝北浦の景歷々眸中に入る傳へ曰ふ天皇東巡の

時驛を此地に駐め二州の地を望み以て日本武尊の征蹟を按ず時に侍臣幡旗を取て假りに帝座を設く
白旗山の稱此に起因すと明治廿七八年の役畢るや近傍里人此地を拓して朝日岡と稱し櫻樹を植ゑ以
て祝捷紀念と爲す朝日岡植櫻碑あり

朝日岡植櫻碑

河田巖

北總橋村有阜焉、鬱然深秀、爲東大神祠、祠後丘陵回互、嶢爽閑曠、其西岡爲山本與五左衛門、
飯田又平、飯田助三郎諸子有、明治丙申中社司飯田君胤隆、與諸子謀闢之、植櫻數拾株以資衆游
觀、名曰朝日岡、取諸本居鈴屋翁歌辭也、會征清役畢、以里人多從軍、又建碑祠域、請成齋重野
博士紀其功、四月碑成、邀博士落之、余亦與焉、因獲登岡徜徉盡其勝概、岡畔有小祠、祀景行
帝、蓋東巡駐驛于此云、北望則利根川自西來、益大以肆、隔水覽鹿島潮來、及地志所稱香澄里、浦
樹湖村之所隱見、煙帆沙禽之所明滅、此非帝之低徊顧念於倭建尊武功者耶、夫本居氏之歌、以邦
俗粹美、喻櫻花煥發於旭日、而所謂日本心者、與尙武重義之風、相爲表裏、亘古迄今、有不知其
然而然者焉、凡遊此岡者、觀櫻花爛開雲蒸霞蔚、又望江山秀麗之勝、顧瞻軍人功績之碑、俯仰乎
今古、將慨然有所興起矣、飯田君之意、僅在斯歟、君將勸其由於石、以貽後首、刻本居君豐穎歌、
及博士詩俾濱村君藏六篆額、屬余記之、余既遊此地烏容辭、因叙其梗概如此、

朝日岡

本居豐穎

さしもふる朝日も高じさく花の雲居はてなき御代の光を

同

重野安釋

盃井 萬樹芳艶映晨光刀水西頭朝日岡兩地相望競名勝櫻川遙在月峯陽

同所東大神社の南麓に在り方形にして石を疊みて之を圍めり即ち東大神社七井鴨井は同村青馬區に在り石井は羽計區に在り染井は神代村高部區に在り瀧井は平井區に在り大井は豊里村櫻井に在り一に櫻井と稱す王子井は海上郡瀧郷村松谷區に在りの一にして區人の飲用水に供す或は曰く「秋の寐覺」に載するところ東路にさしてこんどは思はねど盃の井に影をうつしての古歌は此井を詠せしなりと説の當否を知らず

石出濱松

同村大字石出の地なり利根の流域に沿ひ斗出し遠く之を望めは崎角狀を爲す呼びて石出の鼻と曰ふ一帶の松林は數町の間に亘り一幅の畫圖を見るが如く俚俗之を「バラバラ」松と稱す前岸常陸若松原と相對して江上の風致を添彩すること少なからず大正六年十一月一日の暴風は其百餘株を倒損せり

雙峰飛泉

同村大字今泉字雙峰の山間に在り高二丈濶一尺許夏時來り浴するもの多し郡中固より高山峻嶺なく隨て又飛瀑懸泉に乏し故に此泉の如きは甚だ小規模なるも本郡に在ては又は見る稀れなる所なり

琴平岡

同所字三本松に在り岡上琴比羅神社あり故に稱と爲す登覽すれば即ち刀川東に流れ遙かに銚港に注ぎ兩岸數十の村落出入繡錯し危橋林の如く岸に依り潮を候し潮應じ風發すれば千帆齊しく張り疾き

あり徐かなるあり歌くものあり正しきものあり征船歸舶各其態を異にし某の如く鼻の如く景致攢めて一日の中に屬す且秋夜の觀更に奇なるものあり返照已に收り煇烟四もに合し吟蟲唧々として清涼人を襲ひ仰て前山を看れば一輪氷の如く煜々波を射り一階悠然其涯を定の難く近ふして本城松岸の濃淡を分て東南に折るもの波崎矢田部の斗出して嘴狀を爲すもの皆奇を前に呈し千里の景攢疊累積境として幽且新ならざるものなし社麓夜雨銚港帆影波崎雁陣岡上秋月洲渚漁火雙峰瀑泉大洋濤聲沙山夕照等の八勝あり

淺間岡

同村大字羽計字婆里に在り岡上淺間の社あり因て稱と爲す地勢遙かに龍神山に連続す東は利根川に枕し太平洋に面し眼下直ちに橘豊里の諸村及び常陸國鹿島郡輕野村地方を瞰し乾坤澄清の時に際すれば四隣殊に豁達にして勢ひ水陸を盡し突なるもの窪なるもの坻の如く嶼の如く丹靄を籠むもの翠靄を施くもの參差出沒躍として脚底に集り山容水態自ら一段の趣味あり鹿島灘を航行するもの其森林を望て以て目標と爲す明治三十三年十一月淺間社境外地を境内編入の指令あり社域に羽計文記所撰長歌篇の碑及び社地復舊碑あり村山自彊の撰文なり

三本松

同村大字青馬字下關の溜池堤上に在り往古三株あり故に其近傍水田を稱して三本松と唱へしが今其一を存するのみ溽暑の候農人の田圃に耘ざるもの毎に樹下に休し以て涼を取り呼びて納涼松と稱す

干潟

本郡の東南境より海上郡の西境及び匝瑳郡の北境に亘る傳へ曰ふ此地古へ樺海と稱し一大湖沼を爲す寛文以後開田の擧あり凸凹を平かにし高低を齊ふし汚下の荻蘆之を塞ぐに土を以てし流水の淺瀬なるもの之を鑿ちて舟を通じ白沙黄茅絶へて人烟を見ざるの地今は乃ち田疇斯れ莖し粳稻斯れ茁し禹功全く成るを告げ良田を得ること數千頃畝畝經界極めて嚴にして井然基面の狀を爲す古城古城村瀨に屬す飯塚臺豐和村飯塚區玉見萬歲區淺間、城山共東城の諸岡に登れば乃ち一望瀾漫にして三郡の岡巒は左右に綿亘し邇く野綠を延き遠く天碧に混じ嵐を聯ね輝を含み瀨氣廻合し白里の濱珠浦の灣皆指顧中に屬し東總の勝景を語るもの先づ指を干潟に屈せざるなし挿秧の候其觀更に奇なるものあり沿村の男女悉く南畝に従事し三々隊を爲し五々群を爲し右に水を灌ぐの壯年隊あれば乃ち左に苗を挿むの娘子軍あり田間背を曝すの老翁圃上兒を乳するの新婦或は耘ざり或は植ゑ前者は後者を顧み後者は前者を尾し狀恰も一幅の活畫圖に對するが如し若し夫れ秋天雲なく明月高く懸り鴻雁陣を爲し哀音嘹唳の時に至ては登臨の景丹青亦能く及ぶ能はざるものあらむ而して耕地中多く鱈を産するを以て晩春より夏季の暮夜に於て之を漁するを以て漁火點々として十里の水田不夜城の觀あり

湯間山

東城村大字小南の南端にして夏目區との間に位す下は直ちに干潟の耕地に臨み一望瀾漫而して香海匝三郡の岡巒は左右に綿亘し邇く野綠を延き遠く天碧に混じ嵐を聯ね輝を含み瀨氣廻合し白里の濱珠浦の灣皆指顧の中に屬し獨り本郡に於けるの勝地なるのみならず東總中實に得易らざるの勝槩たり

新川

萬歲村より干潟耕田を貫き匝瑳郡を歴て海に入る乃ち干潟開鑿の當時東に本川を通鑿し以て惡水排除の用に供せり後堤塘の崩壞、土砂の流下等に因り往々水路の淤塞を來し耕地稻禾の裔植を爲すこと少なからざるより徳川氏の時に於ては常に水行組合(今の水利組合)等の方法を設け之が浚鑿を行はしめたり水邊は螢火の名所たり弘化四年徳川氏奉行役岡野義知鈴木忠順をして其浚鑿を爲さしめしが其當時に於ける義知の紀行あり以て治民の一端を想するに足る可し一節を左に録し參考と爲す上略下總の國椿新田といふありこは古へ樺の海といひける由されど世々を経てあすか川にはあらねど淵は瀬となるならひなればおのづから海もあせはて、寛文といふとしの比はるかの海面まで新川をほりてかの水をおとしやり新田と爲して拾あまり八つの村とはなりぬ夫よりあまたの年を経ぬれば山々谷々より雨ふる毎につちなどかの新川に流れ出川中へ洲いて來て年々にそのおちかたもあしく成行そのすのためにかの村々の内にもわきて萬歲村關戸村琴田村春海村入野、清瀧村萬力村新町村などいふはいと低き所なれば年毎に稻はさらな理くさくの畑ものまで皆水にくさり果ぬればかの村々の長共のうちより選び出て十余り八つの村の事共をすへう稱て萬歲村の長傳右衛門關戸村の長長兵衛といふ者こそその秋是までたひくねき奉りし事共つばらに書ておほやけへまたもねき奉りければ忠順ぬしとおのれにかのころへ行て稱きたてまつるその地のさま見て參るへきよしおほせうけたまはりぬれば其日の末つかたおのが家を立出て五月の朔日になん萬歲村といふにつきぬ夫より五日六日の程はさまくの事にかつらひてやうく八日のころかの村をさ共をあないにてあた

りの堀より小船に棹さゝせ行ほどに一里あまりもきゆきしとおもふと路に五間川といふあり五間川と七間川の落合ぬるところなり夫より新川となんよふなるさて新川にいたりて見れば村長共がおほやけにねき奉りしことあまた洲いて来て水の流もいとあしくなり果ぬればかの五間川七間川のあたりより見めぐらはやと思ふ折ふし五月雨のふり出ければ船路はいとわびしくて

ふき渡す筈の雫は見え那がらや がつ晴えけふの五月雨

程なく五月雨の晴ければまた舟こき出あなたと附洲を見ながら一里余りを行てもはや旅居に歸らむとふねこき戻しけるに道の程遠ければはやくれてあたりの草に螢の飛かふを見て

吹風は袂すゝしも夏草の露と螢のかけもみたれて

けふもきの婦のこと小舟に棹さゝせ行けるにいと北風のおどろくしう吹て時ならぬ程の寒さなれば冬の衣などきて新川の邊りまで行けるに村長共かくつよき風に待ればいかてか見めぐり給ふ事なりぬべき是よりすくに立かへり玉ひかしといひければ立歸るとて

さす棹の雫もやかて氷るらむ時ならず吹風の寒さに

また歸るみちのほとりの田つらに冬のころもなど着て少女子のさ那へとるを見て

足引の山田を見れば少女子は衣手寒く早苗とるなり

旅宿に立かへりぬるにいとくかせの吹あれてさむさのいやまさりぬれはうつみ火のもとによりて

埋火のもとにてけうは暮さんん五月なからも風の寒さに

又けふはきのふに引かへていとくあつく成ぬれば曉に旅宿を立出てをふねに乗て新川に至りさ

きの日見残しおきたる所よりはしめ行々ていつとなく海つらにいたりぬけふははや残るかたなく洲も見えてぬれば忠順ぬしと共に海面をあなたと那たとありきて(中略)四日五日の程はかの新川の洲見めぐりし事どもしらへ那してそれをすはらにおほやけにきこゑあけ同じ月の中の八日忠順ぬしと共に萬歳村を立ち出て(中略)あまたの日數へてかの新川の洲さらはせはやと水無月の三日新町村につきぬあくる十四日より村々の長共をあなたにて新川にいたり附洲中洲ともそれくにさらふへき順など落口まで定めたれば日數十日あまりもかゝりやうく末の五日の比より其事に取かゝ羅せぬさてかの村々にても兼てより待し事なればさらひの夫二千あまりも出しければいさわれおとらしとたかひにはげみあひあしたは曉より出ゆふへは入相のかねの音きく程までもつとめぬれば七月はじめの五日のころ残るくまもなく出来ぬ、忠順ぬしもあしたはをくらきに宿を出夜はまつ火ともすころまでかの新川を上より下へとありき幾度となく見めぐりてそれくにおきてなし給ひぬれば村長どもはさらなり心なき賤の男までも其ころさしのあつきを感じおのくちからを盡したればわづかの日かづに残るところもなく洲をとりはてたればそのよし忠順ぬしよりおのれがかたへいひおこせぬまたおのれは五月中の八日萬歳村を立出て(中略)又夫よりしばしのほどはくさくもの那りとしらへ居けるに忠順ぬしの許より新川のさらひ残りなく出来ぬるよしいひおこせたればふつき六日に豊田村を立出八日にかの忠順ぬしの居給ふ新町村につきてくさくの物語りなして其日はおくりぬ十日に忠順ぬしと諸共にかの村長どもをあなたにて小舟にささせ行けるほどなく新川にいたりぬ過し五月の此見しに引かへて兩岸川中とも残るところなく洲をさらひてきてまた岸

に生茂りたる草木まで刈拂ひたればかくてはいかなる雨のふるとも田畑など水にくさるべき様なし
とおもひつゝ夫よりこき行まゝにやかて海の邊りに至りぬいつかたも残るくまなくさらひていとよ
く出来ぬまた海面に至りてたくはへもて來りし晝けなどたうへいざ立歸らむとて

いか計り雨はふるとも今よりは民の心や安くあるらん

見しをりの氣色にいまは引かへて河灘涼しく水ぞながるゝ

夫より新町村へ歸り二日三日のほどは旅居なしつゝおほせ承りし事ともなし果ぬれば十四日と忠順
ぬじとかの新町村を立出けるに村々よりあまたの人々おくりぬ一里あまりも行たるにすこし高き所
より椿新田のかたを那かめやるにたなつ物ことしはいとよく出来たるを見て

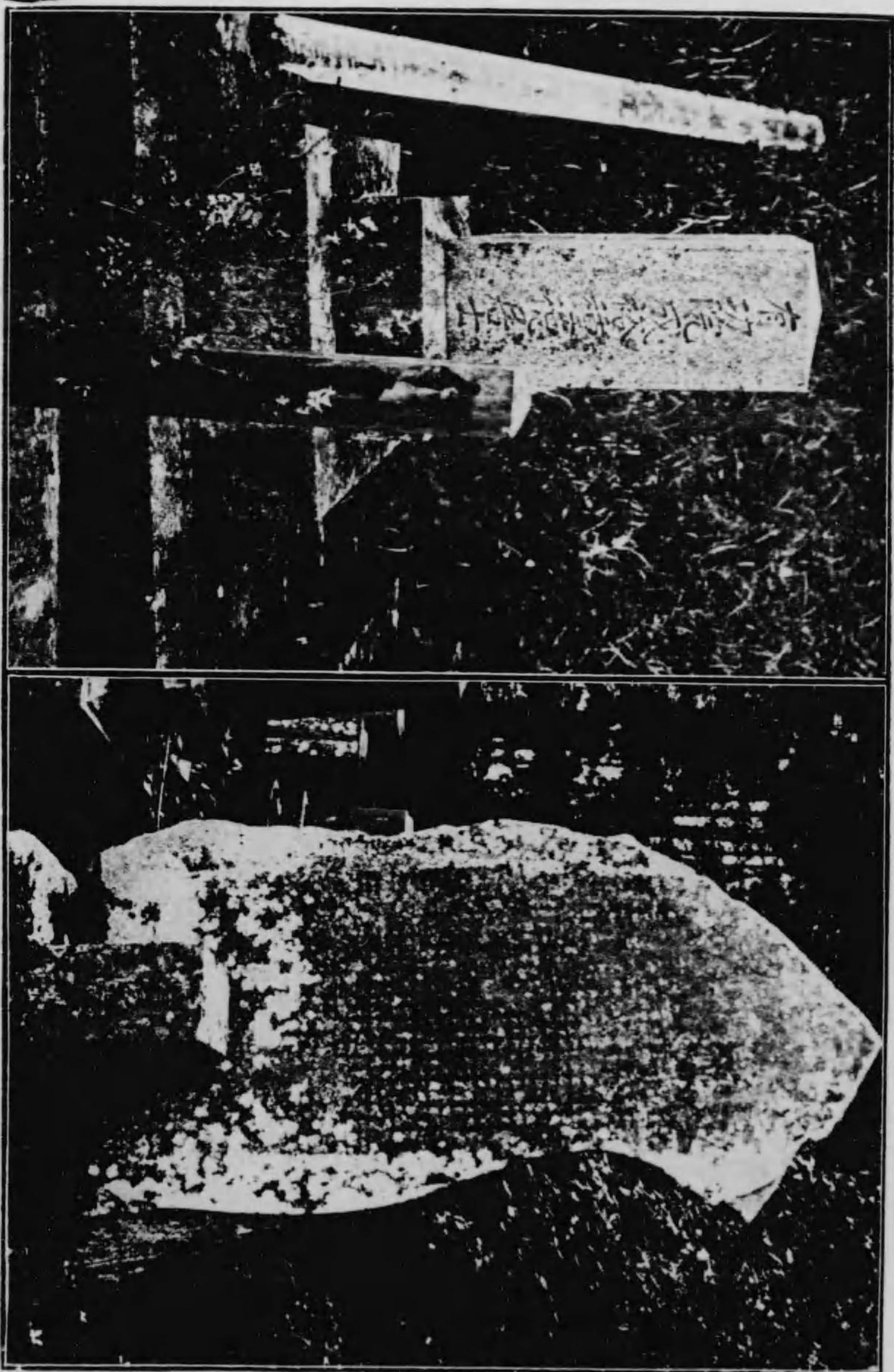
いか計り民や嬉しと思ふらん豊けき年のしるじみゆれば

貢をば其ほどくゝにをさめてもあまり有世の民ぞやす氣き

墳墓誌

本郡は神代よりの事蹟極て多く隨て香取神裔の王族及び爾後の國造、連等より其他古今著名人士に至
る迄の遺蹟少きに非ず然れども之を證するの書史に乏しきを以て中世以後に關するものゝ外は其由來
等を知るに由なきも發見の墳及び現在の古塚又は傳説の一端を録し墳墓誌を撰し以て後來の參考に資

兒す
塚



伊能忠敬翁墓

久保木清淵墓

滑河町西大須賀字四ツ谷の路傍に在り小林中小祠を安んじ之を兒宮と稱し近傍を總稱して兒原と呼べり祠の前後に二三の古石碑を建て和歌俳句等を刻せり廻國雜記に「しもつふさの國兒の原と云へる處あり如何なる故に斯る名の所は侍るぞと里人に尋ねければ此在所白浪青林横行の地たるによりて或る少人の通りけるに衣装など剃ぎとるのみならず剃へ殺害し侍りき夫より此處をかように號し侍るよし」云云是に因り考れば其事蹟の最も年代を歴たるを知るに足れり其他尙數説あり下總名所圖繪には藤原師賢の子其父を尋ねて此に至り害に遭ふの事を載するも固より附會の説に過ぎず要するに回國雜記を以て是と爲す可し

藤原師賢墓

小御門村小御門神社域内に在り社後に位し一堆の丘塚を爲し樹木之を覆ふ面積百八十三坪繞らすに木柵を以てし正面一大碑を建つ官命に因るものなり傳へ曰ふ初め此地に古塚ありしも里人其故を知るものなく世徒に公家塚と呼べり享保中稻葉氏の臣磯邊昌言佐倉風土記を著すに當り塚稱及び小帝ミカドの地名を考證し始めて師賢の墓たることを表し安永六年二月二十三日淀藩主稻葉正弘命じて墓地を檢し嘉永元年正月清宮秀堅下總國圖を撰し再び墓を標し安政元年九月水戸藩主徳川齊昭書を稻葉氏に贈り墳墓の由來を問はしむ二年秀堅藤田彪に就き齊昭の書を請て將に墓碑を建てむとし成らずして止み三年九月伊能頼則文貞公事蹟考を著はし文久元年秀堅公卿塚考を編し慶應三年二月稻葉正邦墓石を建て願して贈太政大臣藤原文貞公墓と曰ふ明治二年墓道を開き瑞垣を廻らし七年十月四日所管新治縣の允許を得て香取神宮大宮司香取保禮鹿島神宮大宮司鹿島則文墓前に就て祭儀を行ふ十四

年六月明治天皇三里塚種畜場行幸の際侍従高辻修長を勅使として墳墓に詣らしめ幣帛料を供し翌年復侍従堀川康隆を勅使として幣帛料を供進せられ師賢の誠忠は更に昭々たり餘は神社及び舊蹟誌に詳なり

藤原文貞公碑

太政大臣從一位勳一等三條實美額

明治十一年三月内務卿大久保利通 奉上諭命千葉縣合柴原和建碑於贈太政大臣藤原文貞公遺墳且撰之銘 墳在縣内下總國香取郡名古屋村 村民澤田總右衛門等 嘗慨其久委榛莽 就和上書請營祠墳上以列官幣社 朝議以祠典有例格不允 特勅表其墓所以有此命也 臣和謹按舊史 公諱師賢 家稱花山院世列清華 歷事花園 後醍醐二帝至正二位大納言 輔後醍醐帝圖誅北條高時事洩高時發兵犯闕 公與中納言藤原藤房等謀使帝幸於笠置山 公服袞衣乘御輿伴稱天子幸延曆寺以欺賊 既而奔從帝於笠置笠置陷 與藤房等扶帝遁路相失就虜 及帝狩隱岐高時使千葉貞胤幽公于其邑 居五月以病薨實元弘二年十月二十九日也 後贈太政大臣諡曰文貞公 公少好學尚氣節 其在幽所 每思及帝輒歔歔流涕曰 主辱則臣死今日何等時也 蛆醜裂固臣分而已 忠憤之氣今尚存于歌辭 其薨時年卅二葬于此地 而歷年之久世莫之知土人相傳稱公家墳云 享保中磯邊昌言著佐倉風土記斷以爲公寃窆之地 近世伊能穎則清宮秀堅等亦是其說 蓋名古屋村當時稱助崎係大須賀胤時采地 胤時貞胤之族故貞胤使其館公于此 遺址在墳外數十武之地此足以徵矣 嗚呼公雖屈于一時而伸于百世之後 上蒙天子之旌表下使村民敬慕不敢諼 豈得非積忠大義之所致乎 臣和既奉職于此土 又承朝命乃敢記其事係以銘曰

天孫承天迺自天降 萬世一系日出之邦 孰奈皇紕微猷失守 惟公忠謀輔帝左右 和鸞之與袞龍之衣 踵武紀信脫君賊圍 妖氣一熄前狼後虎 興亡百世政歸霸府 皇帝赫怒乃復舊謨 百廢俱舉四海無虞 英魄所託寧委荆榛 詔旨優渥宛柳乃伸 刀水浩蕩總野遼澗 屹此豐碑長表遺烈

千葉縣令從五位 柴原和撰

太政官大書記官從五位 巖谷修書

村岡良弼

公家塚

無賴山風掀翠帷消沮兵氣誤軍機荒僻長埋忠氣魄不知天道是耶非

菊池九江

同

一聲牧笛歸遠村欲問徃事知者稀落日文貞公墓畔松風灑露沾人衣

明治十三年宮中御題藤原師賢

君がためはかりしものをなぞもかくみす吹上げしひえの山風 從一位 中山忠能
比えの山みゆきと人をはかりしも君につくせる誠なるらん 從一位 近衛忠熙
小車のうしことなりゆく世の中に日枝やまかせの高くふくらん 正二位 久我建通
滋賀の浦の月に鳴つる大君のころもかりかね今も身にしむ 從五位 高崎正風

(附)小御門神社記抜抄

略上公は夜半に京へ赴かむと志賀の浦を過させ給ひけり時に有明の月隈なく照り渡りて感慨の情深かりければ

思ふことなくてぞ見ましほのくくと有明の月の滋賀のうら浪
 と詠じ給ふ其後笠置の行宮へまゐりて供奉し給ひしにこゝにても敵の夜襲の爲めに官軍終に敗れ
 て(中略)天皇と相失し心ならずも京へかへりて處々に忍びて居給ひしを遂に山城國寺田郷の地頭
 代野邊君熊丸といふ者に見出されて六波羅へ送らるかくて元弘二年五月下總國へ流さるべきに定
 りて都を出られる時

別るともなにかなげかん君すまてうきふるさとなれる都を
 粟田口の山莊を過ぎ給ふとて

この里にみゆさせし世の面影ぞけうは涙とともさきだつ
 尾張の國より都なる人の許へつかはしける

海山をみる空もなしわか心さながら君にそへてきぬれば
 隅田川のほとりにて

こと問ていさゝはこゝにすみた川どりの名さくもむかしなりけり
 六月になりて下總國奈古谷の配所につき給へりされど公はかゝる都遠き地に流されしを少しも憂
 ひ給はずして(中畧)時につけ興にふれて諷詠に日をわたり慷慨の情を洩せり枕邊に蟲のすだくを
 きつて

いにしへは露分けわびし蟲の音をたつねぬ草のまくらにぞさく
 と(中畧)十月御病に伏給ひて次第に重くならせければ

雲の色にしくれ雪げは見えわかつてたゝかきくらす今日のそらかな

二十八日今はかざりととなりければ言はじとすれども都の空のなつかしさに

死出の山越えんも知らでみやこ人なほさりととも吾をまつらん

と限りなき悲痛の情を述給ひて翌二十九日御齡僅に三十二にて薨去し給ひし云云

公は御子達許多ありけるがその名世に聞えしは信賢家賢の兩卿にて家賢卿は内大臣に上り世の人
 妙光寺内大臣と申しけり新葉和歌集に家賢卿の歌あり

明ぬるかはやかけうすし夏ころもかどりの浦のみしかよのつき

と或は曰く此詠は御父の配所のことなど思ひやりて奈古屋の里に程近き香取の浦のさまはいかに
 あるべきかと詠みたまひしものなるべし(下畧)

比丘尼塚

同所字十二代耕圃中に在り圍二丈許の古松ありしが嘉永中風災に罹り折損し古株の側史に小松を植
 う今の樹即ち是れなり繞らすに木柵を以てす小御門神社を距る東方二町許に位す明治三十三年三月
 三十一日同社の攝社とし十二代神社と稱す社傳に曰ふ藤原師賢の室配流の跡を慕ふて此に至り尼と
 爲り其後を吊し身を終り此に葬ると或は曰く師賢乳母の墓なりと

比丘尼塚

菊池起

泣血洛陽生別公金釧羅袖獨追蹤可憐削髮終世千古貞魂一樹松

按するに師賢の室は右大臣家貞の女にして師賢の二少子と共に留て京師に在り本州に至るの事

確認なし太平記に師賢千葉に至るや悉く臣妾を散去せしむ獨り伯耆兵衛尉成國僧と爲り相從ふの事を載す此墓或は成國の墓なりしも後世比丘尼塚と誤稱せるより遂に附會の説を爲すに非るか後考を要す

入定塚

同村中里字原に在り周九間高八尺塚上塔石高五尺方七寸表面定徹道本信十入定墳中里住人俗名橋四郎左衛門裏面延寶四丙辰八月十一日入定云云を刻す四郎左衛門は本村の人其性慈愛にして厚く佛法を信じ嘗て樂滿寺住職長空を師とし家事を妻子に委し坐禪念佛の外他意なく遂に一首の辞世を遺して此に入定すと成毛則秀墓

高岡村大和田龍安寺墓地に在り塔石を建て其の法號を刻す則秀右馬介と稱す大須賀胤信の四子一に胤胤に出つ胤胤本郡成毛城(後ち埴生郡)に生れ八郎左衛門尉と稱す三浦泰村の亂に與り軍敗れて擒にせらる之を成毛氏の祖とす子則泰久井崎城に移り胤末、胤傳、胤益、則益、則房、則邦、胤邦、邦長、胤光等の廿一世を傳へて則秀に至る世々嫡宗大須賀を助けて勤仕異等なり則秀元龜元年九月十一日を以て生る父を胤秋と曰ふ母は中野城主木内信孝の女なり天正十四年寺山軍の時始めて父に従ひ各地に轉戦す十八年小田原城滅亡の時久井崎亦陷るを以て臣從と共に大和田に移住し慶安二年三月八日を以て卒す歳八十、圓參道純と諡す子孫相傳へて六家と爲ると成毛萬之助家記木内信久墓
木内信重墓
本郡内に木内信久信重の墓と稱するもの三あり一は神崎本宿神崎神社の東北麓に在り即ち木内氏の

塋域なり信久信重の塔石共に一丈餘にして信久の塔は下總州香取郡神崎郷木内壹岐守藤原信久華翁宗春居士于時寛永十年四月十七日と刻し信重の塔は下總州香取郡神崎郷木内右馬允藤原信重久屋源長居士于時正保元年甲申四月二十四日と刻す別に一塔あり信重の室の墓と爲す銘に慶安三庚寅年四月吉日と刻す室は大須賀常安の女なり寶應寺記一は八都村米之井區宇通臺墓地内に在り松楠二樹の間高二尺二寸幅一尺許の方形塔石を建て中央に奉讀誦普門品一萬卷成就の所と刻し左右及び兩側面に久屋源長居士天正元年庚申四月二十四日木内右馬允藤原信重梅岳院殿華翁宗春大居士寛永丁卯正月十七日木内壹岐守藤原信久と刻す丁卯は四年なり別に一石祠を置き木内氏歴代を祀る神崎墓石は信久を以て信重の先代とし米之井墓石は信重を先代とし兩所塔面の刻文年月亦隨て相反せり一は大須賀村寶應寺域内に在り墓標一基あり之を信久の墓と爲す

按するに神崎木内氏と米之井木内氏とは全く其家系を異にし更に關引せざるものなり然るに米之井墳墓塔石を建つるの時里人が神崎木内氏を以て米之井城主木内氏と誤刻せしより遂に彼此の混同を來せり、蓋し本郡木内氏に二流あり一は千葉氏の族東氏より出てし平姓木内氏、一は藤原姓木内氏とす平姓木内氏は乃ち米之井城主にして木内胤朝の正統とす藤原姓木内氏は乃ち中野城主木内壹岐守なり而して同城主は世々信の字を以て偏諱と爲し米之井城主木内氏は胤の字を偏諱と爲せり故に兩木内の世系を異にするは論を待たず然るに米之井塔石一たび誤りを傳へしより兩者を合して一と爲し且父子を顛倒し年月等亦據るところなし壹岐守は乃ち信久にして中野落城の後神崎に退隱し子孫民間に存す其菩提寺は大須賀村寶應寺たり

神崎光長墓

神崎本宿字景所觀音堂域内に在り八九尺の塔石を建て正面に從三位光長神靈、左右に荒房麻呂從五位政盈、正徳五乙未十一月初九日と刻せり神崎氏は乃ち神崎神社世々の社職なり塔は其裔の建つる所なるも同地域に在る平面石或は同家の古碑に非るなきか神崎神社藏古文書中に左の文あり

下 下總國神崎郷御領地頭庄官神 定補 神主并物申職事 大中臣光永

右人且依爲重代之者所被職也早執行社務有限神事御祈禱任先例可令致其沙汰之狀所仰如件者地頭庄官神主等宜承知敢勿違失以下

寛喜二年六月二日

文章生 平

在判

ごあり又

別當右京權大夫兼備中權守 平朝臣

在判

下總國神崎庄惣社神主荒房九代政廣

中 内裏御元服要脚當庄宮和田郷

神領段錢事依無公役夫工米等田役不致其沙汰之由大使延興書狀分明之上者不及是非所詮向後於社領者不可期支配之由候也仍執達如件

明徳元年十二月廿日

散位

在判

彈正忠

在判

の文あり家藏に世々の繪旨位記等の文書を藏せり

城氏墓

同町小松に在り一は字殿山に在り圓形塔石三基あり高四尺許之を城信茂職部在○寛永十六富茂市大夫○天月七日及び其室家の墓となす一は縣道の南に沿ひし小岡上に在り字天神山と稱す之を城朝茂牛左衛門二年十二月主水○寛永元年廿二日卒す維岡十月三日卒す二世及び其室家の墓と爲す城氏は平維茂の裔にして源平の際長茂あり其姪資長亦武を以て北國に顯はれ其姑板額勇猛無雙にして淺利義遠の室と爲る降て天正の際に至り城意庵甲斐に在り武田氏に仕へ軍謀に參し武田氏亡滅の後ち意庵の子昌茂徳川氏の臣と爲り旗下に列し後裔采地を此に賜はる家に板額用うる所の薙刀及び天正中の古文書等を藏す城氏家記家系

小松古墳

同町小松篠塚神社域内に在りしと里人曰く往年社後の丘上を掘り石郭を發見せしに郭中石器を得たり人類學雜誌に近年神崎に數多の精巧石器を發見したり石枕最大なり縦一尺五分高四寸九分石鏡圓徑一寸八分石刀子長二寸九分以下合計八點云とあり又帝國大學理科大學人類學教室の古墳及原始時代遺物發見地名表中にも神崎町大字小松古墳石枕等とあり或は曰く此地は新田氏の遺臣篠塚伊賀隱遁の地なりと是れ固より篠塚の社名に因り推慮の言に過ぎず或は曰く千葉系圖に小松爲胤及び其子佐胤此地に居るの事を載す蓋し是れ等に關するなきかと

兒塚

同町神崎神宿字大日山の下に在り面積約十坪墳上に白檀二株あり圍八尺許其東に古碑あり高二尺余の佛像なり文字剝損して讀む可らず

西尾重明墓

同町並木字夏母に在り重明は鉦三郎と稱し旗下士人にして維新前並木及び郡堀之内の諸村を領せり
木内佐平治墓

木内信久墓と同所なり

木内佐平治墓表記

姓木内名長香字佐梁稱佐平治下總神崎人君幼喪母鞠於後母悉々務得其歡故人不間其言性豪爽清勤
甚嗜劍技頗究山田派之奧秘年二十餘擢爲村長清慎奉職夙夜不懈四十年如一日也其平日應事接物率
有規緒而不愆恒度上下便之文政丙戌冬以公事來江戸十二月二十日病死於客舍年七十歸葬鄉之一切
經寺法號曰高山獨龍

文政十年丁亥冬十二月

江戸朝川 鼎撰
新潟卷 大任書

寺田嘉績墓碑

同町永興寺域内に在り寺田氏は本町の名族たるのみならず嘉績又善く町治に盡瘁せり人物參觀
寺田孔美墓表

君姓寺田氏諱嘉績字孔美通稱敬三郎別號敬村 其先從近江徙籍下總香取郡神崎本宿 祖曰儀八考
曰忠藏妣福田氏家世業釀 君讀書講藝尤愛翰墨精賞鑑 然不以玩物懈於治產雅性儉樸好善樂施 嘗
夜行懷數十金散予貧人秘不自言一鄉推爲長者 明治己巳詔割下總置葛飾縣 會年穀不登野有餓殍

文學博士 川田剛撰

君慨然嘆曰我聞凶荒天子減膳徹樂 吾儕小人坐食溫飽可乎 乃每食減一盞廢書畫玩好 舉其所費

以資賑恤 又上書縣廳陳救荒事宜請設義倉 有司嘉納焉窮民賴以全活者甚衆 辛未秋命爲勸農取締
既而葛飾縣廢新治縣建遷學區取締 先是文部省頒學制劃學區 勿論郡鄙山陬海澨亦設校舍 凡民
子弟六歲以上皆入學衆或病煩擾 君乃懇々曉諭教育有方 闔境靡然文化漸行 乙亥春新治縣亦廢
而本郡隸千葉縣 及縣會初開推擇爲議員 其學區取締如是尋兼醫務取 丁丑三月二十八日病歿
享年四十有二葬於永興寺先塋之側 配高野氏男二人曰菊之助曰甲子郎女二人 君幼從高岡隨朝氏
受句讀 長游東京質經義於金陵芳野氏 問文法於江村田口氏並有所得 而著書燬於大僅存草藁數
冊可惜也已 初津侯食邑在下總者四千石 鹽田士直爲之宰 所居與君廬相近數々來往交臂談風月
是時封建爲制貴賤懸隔事出破格 父老相傳爲里中佳話 今茲己卯春菊之助 與其父之門人伐石爲
碣 介士直來請文於余余既與金陵江村交 又識士直聞君之素行也熟矣 乃叙其梗概以揭之墓道

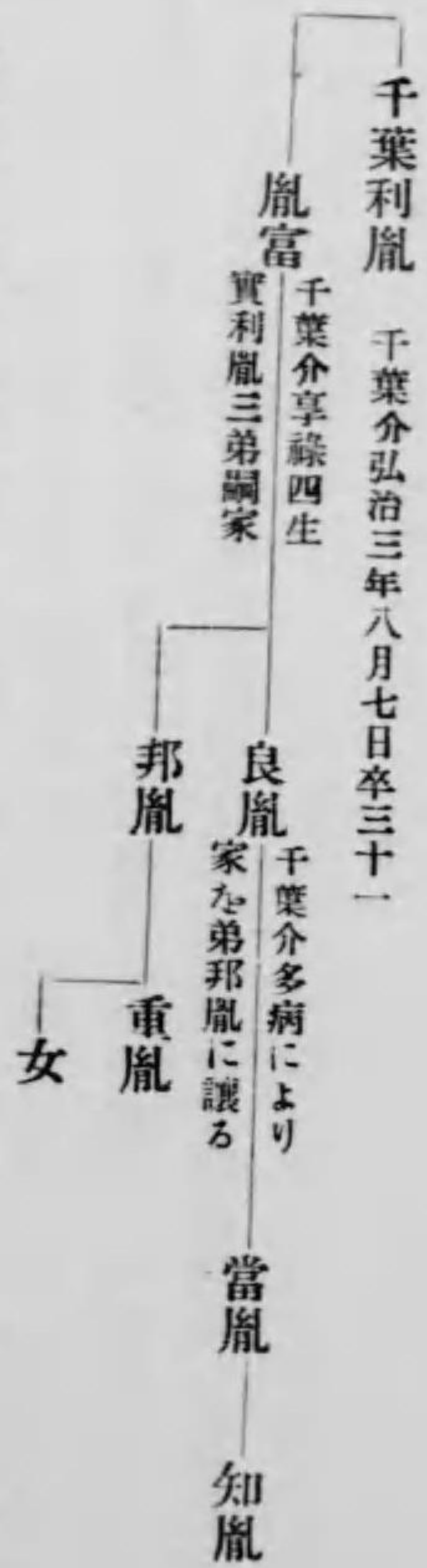
明治十二年三月

從五位 日下部東作書

千葉氏墓

米澤村武田高源院後岡上松林中に在り塔石三個を建つ一は勝源院殿後徹岩常英大居士貞享二年乙丑
三月十七日千葉右近知胤、興耀院殿日窓貞舜大姉延寶八年八月朔日と并刻し一は法林院殿快覺玄心
大居士桓武天皇四十二代後胤千葉權助宗胤文化四年三月十九日施主嫡子平倚胤敬白と刻し一は寶鏡
院殿密室妙參大姉宗胤室堀田相模守家臣吉原氏女文化元年八月二日嫡子倚胤敬白と刻す又同區澤田
氏記錄に千葉源之助右近頭知胤御嫡千葉權之助英胤御嫡千葉權之助紀胤御嫡伴之進宗胤まで四代明

曆三年より寶曆十一年に至るまで武田の内千葉屋舖に住す云云を載す而して香取神宮元祿中の文書に千葉定胤あり或は曰く即ち武田の人なりと東忠胤家記には定胤を千葉重胤の子又は孫と爲す蓋し小田原城滅亡の後千葉氏の子孫此地に退隱せり然れども本寺の火災に罹り舊記を失ひしと子孫の絶嗣に會し其世系を詳にす可らざるは頗る遺憾と爲す所なるも下記の略系により之を推知するに乃ち千葉氏の正統なるが如し



里傳又曰く天正中千葉氏の亡ぶるや遺族一は本村に來り一は本郡五郷内村に住す本村に居るものは醫を以て業と爲し字登城に居り秘藥二劑を傳ふ一は驚風を療し之を香取某寺に傳へ後ち加藤洲に移り一は病犬の噬嚙を治し之を高源院に傳へ尋て五郷内に移ると、往時は印旛郡寶田村四民家より毎年米麥各二俵を武田千葉氏に贈るを例とせり蓋し其舊臣の裔なりと、而して千葉氏の裔は徳川氏末年に至るまで武田に居りしが後江戸に至り其終るところを知らずと、又高岡村大和田神崎大助所藏系圖に千葉祥胤あり亦千葉氏の族か又傳説に良文村五郷内區樹林寺夕顔觀世音厨子開扉は武田區の千葉氏其本宗なるを以て之を管し其關鍵を村人大野氏に附し毎年正月十八日及び七月十八日大野氏

樹林寺に詣て之を開きしが千葉氏の嗣絶るに及び大野氏亦之を樹林寺に贈付せりと

船塚 船山

船塚は米澤村字新に在り今林地たり附近字邊原御林と稱する地域に大小三十有餘の古塚あり上に馬頭觀音及び廿三夜塔を建つるものあり明治四十三年其一部の林地を開拓せしに古代の貝殻を出す三十間に亘り連續して帶狀を爲す土中又土器鹿角石斧等を發見せしことあり石斧は長三寸五分許あり船山は同村植房字船山に在り今山林たり其形船に似たり傳へ曰ふ此邊往古一帶の海灣たりしとき難破の船舶を埋めしと然れども印旛國造の墓其形船に似たり因て村を稱して船形と曰ひ本郡中村船塚亦形狀船に似たり識者以て匝瑳郡司の墓と爲す蓋し上古墳墓の制此の如し然らば則ち米澤村船塚も亦古墳墓にして或は香取郡司の墓に非るなきかと且本村は即ち古への香取郡家の所在地にして其開創極めて往古に在り故に至るところとして古器古物を發見せざるなし之を下に一括して參考の資料に供せむ

八幡古墳

同村武田八幡神社後字塚原に在り往年地中より一の石槨を得たり平面石を以て之を疊み中に薙刀の鞘に類するものを發見す銅製にして金色を帯びたり或は以て武田氏一黨の死者を葬ると爲す

六部塚

同村立野區字萱場に在り面積約二十坪明治三十九年古瓶を發掘す中に水晶九十餘箇を出す今佐原警察署に保管せり或は以て行脚僧を葬ると爲す

土城塚

同區に在り今耕圃たり往時塚中より一石を發見す里人之を光石と名つく長四尺巾一尺五寸厚三寸許平面石にして字形糲糊たりしも詳らかなる能はず

石 劔

同村古原區甲百五番地石橋安太郎所有畠地より發見す長さ一尺六寸幅二寸四分厚八分より五六分に至る握より漸く細く三四寸に至り刀劔狀を爲す

雷 斧

同區圓福寺の什寶たり中央最も太きところより三箇に欠損す中部は長一尺五寸兩端各八九寸所謂る石斧なり寺院參觀

石斧及臺石

同區字天神前より發見す扁平にして長三寸四分幅九分より一寸五分に至る厚三分二厘なり臺石高一寸一分より一寸七分に至る中央に凹所あり 其他石斧二破片數個を出す 今區人椿與兵衛之を藏す

矢 根 石

同村郡區龜岡神社前古塚より出て明治十六年八月廿一日古瓶と共に之を發見せり五箇にして二個は臘石の如く二箇は普通石英にして一箇は黒水晶質なり其他四五分乃至一寸許の裝飾石三箇あり椿氏之を藏せり

雷 斧

同村新區字邊原より發見す欠損し其中央部を存す雷鳴後發見の傳説あり因て此名あり即ち石斧なり

不 劔

同區字北田の水田中より發見す欠損し其の中央部を存す長さ三寸幅一寸五分其狀刀劔の室形を爲す

土 器

本村中各地に發見し一は武田區高源院後方の畠地に散在し一は古原區菅原神社附近の耕圃に散在し又無數の貝殻を出し一は植房區字林の下に在り俗に「チンチエ」畑と稱す方言貝殻を「チンチエ」と曰ふ耕圃中無數の貝殻を出すを以てなり一は新區字邊原船塚御林附近に散在す貝殻及び石器又は土器を雜に往年瑞穗村西和田開拓地より古代土器偶人及び埴輪數個を發見し而して地は邊原船塚と接近し同時代に於ける遺物の如し一は立野區字榎谷に在り貝殻に混じ往々土器を發見す

瑞 穗 古 塚

瑞穗村西和田區新田山及び西坂區字持山等の山林中幾多の古塚を存し而して西和田古塚の如きは所謂る船塚なるものにして傍らに陪塚に類するあり且つ近傍數町の内に大日塚愛宕塚日待塚等の古塚あり往年其一部を開鑿して耕圃と爲せしとき土偶埴輪及び其他の土器を出せしこと夥し且つ同地は乃ち前記米澤村船塚と相距る遠からず蓋し郡家當時の遺址にして蓋亦連等の墳墓ならむか

谷中古塚

同村谷中字塚越に在り芝生地たりしが今之を開拓せり面積三十坪明治十七年五月二十七日郡某なるもの之を發掘し鑄製風鈴及び鎧片刀劍矢鏃箭底等の腐鏽せるものを出せり何人の墳墓なるを知らざるも此地は大須賀川に沿ふを以て之を考ふれば蓋し栗林義長本郡に入りし時の戦死者を葬りしならむ

小井土貞經墓

佐原町法界寺域内に在り平面石を建つ高二尺五寸幅二尺許石而慶長十九年乙卯三月二日如實院圓譽西傾居士俗名小井土伊豫守藤原貞經及び寛永十年癸酉三月十六日通心惣譽妙閑大姉と刻す即ち貞經夫妻の法諡及び逝歿年月日なり貞經佐原草創の時に當り永澤圓城寺の諸氏と共に來りて之を開拓せしと曰ふ其宅址は今の同町字田宿市人箕輪氏宅地より佐原女子小學校敷地の邊に亘れりと

葛井温墓

同寺域内に在り平面石を建て葛井文哉先生墓と題す高五尺許、温初の名は雇一又整と稱し元温と字し文哉柳村月鴻等の號あり上野桐生の人幼にして敏捷精警人に過ぐ佐藤坦に學び神童の稱あり文政中家産を棄て佐原に來り帷を下し教授す其學程朱を宗とし博覽せざるなく傍ら俳歌等に熟達し弟子大に進む嘉永二年七月八日歿す著書頗る多し

葛井處士墓銘

昌平學講官 佐藤 坦撰

文哉處士以三十九歲之秋七月八日歿定爲嘉永第二屠維作噩處士諱温字元温葛井氏稱和槌文哉其

號也考諱百成越中富山人承京賈梅染屋之後娶其女移於上毛山田郡桐生以機織爲業生處士處士幼聰慧好讀書年甫十三來江都問字於余業殆不讓成人至詞章筆札則最爲其所長於是余特寵愛焉居數年歸郷又遊歷畿内諸州既而產業漸荒客寓於北總香取郡佐原而教授生徒若有餘暇則寄心於韻事以爲娛處士博覽強記兼通國史嘗欲著制度通增補先草度量一部未脫稿餘所著有慎靜舍詩集和歌集初秋紀行中庸發蒙割鷄著語彗星略說傷寒論摘說越俎致遠等諸書嗚呼處士之少也余期其大成而今天邊奪之痛曷可勝殆乎嘉苗難植而易稿芝困不踰旬者爾歟處士配森氏生一男二女皆殤門人相議葬于佐原法界寺塋次請墓銘於余乃係以短辭曰天於文士兮何生之寡天於文士兮何其軼軻予孫不繼兮產業亦墮蹟雖可哀兮有司喜者郁々書香兮人仰文雅誰乎其匹兮維屈維賈

渡邊德藏墓

同寺域内に在り方形塔石を建て正面渡邊德藏墓と題し左右背三面墓誌を刻す

渡邊士素墓碣銘

昌平學教官 河田 興撰

渡邊生名絢字士素稱德藏父名昂稱吉兵衛母渡邊氏下總香取郡佐原村人字世業農生之初生有故棄諸高橋氏更清而養之、幼而穎悟、頗有膽量、三歲能言、屹如成人、一日索紙筆、父母與之、立書天地字、咸驚異焉、四歲隣馭得惡馬、生嬉遊欲秣、爲馬所齧殆死、傍人遽救而免、生大怒曰、馬無禮於我、吾將殺之、人宥之不聽、擊之三杖、觀者以爲後生可畏矣、嘗遊隣家、聽演曲、歸而具舉其語、父戲之曰、彼皆爲君殺其身、苟忠義我亦將斬兒何如、生默然稍久曰、兒命不足惜、只恐兒死而不孝於親、因爲嗚咽、父感嘆益愛之、及長好學善書、入清宮子栗之門、子栗愛其才、從遊遊

學、父母又命之、乃從子栗來江都、留余塾受業、是歲嘉永庚戌生歲十六也、在塾三年、孜孜讀書、略通大義、傍及詩文、有可觀者、既而歸鄉里、督課子弟、未幾、安政丙辰正月晦日以病歿、距生天保乙未六月十日、得年僅廿二、葬鄉法界寺塋次、余嘗謂學問之道有三、志以立其極、知以知之、勇以行之、今觀生之爲兒、書天地字者志也、聽演曲審其義者知也、怒馬杖者勇也、然則生之得於天資者固美矣、苟繼之以往、篤學而力行、則焉知其來者之不如今也、余望其有成也、而天俄奪之不亦可惜哉、生娶秋山氏、與子麟而出、後娶淺野氏無子、歿之明年、其父因子栗請墓銘、余已惜之、惡可辭乎、銘之曰、苗而不秀、孰知其真、雖縮於壽、能孝於親、勒銘貞石、以詔後人、

安政四年歲次丁巳五月下泔

雪城澤俊卿書并題額

吉田天梁墓

同町字横宿觀照院墓地に在り塔高四尺餘臺石二層高二尺許塔面天梁吉田先生墓と題し側面及び背に墓表を刻す、歿後上總地方門人の建つるところなり(此地今廢址となり塔石其他皆所在を失ふ)

天梁吉田先生墓表

天梁先生歿、既克襄事矣、南總門人相謀、欲立石勒其履歷、以不朽之、請其文於余、々不敏何以當之、豈足係固陋之辭、以盡先生之爲人乎、諸君固以請、余於是不能辭、乃述其狀曰、先生諱柳字尙悌、吉田氏、通稱柳助、號天梁。北總香取郡佐原村人、考諱玄德、妣大竹氏、幼好讀書、其父親授小學四書句讀、及長從竹窓窪木先生受學、精思覃心、夙夜刻苦、揭朱考亭勸學文於齋楣以自警、有得乎心、沛然樂以忘憂、性沈默謙虛、不欺俗誇名、恬淡寡欲、不爲財所汚、其風貌古朴

類乎濶事情者、及其壯、游常陽數年、去來吾南總、其所到村落、片貝、東金、今泉、四天木、及吾做邑一松、一之宮、金田、藻原其旁近之諸邑、請先生開筵、誨諭子弟、列席受教者日衆、循々然誘之、無厭倦之色、遂留此地、三十有餘年、□□□□捐館舍、嗚呼哀哉、距生享和紀元二月十七日、得壽□□□□、附葬觀照院先考心嶽君之墓側、配寺本氏先卒、有一男一女、養小笹氏子爲嗣、以女配之、男稱安二郎、出嗣成毛氏云、乃敢錄梗概、以表墓石者如此、

慶應三年丁卯秋九月

門人南總酒井弘謹撰小川清敬書

葛齋恒丸墓

初め町字濱宿延壽寺域内に在りしが同寺の廢寺と爲りしより大正元年壬子六月之を關戸閻魔堂域内に改葬す平面石を建て表面に易簣前自筆の書(蘆若半輪これ俳諧の一大事)の數字を刻し裏面碑文を勒す恒丸俳諧を以て名あり其詩及び俳句は門人集するところ玉筥集に在り此地に其餘風を亞ぐものあり

葛齋翁碑

久保木清淵撰

文化七年庚午九月十四日、俳士葛齋翁死、其徒封墓造碑、使余系其陰、狀曰、翁者陸奥田村郡三春常磐人、自稱恒丸、以俳諧飄遊四方、文化初、至于下總小南、見俳士太筈、與之相好、遂來佐原、主篠塚六兵衛家、後別卜團焦而居焉、翁初仕秋田侯、稱令泉與右衛門、年四十二、屬家於嗣子、隱居稱櫻井玄圃、去遊四方、五年而歸、蓋以老母在堂也、及喪母決然而去、在于江戶八年、多與當世名士相唱和、其來佐原、實文化三年、死時年六十矣、名恒丸、一字大寧、別號養拙齋、

又號石巖山人、或曰翁初學儒、賦詩屬文、而終用資爲俳諧云、余未知翁、然如其所聞、則所謂好
遯而亨者乎、不爲尾、不爲係、無德無厲、乃其風月所契、翁之名長乎世、何有于茲石之系、是爲
銘、

素月尼墓

同所に在り小塔を建つ尼は俗名茂登と稱す恒丸の室なり亦風雅を好み恒丸と共に本郡に來り恒丸歿
後髮を削て素月と號す其集を「蛋のあと」と稱す

眞如尼碑

眞如尼者、葛齋翁之婦、名茂登、從翁自三春來、與翁同風致、尼年五十翁歿、即謁誠拙和尚而薙
髮、和尚時在京師嵐山、賜以今名、遂探于畿内諸勝、西到長崎、經歷三年東歸、更訪乙二於仙臺、
適聞乙二逝宮館、跡而從之、相視莫逆、遂遭疾歿于宮館、年六十一、爲文政二年己卯九月二日、
越翌庚辰五月、乙二送遺骨於佐原、於是社友等、兆之於翁墓側云、

永澤氏墓

同町津國寺域内に在り塔石大小數拾基并列し位置區畫儼然たり之を永澤氏本支族黨の墳墓となす永
澤氏は千葉氏の族臣にして後佐原に來り圓城寺伊能小井土の諸氏と共に佐原草創の舊族と稱せらる
西北隅一小石祠あり即ち祖伊豆守の墓なり伊豆守老後家を其子に譲り本寺を開き日施と號し永祿十
三年庚午五月二十六日を以て寂し淨妙院と法諡す日施の墓塔別に一基あるも後世の建設にして歷代中に在るものを正すとす子孫數家に分れ佐原に
住す歷代中征俊治郎右衛門なるものあり慈仁を以て稱せらる寶曆十三年癸未四月二日歿す

丁亥翁濟貧恤窮紀略

荏土龜田興撰竝書

翁姓永澤氏、諱征俊、稱次郎右衛門、下總左原人、世爲郷之豪富、翁性至孝、好仁、貴義、父歿
之日、損資周急、以修七之追福、於是一郷稱其爲仁恕愛祥之人、左原素澤國、十年九潦、民負逋
稅非一日矣、翁出錢穀以盡購之、某歲大飢、翁新修其宅、大興營築、私情貧民、六十以下、七歲
以上之人、使運土石、小籃一筐、換八錢而買之、由是免饑荒之艱者數百人、又聞有郷民逼饑寒之
不淑、欲棄妻子去郷貫者、則唱義出資、鳩其流民焉、寶曆丙子之歉、損錢數萬緡、賑濟貧民八百
餘人、其明年秋、霖雨連日、河水漲湧、一郷被水、五稼盡蕪、翁復發儲粟、賦數月之餼糧、又潛
問他邑阻食者、班餘粒而救之、闔境窮民因翁舉火者、凡數十家、而翁未嘗見德色、其濟貧恤窮之心、
出於眞實者蓋如此、是事聞于官廳、官廳適邀採一郷之輿論、表揚其事、召賜爵一級、以加褒賞焉
事詳於官府頒行孝義錄、夫人苟好仁貴義、則與人必歸之、與人所歸、則上天必嚮之、則官家必賞
之、仁義之報其彰矣哉、翁好施人、而其家愈顯、仲尼曰、以富而能富人者、欲貧不可得也、噫亦翁
之謂耶、文化戊辰冬十一月、男永澤俊順立、

永澤躬國墓

同寺域内に在り數基の石塔あり其一表面に永澤躬國夫妻墓と刻し裏面に誠如院榮仁日久居士二代目
永澤半十郎躬國文化四丁卯五月十六日と刻するもの乃ち是れなり人物參觀

清宮秀堅墓

同寺域内清宮氏歷代墓地に在り方形塔石に棠陰清宮秀堅妻久保木理賀と刻し裏面に法名を刻す人物參觀

伊能魚彦墓

伊能忠敬墓

伊能景晴墓

同町牧野區觀福寺域内伊能家累代の墓所に在り魚彦の墓塔は光雲院楫浦魚彦居士と刻し忠敬の墓塔は有功院成裕種徳居士と刻し景晴の墓は方形塔石に宮内確撰するところの墓碣銘を刻す樞密顧問官佐野常民の隷額にして巖谷修の書なり人物参観
按する忠敬は其遺言に因り江戸淺草源空院内其師高橋東岡の墓側に葬りしも觀福寺は祖塋の地なるを以て別に塔石を建てしなり

伊能頼則墓

同寺域内伊能氏墓域に在り小石塔を建つ傳は人物誌に詳なり

伊能景好墓

同寺域内に在り事は碑文に詳らかなり

桐雨伊能君墓銘

桐雨伊能君歿嗣子景廣介鏑木叔昌寄狀請銘其墓、案狀曰君諱景好伊能氏桐雨其號別號牧庵稱彦作北總香取郡佐原村人、同郡山崎村林宗巳之第二子出嗣伊能氏、伊能氏之先世業農至君家産繁殖、嘗遭年荒歎賑恤閭里村民依頼之、君性磊落落遇人好作俳歌、出自機軸不由師傳然雋新可喜也、又好山水遊嘗探勝於京畿攝播、後委產於子景廣專事吟哦、時々徘徊乎江都暨總房常陸之間既而得痾就

醫于都然綿悵不起、以天保八年十一月四日歿、距生安永九年十一月十一日得齡五十有八、葬於同郡牧野村觀福寺之塋次、君先閨即伊能氏之女産二女而殤長女亦殤、因養海老原氏之子爲嗣以次女配之即景廣也、後娶鏑木氏生一男一女、所著有默庵俳歌集五卷藏於家、嗚呼世風澆漓今之爲農商者率習奢靡往々自蕩其産、君則能守儉素惠及鄉曲、早既避世寄情於歌詠以自娛、是則其加人一等者歟銘曰、國雅一變爲俳諧、猶詩一變爲填詞、愈近人情愈新奇、君之所寄恒於斯、性靈自問匪問師、於戲餘力如是他可推也夫

天保九年戊戌五月 江都佐藤坦撰 河三亥書并題額

入定塚

同區に在り即ち觀福寺の舊地にして呼で坊山と稱す岡上一の古窟あり窟口崩壊して小平面石の古碑を建つ文字等辨すべからず寺傳に曰く開祖尊海比丘尼入定の古蹟なりと同寺記に載するところ寛平九年の碑なるものは即ち之を指せしならむ

小笠原氏墓

同町岩ヶ崎區即翁寺域内に在り小笠原氏は徳川旗下の士にして寶曆八年戊寅十二月十九日小笠原外記なるもの武功に仍り家を分ち岩ヶ崎及び新田外一村の地六百五十石を領し子孫世襲以て明治維新に至る

西尾氏墓

同寺域内に在り西尾氏は岩ヶ崎の舊地頭にして本寺は其菩提所なり

十三 塚

同町字仁井宿に在り佐原町より香取町に至る里道の兩邊田圃中に散在し或は古松を植し或は崩壊して舊形を留めざるものあり其何人の墓なるを知らず一を案司塚と稱す往時香取神宮案司の職名あり蓋し是れ等の人の墳墓ならむか其他は庚申塚等の俗稱を附するのみにして考ふるどころなし
佐藤庄司墓

東大戸村大戸川區字中宿禪昌寺域内に在り塔石高三尺許古松樹ありしが今枯槁す傳へて陸奥の人佐藤庄司の墓と爲す然れども其由を詳にせず別に一碑あり千葉某の墳墓と爲す米澤村郡區にも一塚あり佐藤塚と稱し忠信の父を葬るとす

按ずるに佐藤庄司は傳説に繼信忠信二人の父とす禪昌寺記には名を賴信と爲し大戸神社記には信平と爲し或は此墓を以て繼信の供養塔と爲す等諸説あり里傳に庄司は本村に住し此に終るとなし又一説に郡今米澤村に住し後ち奈土今大須賀村に移るとなす同地に佐藤氏あり以て其裔と爲すも要するに皆確證なし因て諸説を存し後考に備ふ

原川孫平墓

東大戸村森戸區字上宿大法寺域内に在り塔高二尺許平面にして七字の題目及び姓名年月等を刻す孫平は鳥居元忠の族にして元忠此地を領せし時岩ヶ崎に住し慶長五年庚子八月從て伏見の役に戦死し後ち遺骨を本寺に歸葬し大法院法金日森と諡す寺は即ち其母の創するところなり城内又其母及び鳥居氏の臣市川某の墓ありと爲すも所在を詳にせず寺記

鍋島氏墓

同村上小川區圓通寺域内に在り石塔六基あり之を領主鍋島忠茂和泉守○寛永元年甲子八月四日卒し得備院悟叟淨頓と諡す及び室酒見氏元和八年壬戌十一月四日日本并に帶刀正恭直旨等の供養塔及び其墳墓と爲す鍋島氏曾て此地方を領し後ち肥前國に封せられ子孫子爵たり

大須賀氏世々墓

大須賀村伊能區寶應寺域内墓地に在り五輪塔の殘壞するもの八九基を存す寺記を按ずるに大須賀氏二十一世を葬ると爲すも之を區別する能はず城主參觀

神保武張墓

同寺に在り五輪塔七基を列し其の大なるものを武張の墓と爲す武張は越中國守山城主たりしが上杉景勝に攻められ遁れて本郡に來り大須賀氏に寄り文祿元年八月某日卒し華嚴院端山玄的と法諡す

國分壽歡墓

香西村與倉區大龍寺域内墓地に在り平面石を建つ高四尺幅三尺許一梵字を刻し餘は磨滅して詳ならず寺傳以て國分壽歡の墓と爲す國分氏世々矢作大崎の二城に居る其墳墓は概ね本寺に葬ると爲す然るに其所在詳ならず本寺古碑數基を存するも文字缺損分明ならざるを以て其世系年月等は考ふるに由なきも蓋し此中に在るならむ城主參觀

按ずるに域内古碑中稍年號を搜索す可きものは磨應應安文明永正文天正中のものとなす皆國分氏に關するものならむ

伊能朝辰墓

同寺域内に在りと寺記今詳ならず寺域中即ち國分氏の墓碑に並ひて五基の平面石碑を建つ缺損して文字詳かならざるも蓋し此中ならむ朝辰後ら祝髮真月心月と號す城主人物參觀

真月

清宮秀堅

上人塚

利害關心各改圖難堪強敵恣吞屠支吾獨有老眞月一死能存六尺孤

香西村大根區字坊臺に在り縣道に浴ひ耕圃に接し方三十間許の丘塚を存し上に平面石を建つ文明十五年癸酉藏院五世權大僧都頭白上人入定の地なりと頭白の事蹟詳ならず或は曰く京師某卿足利氏の忌憚するところとなり逃れて常陸に至る其室哀慕して同國に至りしに夫の既に害せらるを聞き草庵を結び冥福を祈り以て胎兒の分娩を俟つ生子頭髮悉く白し僧と爲り尋て西藏院に主たり學徳並び高く遠近仰慕す遂に此地に入定す銚子附近の信徒來り吊するもの更に一塚を小見川に築きて之を供養す同地に大根塚の地名あるは之に基つくと或は曰く同町大根塚は即ち頭白の開拓に係るものなりと又見古墳

香取町字又見、又見神社域内此邊を道野と總稱すに在り地勢漸高く丘形を爲す往時社地を平かにし社宇を修めむんとするの時偶ま石郭を發見す郭は祠傍の土中より側面を露はし四面及び上部皆七尺以上の巨石を以て之を圍む祠下亦石郭ありと香取志之を近傍軍人に問ふに社地數處尙石郭を納在しあるが如しと本社は諸神裔の王族を祀りしものなれば或は其墳墓に非るか

王子古墳

同町香取區字王子臺に在り小社あり香取神宮の境外本社にして大神の王子王孫三十餘世を祀る香取新誌に山の半腹平面の處土中に比々として大石の連接するあり即ち古墳墓の類にして石は蓋し納郭ならむと載するも今見るところなし或は曰く字奥の宮の邊に非るか

飯篠長威墓

同町同區神宮域外新坂小林氏宅地内に在り卓上平面石を建つ高さ三尺幅一尺五寸許表面長威大覺位飯篠伊賀守長享二年四月十五日と刻す此地は古へ梅木山不斷所址なりと或は曰く長威の墓は往時今の地の西方に在りしを新坂開鑿のとき此に移せしものなりと地勢に困り之を考ふれば或は然らん人物參觀

大中臣氏墓

香取氏墓

共に同區字新寺新福寺後丘上の墓地に在り九輪塔及び古塔石并列す然るに年代の久しき或は缺壞傾倒して文字等詳かならざるを以て一々之を辨明し難し之を神宮兩社務なる大中臣香取兩家世々の墓となす其詳は家系之を載するを以て此に贅せず又區中字頭中山に大中臣氏葬地あり字寶幢院山に香取氏宗家の墓地あり

中臣鑰取氏墓

同町多田區字塙に在り古碑石大小九基を建つ文明十四年庚午天云々及び明應并に永祿五壬申年四月

十五日等の刻字を存するあり墓前に草堂を建つ土俗ブンガイジ堂と稱し中臣鑰取氏は香取神宮の神官にして職名を分飯司と稱し中世又分神氏とも云ふ本村に居住し應保中分神司末成あり正和中分神司末友あり明應中分神司末光あり應永中分神司末吉あり寶徳中鑰取中臣家房あり天文中分神司實久あり香取神宮古文書天正中香取宮中に移住し子孫傳襲す

多田氏墓

同區光明院域内の丘上に在り古碑を存するも鐫字等磨滅して詳ならず里人は呼んで多田満仲の墓となすも多田の名稱に因り之を附會せしに過ぎず多田氏は千葉氏の支族にして世々本村に住し此地の地頭職と爲り正安中小四郎有時あり嘉曆中朝光あり曆應中掃部亮家光あり應永中平常一あり永正中掃部亮胤家あり貞和中彦右衛門尉胤時あり天正中對馬守胤秀あり香取神宮古文書世人呼んで多田殿と稱す即ち其の墳墓ならむ碑に康永二年四月二十二日と刻せるもの一基文字漸く識見すべし

堀直重墓

同町香取區新福寺域内堂宇の側に在り塔石高四尺許自光院殿の四字を刻し傍ら碑を建つ直重は信濃須坂の藩祖なり堂後又從臣の墓あり

故淡路守藤原朝臣堀公廟碑

公諱直重、小字大學、系出於斯波武術、稱奧田氏、考諱直政、仕豐臣氏、更姓藤原、氏曰堀、天正十三年乙酉、公生於越前北莊、慶長三年戊戌、公年十四、出仕台徳公、明年特命賜祿一千俵、任淡路守、五年庚子、台徳公北伐上杉景勝、公從軍有功、明年賜食邑於下總香取郡矢作、領二千

石、十五年庚戌、益封信濃高井郡之地六千石、合前八千石、十九年甲寅、難波之役、公屢戰破其軍、十二月和議成、諸侯皆解嚴而還、元和元年、秀賴淪盟、神祖再起兵伐之、五月七日、天王寺之戰、城將毛利勝永、督兵出戰、公迎擊斬之、時我將有與公爭先者、敵兵乘其擾、奪其旗而走、公提槍策馬直斬之、敵兵懼、不敢迫之、繼而城陷、乃論功加封高井郡四千五十餘石、下總矢作領如故、凡一萬二千五十餘石、崇其勳也、三年丁巳、夏六月十三日疾而薨、年三十三葬於下總香取郡新福寺、法諱曰自光院殿、余叨續祖業懼不克聿修厥徳、乃據家牒、錄其概畧以告後裔、文政十三年歲次庚寅、夏六月十三日、十一世孫、從五位下藤原朝臣直格謹撰書並篆額

僧吞舟墓

津宮村千佛寮域内に在り塔高五尺幅二尺臺石二層塔面嵯峨後學和漢兩派及第松永友也源宗弼之碑と題し傍ら一碑あり其の傳を刻す門人智積院留學綜義の誌するところなく吞舟は紀伊有田郡廣邑の人なり蟻堂又捫虱と號す資性不羈にして學は和漢を兼ね又書に巧みなり少にして紀伊侯に仕へ俸二百石を賜はる後ち故あり官を棄て、去る時に年十九尋て雜染して吞舟と改め廿八歳大和國豐山に留學し笈を負ふて周游二十歳下總に來り佐倉城主稻葉氏の客史と爲り後香取根本寺主と爲る博學多才にして物に拘はらず活達を以て稱せらる閑に乗じ學徒を教導し來學するもの多し然れども梵字に棲遲し名利を求めざるを以て世多く之を知るものなかりしも一世の善智たりしは時人の許す所なり墓誌吞舟詩文に長せしが磊落の性其稿を起すと共に又直ちに文を破棄す是を以て更に遺稿等を存せず佐原の人久保木惣右衛門等僅かに其酒興に乗じ書せしところの俳句斷片等を藏す一見其人と爲り

を想するに足る下項記するところ清淵は乃ち其門人なり

久保木清淵墓

津宮村字西根本の丘畔にして久保木氏塋域内に在り平面石碑を建て碑文を刻す人物参照

竹窓久保木先生墓表

余官暇無事時、與書冊相對、一日有人來告曰、聞竹窓先生疾劇恐不起、余驚悸廢卷、長息久之、更使人問之、未幾訃音果至、嗚呼余之於先生、久辱友誼、聞之得不悲且泣乎、初余之宰於南郡也、二三父老、請設鄉校教子弟、余喜其舉、勸勉之、創書院於延方村、遂屈先生爲師、先生比月必來講經、子弟始知嚮學、我侯嘉賞之、給月餼、以報其勞、國相中山子弘、見問道、余之所以往來親善、亦以是也、於是至茨城新治等地、距書院遠者、一再請先生、開筵誨諭、子弟列席受教者、每數百人、既而余去職還水戸、猶書信往來、每事諮詢、而俄有脩文之召、嗟乎今而後、吾其誰之適從哉、其終焉之日、實在文政十二年八月二十八日、自生寶曆十二年十月某日、至是得年六十八歲、葬于鄉之西岡先塋之次、聞者知與不知、莫不嘆惜也、今茲春正月、其子伯明遠來請得文勒墓石、余以不嫻文辭固辭不聽、乃閱、狀曰、先生諱清淵、通稱太郎右衛門、其先出於判官代藤原清實、建久中管領下總猿俣關子孫分爲數家、居大久保者、稱久保木黨、遂以爲氏、世爲下總國香取郡津宮村長、父清英、娶香取氏、先生少名新四郎幼好讀書、年七八歲、其父自授古文孝經、十一歲從鄉先生松永吞舟、受句讀、小學四書五經皆成誦、後吞舟出孝經一本、曰學之者、不得不以孔鄭之二家爲歸、而鄭註亡已久矣、我嘗於群書治要、錄其刪本、因此求其說、則庶幾可得大旨焉、今以

之付汝、汝克誦之、先生及年長、恨其不備、考究諸書、招遺撫逸、殆復舊觀、遂授梓以貽同好者、又嘗與伊能忠敬友善、忠敬年長、先生視之如父兄、及忠敬蒙官命製輿圖、每請先生成其事、然先生謹愿、不敢以其功語人、故世無知輿圖之成由於先生者矣、遠近聞先生之風、從遊者極多、而先生誨之無倦、有略戒告訓、其爲教以心術爲行道之要、以脩齊爲處事之先、又有紳言、摘諸書之要以揭坐隅、朝夕視以自警、是以子弟皆務孝業、不染浮靡之習、鄉里多化之者、至其一再受誨者亦往々有悔過遷善之漸、蓋先生温然之容、諄乎之言、入於人之深、其效有不能已者矣、其地屬安房守小笠原君采邑、君乃知其高義、賜傅列士、以監其采地若干村、先生性恬淡鎮靜、不求聞達、然其爲人謙遜沖退、不違俗以矜名、故公侯之命、皆不肯峻拒、固多材、特有善書之聲、而在先生不以爲意、然有愾之者則不敢忤、皆應其需、庭際綠竹一叢、故號竹窓又竹陰堂、名息耕、初字蟠龍後謂龍五靈之一、王者之嘉瑞非吾之所以可字也、遂改仲默、而學者猶稱蟠龍先生、蓋先生以道德才藝、終身不出畎畝之中、猶龍之蟠於泥中、故世以是爲適其實也、平生學依漉洛、而博涉諸家、所著有孝經獨見、及孔傳翼註、論語講演集說、經義勦說、宮室圖解、續史編年略、病間讀錄、西遊日記温泉紀行、香取私記、竹窓漫記、巷談偶記等、遺命火之、伯明不忍、其稿存于家云、先生娶水瀧氏、生伯明及二女、二女既嫁人、伯明名清常、俗稱俊藏、退讓有父之風、不欲實溢美、故其所言略矣、余固不敏、多文之富、不能窺之乃敢錄梗概以表墓石、止如此耳、文政十三年庚寅春正月之吉建水戸小宮山昌秀撰 立原任書竝篆額 孝子清常建

富田古墳

豊浦村富田區字原に在り村役場及び小學校敷地の一部に屬す明治三十三年五月某日丘塚を發掘し土器數個を發見す即ち齋器齋甕の類なり相離るゝこと數間の地に四五の丘塚あり山林或は耕圃中に散在す古代の墳墓形に類するものあるも舊記里傳の存するなきを以て之を詳にする能はず
同所 古墳

同區字粟の鹿山林中に在り大正六年三月中之を發見し地下二尺餘にして幅約二尺五寸長八尺許の石棺を得たり棺は數枚の平石を以て上下四面を蓋ひ中に人骨一體及び刀劍又は徑三四分許の金屬製輪形等を出す何人の墓なるを詳かにせず或は以て小見川城主粟飯原氏に關引するものとす
成毛氏世々墓

同村一ノ分目善雄寺域内に在り平面石碑九基あり一は永祿二年十月吉日の字を刻し一は永祿七年十一月吉日の字を刻し共に小見川成毛氏等の字あり一は小見川城主粟飯原平胤壽氏女祖寛永三年十月二十三日及び大永四年六月四日宗定天文十七年十月十日宗智元和八年九月七日宗正慶安元年三月十一日宗久當寺開基大檀那前成毛對馬守等の字あり其永祿以前に係るものは文字剝損して皆辨すべからず成毛氏は小見川城主粟飯原氏の老臣にして宗久に至り粟飯原氏の嗣となる今小見川町に成毛をとするものあり蓋し對馬守の裔なり

大塚

同村三ノ分目に在り今里人の埋葬墓地たり縣道に沿ひ呼んで大塚山と稱す一大圓丘を爲し狀は輪塚形を爲す上に三大平面石を建つるも刻文の徵證す可きものなきを以て其故を詳にせざるも宛然とし

て古墳の形狀を爲せることは斷して疑を容れず里人は單に千葉氏の墓と爲すも蓋し同氏以前の遺家ならむ或は曰く丘下に石棺を納在すと丘上建つるところの平面石は往古より丘上に存在せしものに非ずして里人の埋葬墓地と爲せしとき塚中より發掘せしものに非るか

胤壽姫墓

同村分郷字大門眞福寺墓地に在り五輪塔二基を建つ高共に三尺許一を胤壽姫の墓塔と爲すも一は何人の墓なるを知らず或は曰く姫の墓は一ノ分目善雄寺に在りと城主粟飯原氏末節參照

分郷古墳

同村分郷字城山に在り各處に散在す皆平石を以て室と爲す里民は之を石室と稱す其大なるものは方一丈二尺厚一尺五寸餘の巨石を用ゆるものあり曾て之を發見せしとき人骨及び武器の腐朽せしものを得たりと又字大門にも二個の大石あり共に粟飯原氏墳墓の遺物とす

粟飯原氏墓

小見川町小見川字城山々上に在り今埋没して其跡を留めず里人曰ふ往年城址の東南隅を開拓し石郭を得る郭は皆巨石を以て之を蓋ふ中に人骨及び刀劍の類あり因て之を埋めて舊形に復し上に小石を建て之を表すと南方別に一高阜あり野田區淺間に屬す最頂の處淺間祠あり祠側一石窟あり方石を疊み圓室形を爲す窟中方八尺許亦社地を擴めんとし之を發見すと共に傳へて小見川城主粟飯原氏の墓とす

成毛宗親墓

同村下小川字川向東光院域内墓地に在り方形塔石高二尺五寸幅一尺許塔面小見川城山前住明訓道曉

禪定門成毛宰相宗親天文二十一年壬午十月廿七日行年廿九歳と刻し左側に永祿年中前對馬宗正爲父此寺建立の字を刻す傍ら平面の古碑あり大字磨損詳ならざるも宗親の墓碑は蓋し此古碑にして今の碑は後世の建つるところならむ宗親は粟飯原氏の臣にして里見氏の兵と戦ひ此地に死す寺記近傍水田中又姫塚等の古塚あり皆同時代の事に關せしならむ墓域内別に宗親の臣木村氏等の墳墓あり城主吉見經綸墓

同區共同墓地に在り墓は路傍に沿ふて平面石を建て碑文を刻す經綸は紀伊和歌山の藩士なり五谷又虎陵と號す年甫て十五大阪に至り重野安禪の門に遊び後東京に來り同人社及び慶應義塾に入り和漢洋の學を修め尋て東京師範學校を卒業し新潟縣高田及び本縣師範學校並に徳島、大阪等各府縣の教育に従事し病を以て職を辭す幾くもなくして再び本縣に來り本郡下小川一鏡塾長と爲り子弟を教育す本縣知事柏田盛文其舊知なるを以て將に用ゆる所あらむとせしが宿痾再發し明治三十年十二月廿七日を以て年四十二著はすところ詩文集及び教育概論等あり盛文爲めに銘辭を撰す

木内古碑

神里村木内木内神社の西隣耕圃中に在り平面石二基を建つ一は高二尺餘幅二尺許表面損壞して辨すべからず一は高さ二尺四五寸幅之に稱ふ一梵字を刻し右に右爲□□建修善根也の數字を刻し左に明德四年十一月日の字を刻す文字模糊として漸く之を辨すべし傳へて某公卿を葬るとなす明德四年實に南北相和し後小松天皇正位を定むるの年と爲す碑は即ち當年の遺物にして其古きこと從て知るべきなり碑の北部耕圃の下藪林中往年帝國大學より人を派して之を鑿たしめしことあり數畝の間皆

貝殻にして中に人骨及び土器を得西南部耕圃今里道を以て相隣つるも古昔はより貝殻又は馬骨に類するもの及び矢ノ根石土器等を出す尤も夥し其數片は今伊勢賓日館陳列部に在り考證存せず口碑傳はらざるを以て何人の墳墓なるを詳にせざるも其位置築造より之を考ふれば或は古代貴人の墳墓に非るか土器中には往々古代人形壺に類するもの、缺片を出す人形壺は所謂土偶壺なるものにして埴製土偶人を盛り貴人の墳墓等に建つるもの碑面の文字其一は分明ならざるも明德の碑修善根也の數字に據れば其當時已に此墳を發見し供養の爲めに之を建てしか或は在來古碑即ち傍の磨損により更に此碑を建てしものなるか兩者何れを詳にせざるも事蹟の明德以前に關せしことは疑を容れざるなり或は曰く此碑と貝殻發掘の地とは其事相關せずと

府馬時持墓

同村小堀に在り即ち木内區木内神社より虫幡區清水寺に至る里道に沿ひしところ耕圃の墟側に平面石を露出す文字缺損して知る可らず之を府馬里人に問ふに府馬城主時持香取野の役に殿戦し此に至りて死す因て屍を此に瘞むと其接近地耕圃中に左衛門塚の字あり木内區に屬す左衛門は即ち府馬氏の通稱なり考據の資と爲すに足る一に曰く時持の墓は虫幡區字平石に在るもの是なりと塚上古碑あり高六尺幅四尺平面石にして梵字を刻し左右の文字は概ね剝缺して讀むべからず至徳四天丁卯二月四日の字分明なるのみ此地は府馬より香取に至る順路なるも時持の戦死は天正中にして至徳以後二百年の差あるを見れば此碑は蓋し時持に關係なからむ或は曰く鹿島治亂記に鹿島景幹五郎左衛門法名仁山永正九年十月某日を以て米ノ井に戦死す其通稱時持と相似たり故に後人之を誤り二人を混じ一と爲すに至ると下の米野井府馬氏墓參觀

白井古墳

同村白井字王宮臺及び大塚其他の各處に散在す王宮臺に在るものは小石祠を奉祀す往時古櫻樹ありしが枯損せり明治二十年其萌孽を區内清涼院に移植せむが爲め塚邊を堀りしに小甕中勾玉等を出せしことあり因て更に之を埋藏すと又曰く其附近より往々陶器雷斧矢の根石等を發見せりと里人は塚上神祠を王宮神祠と尊稱せり傳へ曰ふ此地は古へ平親王の居りし地なりと或は以て平新皇將門の館址となすも附會に過ぎず大塚は舊記王塚と書せしも後世今の字を用う同所に瓢形古塚あり之を舊時に比すれば大に形狀を損せしも東西約五間南北八間許に亘り松樹叢生す文化中其一部より石郭を發見せし中に巨骨佩刀矢鏃等を藏む因て又之を埋葬し石を建て正面題して千古武將墓と刻し右側に文化六巳巳歲三月七日邑有新葬將埋此也掘得石郭收有巨骨佩刀矢鏃不識何世何人雖然視儼然一勇將跡也又埋之文化十二乙亥歲二月建石聊爲表焉白井村善男善女と刻す大正二年に至り又其一町餘の高處にて石郭を發見せし中に金屬の鏽蝕せるものと人骨に類するものを藏せり而して郭の石材は悉く之を村中里道の橋梁に用ゐたりと此他近傍に尙數箇の古塚あり

按ずるに桓武天皇の皇子葛原親王莊園を本郡地方に有す葛原牧は乃ち其一部にして後世之を油田牧と稱す白井は其區域に屬せり親王の子高見王はもと今の海上郡地方を領す高見浦の稱呼は蓋し王が宮號の因て起りし所以なり王の子高望王は乃ち平氏闔門及び千葉一黨の始祖にして本郡府馬村に王の墓と稱するものあり王の諸子中國香は常陸に封せられ以て本州の北部を管し良將も鎮守府將軍と爲り亦本州を管し良兼は下總介と爲り本郡栗山川の下流屋形に居り良文は本郡

阿玉臺に館せし等皆此地方に關係を有せり是に因て之を見れば白井古墳の平親王なる里人の傳説は平氏の始祖葛原親王若しくは高見高望諸王を指せしに非るか同區内には字王宮臺 王井戸 王塚(今は大塚) 御門(今は帝) 宮の下 君ヶ谷(今は相場) 新館 城の馬場等あり皆貴人の尊稱に關せざるはなし而して同區の鎮守星宮神社は傳へて平親王の勸請に係るとなし古へ妙見宮と稱す妙見は千葉氏の鎮護神なるも其實は始祖親王が崇奉せしものならむ又同所若宮八幡も同親王が京師より勸請せしものと爲す以上諸説を綜合するに同所古墳は親王及び其子孫に關するの遺蹟ならむも亦知る可らず同區圓了寺(今の清涼院)に其舊記ありしも火災の爲めに之を失へりと

木内胤寬墓

八都村米野井字通臺地に在り松楠兩樹間高二尺許の方形塔石を建て木内信重信久二人の法諡及び死歿年月等を刻し又別に一小石祠を建て木内家代々墓所及び木内駿河守墓云々と刻す然れども此墓は米之井城主木内胤寬世々の墓たること斷して疑を容れざるも後人誤て之を中野城主木内氏に混同せり餘は神崎町木内信久信重父子の墓に詳記せしを以て合せ觀る可し

按ずるに木内信久は中野城主にして米之井城主木内氏とは全く其世系を異にす然るに後人誤て之を混す前著香取郡誌亦疑を存せしが討査の結果遂に之を詳かにするを得たり故に米之井區通臺に在るものは信久父子の墓に非ずして米之井城主木内氏の墳墓たるは斷して疑を容れず胤寬信久の官稱は共に膏岐守たり是を以て遂に此の石塔の誤刻を爲す塔は後人追福の爲めに建つるところな

り木内氏の世系は城主の項に詳記せり
米之井古墳

同所字長谷の山林中に在りしが今之を詳かにせず文久中區人成毛市郎左衛門なるもの開拓して畠地と爲さむとせし時一の石棺を發見せり棺は十三枚の平面石を以て之を疊み近傍又土器の缺片等を出すことありと蓋し麻績郷時代の古墳又は米野井城主木内氏の關係に非るか
府馬氏墓

同所字砂押に在り乃ち舊米野井城の追手口邊に屬す方二尺余の平面石に府馬左衛門以下惣勢三十四人討死精靈と刻せしが今は文字磨滅して知る可らず古戰場考に府馬左衛門香取野に戦死し此に非ると又一説に左衛門正木氏に屬し本城を攻め陥れ尋て大須賀氏の破るところと爲り此に戦死すと
三神靈墓碑

同村田部西雲寺域内地藏堂側に在り方四尺餘の平面石を建て上に三神靈之墓と題し下に碑記を刻す
總州香取縣田部邑三神靈墓誌
近江源顯惠宜郷甫撰

夫盛衰榮枯之相轉移也、幽與明皆不得免也、王公常受辱、鬼神不得不汚、蓋出自然之數云、世之學士大夫、論其明、故遺其幽、抑亦有故矣、至事之不可已者、則不得書而不傳也、總之北州香取縣田部邑、有古墳、無知爲誰氏之墓者、或傳千葉氏之支族某五世、居此地、是或其一歟、不可的知、負岡臨谷、古松一株、蔭其上、亦枯而且倒焉、唯見一大玄石橫於土中翌已、又有神祠、接其塋域、往文政五年壬午六月二十九日、里民雫子祠、鼓聲殷々、亂舞噪踏醉歌、以避暑於古墳上

觀其摧殘也、相謂曰、塚中有物、非貨寶則必什器、請發而分之、衆皆諾之、轉爭而犯破焉、凡疊石者十有七枚、下有一室、亦以石、郭之中有三屍、似併葬夫婦及一兒者、弓劍刀槍、皆半朽半存不可以爲用矣、里民大失望、欲東而棄之溝中、曝之隘巷三日、觀者如堵牆、此夜西雲前住詣公、彷彿不能睡、又不能坐、非疲又非病、異而思之、不知何故也、後復如此者二夜、既而遭里民之盛屍於朽桶、來而請之埋葬、詣公呵曰、汝等愚頑、不知神之爲何物、暴戾刻薄、猥發舊塚、穢之忝之、罪莫大焉、而今不可追咎之也、遂埋之其域內、修以佛則云、後有謀取所發之石、鬻之遠邇者牛負之則牛死焉、人移之則陰譴立至焉、有發狂而死者、有見鬼而僵者、怪之屢起、年甚於一年、不可勝紀、里民恐怖不知所措也、現住海公懲其如此、更修佛事、懇薦冥福、且奉新號於各位、曰證空院殿儀山宗忠大居士、日證光院殿貞元妙操大姉、曰徹山了映大童子、海公曰、如斯而後、神之意安否、若夫新室築墳、復其舊域、則不亦善乎、然力不能及也、不可奈何耳、今就新葬之處、建碑設祭、庶有不朽於永世矣、是我之志也、於是徵碑記於余、余以眼疾之故、荏苒不果、今得少閑因援筆以塞其命、然時天保十年己亥之春二月也

銘 拜 序

予既奉法號於三神靈、事詳碑記、若夫忌辰則無有一字之可徵也、因今以六月二十九日爲忌辰、蓋系以發塚之日云、仰願我之法嗣子孫、嚴祭祀于春秋、薦冥福于日夕、遂作銘、銘曰神之所宅、土肥泉清、神之所憩、松淨月明、晨迎頌韻、夕送經聲、聽法之因、作佛之緣、相得兩宜、實不唐口況復祭祀、春秋不休、綿々繩々、如岡如丘、一片之石、四言之銘、拔擢神威、以垂後裔、吁千萬

世、視赫彼靈

同寺古墳

同寺域内の一隅に在り明治二十七年九月二十三日土中を鑿ち石郭を得たり中に刀二口及び白骨を納む何人の墓なるを知らず寺僧再び之を埋葬し掘得するところの一石を以て墓表と爲し法諡を題し恭雄院殿信譽寛厚大居士と刻銘す

按ずるに木内氏數世田部に在城し木内胤俊亦西雲寺を創せしことあり然らば則ち三神靈及び此古墳は此輩を葬りしものならむ

木内胤尙墓

同村小見字古屋前舊永徳寺址に在り高さ四尺周圍十間方二間許傳へて木内胤尙の墓と爲す胤尙は木内胤朝十一世の孫にして小見城に居り延徳三年十二月二十八日を以て卒す

千人塚

同村大字小見字石佛に在り水田中小塚を存す舊記傳はらざるも同區德聖寺域内古碑文に因り其事を想見するに足る碑は方七尺餘の平面石にして初め石佛に在りしを後年寺中に移せしものなり

碑陰記

元龜二年、小見米井共遇府馬左衛門等之亂、城櫓民家、佛寺神廟、悉破兵燹燒也、積紛首散足、作千人塚、埋斷碣殘碑、以石佛爲地名、亦在斯歲、喜輩取石於田、即石佛田也、石面仍有梵字、則眞本是塔而二百四十九年後、再化新塔者也、嗚呼時哉富光僧更隆星院智圓、廣徳院謙恒、小見

保正大八木八郎兵衛、多田庄兵衛、木内小兵衛、鈴木平左衛門拜記

川上古墳

同村大字川上字鶴田に在り四方水田と爲り舊狀大に損す里人傳へて木内胤尙の墳墓と爲す字向井内又一塚あり水田中に屬す高六尺方七尺傳へ曰ふ米井城主木内右馬允落城の時此地に至り川上八郎なるもの、殺すところと爲る因て此に瘞む同所又姫塚と稱するものあり芝生地中央に小石祠を建し姫宮大神と刻す以て米之井城主の姫人を瘞むと爲す

按ずるに木内右馬允は乃ち胤章なり胤章は米之井戦死の後ち大須賀氏其屍を收め其菩提所土室祥鳳寺に葬ると爲す二説孰是を知らずと雖も其木内氏に關引するは疑なきが如し

すくも塚

同村大字神生山倉村大字大角栗源村大字高萩の三區入會地にして字を「すくも塚」と稱す或は曰く「すくも」は九十九の誤音にして香西村大根邊より神生大角に至る沿道山林耕圃中古塚を存すること夥し故に九十九塚と稱し後世遂にすくも塚と誤稱すと清宮秀堅曰く油田神生に隣し神里村に屬すは香取大宮司家の邸地にして即ち勅使の宿驛となりしものなり故に「すくも塚」は驛址に關引する地名なり云々即ち驛馬の食糧秣粟を置きしならむと諸説紛として定めがたきも明治二十七年十二月十二日塚の一部なる三區入會地の一塚を鑿ちし時石郭を得たることあり皆平面石を以て之を疊み中に人骨刀劍の類を藏む之に因て是を考ふれば其古墳なることは斷じて疑を容れず

按ずるに千葉系圖に須久毛能直左門衛尉其子信直中務坂法名能信等あり或は是等の人の古墳に非るか又本郡中

原野に「すくも塚」と稱するもの數所あり蓋し往時本郡には牧場多かりしを以て是等に關するもの亦是れなきに非ず

神生古墳

同村神生區宇右京屋敷に在り今耕圃と爲り近歲に至るまで塚形を存し里人は城主の墳墓として敢て之を犯すものなかりしが今は概ね開拓して現形を認むること能はざるに至る按するに右京は乃ち米之井城主木内胤員又は其族祖正胤の通稱なれば老後此地に退隱し以て餘生を送りしものならむ餘は舊蹟誌に詳なり

東胤頼夫妻墓

郡中胤頼の墓と稱するもの二あり一は森山村岡飯田區宇谷芳泰寺墓地に在り五輪塔二基を列す高共に四尺許空風火水の字を刻す寺記に一を胤頼の墓とし一を室家の墓と爲す一は神代村櫻井城址の一部なる字十二殿に在り四五の丘塚を存す其一郷主塚と稱するもの尤も大なり之を胤頼の墓と爲す里人曰く東氏十二世を葬る故に此地を十二殿と呼ぶと或は曰く本城鎮護の爲めに佛神十二天を祀る故に十二天と稱し後誤て十二殿と爲す城主 舊蹟參觀

按するに東胤頼初め上代に在り尋て森山に移り以て世々の居城と爲す古は其居所に就て墓所を築くは例とする所なり然らば則ち森山移城の後上代に葬る可きの理なし櫻井に在るものは上代越前守の墳墓にして森山に在るものは蓋し東氏の墓ならむ然れども現今芳泰寺に在るものは其位置甚だ狹隘にして信を措く能はず蓋し城址中散在するところの古墳に在りし塔石を後世寺中に

移せしものにして下項記するところの家墳即ち東氏の墳墓ならむ

岡飯田古墳

森山村岡飯田區に在り八所に分る其六は字鳳凰山林中に在り乃ち森山城址の一部に屬す皆丘塚を爲す其一最も大なり小祠ありしが明治六年癸酉之を廢す土人傳へて東常縁の墓と爲すも信僞を詳にせず一は南方字高塚に在り亦塚形を爲す一は東方字天ノ宮に在り林中一祠を安んじ之を天宮と稱す十年丑十二月二日社殿修繕の際社下の土を穿ちしに石郭を得る長七尺二寸幅四尺一寸四個の大石を以て覆蓋と爲し中に人骨二體を出す一は大にして一は小兒の如し外氣の觸るゝに及び壞散し別に刀劔四口矢鏃十八本を納る或は以て東胤頼夫妻又は東常綱父子の墳墓と爲し或は曰く千葉胤直父子の戦死するや常縁遺骸を携へ此に葬ると一説に天宮は平將門の勸請するところなりと將門の説下總名勝一は南方大六天に在り須賀山城址に屬す林中一小祠を建つ諸墳皆其由來を知る能はざるも東氏世々須賀山森山の二城に居りしを以て之を考ふれば其墳墓なることは知るべきなり城主 舊蹟參觀

阿玉臺古墳

良文村阿玉臺字千堂谷山腹に在り塚上碑あり表面夕顔觀世音菩薩と刻し側面正徳六年丙申三月阿玉臺村と刻す乃ち夕顔觀世音出顯の地なりと里人曰ふ往時堂宇ありしが其破壊するに及び代るに此碑を以てすと里傳は以て平良文を葬りしものと爲すも未だ確證を得ず

按するに良文は相模時岡に居り其卒するや同所に葬ると爲す二説孰れか是なるを知らず
來迎寺古墳

同村貝塚區來迎寺墓地に在り一を府馬時持左衛門尉追福の塔石と稱す高さ八尺許相對して同形塔石あり之を神野角助の塔と爲す共に傳へて時持の子勝若僧の建つるところと爲す角助は貝塚の領主にして勝若の母兄なりと慶長七年寅三月十三日歿し月山祥心と諡す本寺一は酒井忠次の女清心院の埋髮塔と爲す高七尺許の五輪塔を建つ院は徳川家康の養ふところとなり松平伊昌に配す伊昌關ヶ原の役に従ひ功あり銚子附近の地十七村を賜はり忠次の女「フウ」を室とし松平氏を賜はる海上郡船木村等覺院は其菩提所なるも室は平素淨土宗に歸依せしを以て卒するの時遺言して髮を本寺に納むと曰ふ塔に寛永十五年十一月廿五日清心院圓譽理月大信女の刻銘あり乃ち其法號及び卒去年月なり神代村高木用平記又陶工四ツ目藤四郎の墓と稱するものあり所謂四ツ目燒陶器の製作者なりと村中一二の古陶器を藏するものあり即ち藤四郎の作と爲す又源頼朝の塔と稱する五輪形古塔石を建つ傳へ曰ふ頼朝鹿島に詣するの途次本寺に詣り開祖高辨と談法す高辨紀念の爲めに之を建つと

貝塚

同區字海の内に在り今耕圃と爲り圃中數畝の間之を鑿ては貝殻を得ること最も夥し往年坪井理學博士等帝國大學の命を受け之を調査せり貝殻堆積中又土器の欠片等を出す貝塚の名稱は本邦中各州郡に散在し自ら人類學者の定論あり更に示説を俟たざるも要するに石器時代の民族が食用に供せし貝殻を棄積せしものと地勢の變遷に因り海底隆起等の作用より起因するものと往平北亞米利加に於て地震の際海底凸起一の貝塚を成せし例あり或は古代貴人等の墳墓を築くや其周圍に貝殻を埋めしものとの後世石灰を埋めて棺郭を圍むの類に同じ數種あり或は曰く本區貝塚は即ち第一種にして食用後委棄せしものなりと若し此説を是と爲さば貝殻は概ね本區北

面の地に出で南面の地より發見せざるを以て之を考ふるに太平洋の今の鹿島郡より小見川及び森山神里八郡神代良文諸村の境界地に灣入せし時にして食貝は即ち此灣内に得たるものならむ又曰く木内神社邊の貝塚も亦是れと同一種にして混出するところの土器は即ち食器の欠片なりと

高望王墓

府馬村府馬區字歸命臺に在り古杉一株を植す里人傳へて高望王の墓と爲すも固より確證あるに非ず

府馬古墳

同區字日下部に在り天神坂の右側に沿ひ古塚を存す傳へて府馬氏の墓地と爲し或は時持の墓と爲す嘉永元年戊申道路修繕の際一の石棺を發見す中に大小の古刀及び鐵冑の腐鏽せるものを出す棺石凡そ二十三枚あり大さ方三尺許厚さ三寸より四寸に至る里人之を改葬し石祠を建て金山大神と稱せしが今愛宕神社に合祀せり

府馬氏世々墓

同區修徳院域内に在り竹林中方形塔石を建て歴世の法號を刻す府馬氏は即ち本區府馬城主にして塔は元和二年丙辰二月二十日裔孫胤村左衛門尉の建つるところなり銘刻

府馬時持室墓

同區字奥の臺に在り丘形を爲し小石祠を建て姫宮と曰ふ里人曰く室其夫の戦死を悲み此に死す因て祠を建て之を祀ると或は曰く室は其兄神野角助に因り天年を以て終りしと舊記の存するなきを以て

確證を得ず村人林剛其詠草を藏せりと
宇井太兵衛碑

同區宇歸命臺墓地に在り此地は寶光院の舊地なり宇井氏は村の舊家を以て稱せらる

宇井翁墓銘

宇井翁名壽稱太兵衛 其先出紀州熊野神職 後徙北總香取郡松澤村再徙府馬村以農 翁生數月失
怙恃爲祖父母所鞠養年甫十五承嗣 文化八年三月邑主依田君舉爲戶長 十一年正月擢里正許稱氏
佩刀 文政十一年六月詣伊勢神宮遊歷西方諸州 弘化四年六月陪依田君詣日光大廟 至嘉永二年
十一月患痰咳 以三年正月八日卒 距生安永九年四月九日得齡七十一 葬村內寶光精舍先塋次
翁謹慎寡言薄自奉而厚救恤 墾田闢地亦不少 又好文藝每以讀書習字 課村中兒童於是闔村欽仰
產亦太豐而人未嘗怨妬 及病篤猶強記視事其勤職業如此 翁妻鎌形氏產一男二女 男壽富承家二
女一適鎌形某一適藤崎某 頃者壽富介人乞墓銘乃係曰 宇井之源出自紀州 徙居下總子孫以稠
墾田闢地是翁之謀 救恤恩惠靡所弗周

嘉永四年歲在辛亥六月上浣

昌平學講官 佐藤 坦撰

進藤風齋墓

同區修德院域內南方岡麓に在り風齋は徳川旗下の士にして本村七百石の地を領す其先正次なるもの
浮田秀家に仕へ關ヶ原に敗れ後ち徳川家康に臣事し子正成より十三世にして風齋に至る明治維新の
際本村に隠れて以て終る

山倉古墳

山倉村山倉區に在り一を千人塚と稱す字白幡竹林中に在り今開拓して現形を留めず傳へ曰ふ矢作國
分氏曾て府馬城主府馬氏の臣實川氏を此地に攻め其戰死者を瘞むと今に至て往々人骨等を掘出する
ことあり一は山倉神社社域の巨杉樹下に在り往年之を發見すと樹根の盤屈して石郭を包纏するを以
て外部より僅かに窟口を認め得るに過ぎず今樹下に小石を置き御魂社の三字を刻し之を祀れり

圓頓塚

同所字前原に在り塚上碑石あり嵯峨御宇弘仁二年辛卯奉說大六天一字成就之處霜月初卯圓髡和向と
刻す傳へて大六天の開祖圓頓和向の塚墳と爲すも信僞を詳にせず 寺院 參觀

念佛塚

同所字關の臺に在り里道の傍に位す塚形を爲せり明曆三年名主長兵衛なるもの本村從來貢米の他領
に比し重斂なるに拘はらず更に増加せらるゝに會し村民の負擔に堪へざるを以て抗許するところあ
り遂に遠流に處せらる其孫某行脚の僧と爲り祖父を尋ぬるも禁に因り達するを得ず因て歸郷す長兵
衛亦遂に島中に死す村人之を憐み塚を築き爲めに冥福を祈ると

長島刑部墓

同村新里字殿御堂に在り刑部は天文年間の人にして同所字館臺の砦に居り村內東勝寺を創せりと曰
ふ墓畔に巨松あり

石田武藏介墓

同所字塚前に在り廣百坪許武藏介は東常縁の四男にして初四郎と稱し石田卿に城居し正木氏と戦ひ利あらずして椿岳に走り死す時に天正十六年九月十一日なり享年五十一
平山時常同常時墓

常磐村川島字谷舊蓮成寺域内に在りと時常三河守と稱す（一に持常に作る）飯高城主なり香取古文書に飯高五郎及び北條莊役所地頭飯高彦次郎等あり蓋し時常の祖ならむか時常永祿九年十二月廿三日を以て卒す子常時刑部少輔と稱し天正十六年十二月十五日を以て卒す傳へ曰ふ時常は千葉氏の裔にして祖先以來本村を領し天正の末年に至り農に歸し子孫尙存す

服部與五左衛門墓

同村南玉造字柏熊正岳寺域内に在り塔石を建て下總州南玉造新田開發之本願主當寺中興大檀越服部與五左衛門之墓爲本村役人柏熊新田中右服部氏報恩寛政四年十月念造立之者也普政院古信日慧居士享保六年^{辛丑}歲十月と刻す服部氏は松平勝義の重臣にして寛文九年玉造山倉兩村の新田を開拓し服部新田と稱す所謂る柏熊部落是れなり住民之を徳とし爲めに塔を建つ現に四十餘戸の居住者あり又同寺内に建宗吾碑あり並木正韶の撰文に係るも本文に關係なきを以て之を略す

石橋信義墓

栗源村岩部字田島の水田中に在り小丘堆を爲す傳へ曰ふ此地古へ勝田原と稱せしが信義の通稱但馬守に因り但馬塚と稱へ遂に誤て田島の字を用うと或は曰く水田中の丘土自ら島形を爲すを以て田島と傳呼せしものにして必ずしも信義を葬りしに非ずと二説姑く擧げて後人の判定を俟つ信義の事史

に之を載するなきも村中に其裔と稱するあり大乘寺域内に石橋保義の碑あり文中左の一節を抄す

足利家氏生義利稱廣澤大郎后野州石橋因氏焉 義利十一世之孫信義仕將軍義植 明應二年義植伐

島山義豊 不克奔周防京師擾柳營無主 信義乃歸下野又入常陸 永正二年移下總岩部 蓋下總當

時爲千葉氏所管 信義娶結城氏結城與千葉接壤是以來投也（下略）

石橋杏隣碑

同所大乘寺域内に在り杏隣は本村の人にして大槻磐水に師事し後ち醫を以て著はれ又學術に長せり

僊華先生壽碑

僊華先生者本州香取郡岩部里之人也 幼而柔懦長襲先人之業 學漢醫方又修疾醫家之術 後游江都問荷蘭之學於磐水大槻夫子 夫子慮其既過中年而不易終業也 不許讀橫文洋書唯就諸家譯述之書而了其要領 然而僿侷顛頂莫能覺悟焉無幾歸鄉 歷觀近郡爲醫者率皆疾醫家耳 因竊以謂古之爲醫者一今之爲醫者三 蓋疾醫家起而方裂古今 西洋家興而道異其端 氷炭分爭義不相容 當此之時如有豪傑之士 出乎其間而貫穿古今替綜東西 坦然公平以執其中焉 則吾醫之道始有所歸矣 然是重任大事非天之所縱則孰與乎此 但如漢方分裂則融會諸說以析其衷或末之難也已 乃不伺量欲著醫方中論一書以言其大意、亦惟僿侷顛頂有志而遂不果也 嘉永壬子秋門人等相謀 欲營立壽碑於鄉之大乘寺徵自撰之文 於是乎述平生所志以付之 其題曰僊華先生壽碑者 嘗夢異人舉此四字授之因以自號也 而友人清崇士廣作之銘 士廣即磐水夫子之季子而以儒別成家者也

銘曰 軒岐配五行長沙主陰陽 所說各有理驗實孰短長 輓近洋醫起解剖視心腸 內傷與外感應變在知
常 吾黨僊華子結髮事青囊 折衷三家說運用無定方 濟世七十歲幾人免長殤 俛仰可以死遺德遍一鄉
嘉永六年歲在癸丑春三月

經

塚

東奧大槻清崇撰書并篆額

同所字野馬木戸に在り俗に御塚と稱す面積三四十坪平坦にして周らすに二尺許の土壘を以てす往時
大椎樹ありしが之を伐採せり其下に古石碑數枚あり毎年七月十九日顯目經を此に誦するを以て經塚
の稱あるも或は岩部城主の墓に非るか舊蹟

千葉胤直胤宣父子墓

久賀村字寺作に在り舊東漸寺墓地にして五輪塔石七基を列す高三四尺より七尺許に至る本寺今廢し
荆棘中古塔の尖頂を露はすのみにして人の香花を奠するなく此に至て千葉氏の盛時を追想すれば實
に今昔の感に堪へざるものあり胤直千葉は兼胤千葉の長子にして應永廿六年巳八月廿一日を以て生れ
永享二年庚戌家を繼ぎ千葉城に主たり足利持氏の上杉氏を討する胤直諫止容れられず去て千葉を守り
尋て足利氏の命を奉じ持氏を討じ功あり千葉後持氏の子成氏兵を起して鎌倉に據り威東國に震ふ足
利氏今川範忠上總をして之を討たしむ成氏敗れて本州下河邊城を保つ胤直の族圓城寺尙任下野胤直を
勸めて上杉氏に屬し以て成氏に抗せしむ同族原胤房越後胤茂筑後成氏を援け康正元年乙亥三月廿日
千葉城を攻む胤直及び其子胤宣走て多古志摩二城を保ち胤直志摩を守り胤宣多古を守る馬加常輝陸奥
守一に亦千葉氏の族なり來て胤房を援く胤房大に喜び常輝をして多古に向はしめ自ら志摩を攻む八

月十二日多古陥り胤宣自殺し十四日志摩陥り胤直其衆を率ひ東覺院に入る十五日胤房之を圍む胤直
遂に自殺す鎌倉會大草紙年三十三千葉他内胤相豐後圓城寺因幡守木内左衛門尉他内藏人多田伊豫守粟飯

原右衛門尉高田胤行中務大野小五郎等之に殉す東覺院僧屍を集めて之を火す胤茂命じて遺骨を千葉

大日寺に納めしめ塔石を此に建て、之を吊し大草瑞光常西臨阿彌陀と諡す大系圖多田氏覺書には相
會城草創記には超勝會城草創記には超勝千葉兼胤の弟賢胤葛西郡亦此役に死すと千葉
院真西一閑と法諡す系圖

胤宣は胤直の子なり多古城を保ち胤房馬加常輝の攻むるところとなり衆寡敵せず城陥り乳母の子

圓城寺直時藤五を遣はし城を致して自殺せむを乞ふ常輝許諾し兵をして之を阿彌陀堂に送ら

しむ胤宣辭世二首を賦し遂に自殺す年僅かに十五佐倉城草創直時及圓城寺壹岐守同日向守狩野日向

常陸陸奥大允久子稚名胤家與十木内彦十郎圓城寺又三郎米井藤五郎粟飯原助九郎池内十郎深山彌

十郎岡本彦八青野新九郎多田孫八三谷新十郎寺本彌七中野與十郎等皆之に殉す常輝其の首級を

成氏に致し大草照山常流重阿彌陀佛と諡す大系圖本土寺過去帳には妙宣となし佐
倉草創記には清流院宣悅幼道と法諡せり

並木正詔墓

同所に在り東漸寺は往時より並木氏宗支一族の菩提所なるを以て其墳塋相並び正詔の墓亦其前面に
在り其祖柳碩父良貞及び長子終吉等皆此に葬る終吉栗厓と號し才學あり早く歿す塔裏に弟正讓撰碑
陰誌あり而して正詔の傳は人物誌に詳なり

兒墓

同村次浦字西臺に在り一古松を植せしが數年前雷火の爲めに枯死す傳へ曰ふ某城主の幼兒を葬りし

とき此松を栽え以て墓表と爲す寛永中上總佐貫領主松平出雲守又本村を分采し陣屋を此に設く偶ま
佐貫騷擾す因て老母を此地に移住せしめ病卒の後其遺骸松を樹の前に葬り天保五年^{庚子}二月有志者爲
めに塔を建て題して松平出雲守老母君墓と曰ふ

木食上人墓

同村大門字入作成就院墓所に在り塚形を爲す方三間許里人傳へ曰ふ上人は本郡小松村の人にして常
に佛教を信じ操守堅固なり平居穀肉を絶ち木質を食ひ以て經文を誦し其歿するの前三年石室中に入
り讀經以て終る今より百七八十年前の事なりしも同區成就院の火災に罹りしを以て記録の徴す可き
なし

次 浦 古 墳

同村次浦字山王の岡中に在り明治廿八年三月廿五日之を發し石棺を出す中に人骨及び勾玉管玉各十
八其他小玉二百二十餘箇を得たるも何人を葬りしを知らず

牛尾胤仲墓

多古町多古字高根に在り小祠あり親社大權現と稱す胤中は弘治年間の人にして幼時白井より千田氏
の族牛尾氏の嗣と爲り後ち多古領主三浦入道なるものを亡ほし多古城に主と爲り天正中上總飯櫃城
主山室氏の攻滅する所と爲る或は曰く胤仲慶長十七年三月八日を以て歿すと^{千葉史}一説に胤仲の戦死
は弘治元年閏十月三日にして軍の敗るや小原子村妙光寺に自殺し屍を此に瘞む

寶 塚

日吉村寶米區字宮原に在り舊大棟梁大神の森林なりしが維新の際官林に編せられ後ち又民有地たり
塚の周圍五六十間高七八間頂上に淺間祠あり圓形を爲す舊記欠くるを以て其の因由を詳にする能は
ず區内に寶塚山明光院あり又寺傳を欠く塚下の中腹に三個の窟址あり東方に在るもの骨穴と呼稱す
五六十年前新道開鑿の當時之を發見す穴中三段と爲り當時三個の人骨あり并列横臥し周圍は貝殻又
は土器を存せりと西方に在るものは崩壞して纔かに形狀を知り得べきに過ぎず中央に在るものは窟
口を膝行し入ること一間許にして三四坪の廣さと五尺許の高さを有し上部は半圓形を爲し三址相距
る各二三十間なり蓋し寶塚を中心とし他は之に陪せる古塚にして古昔の貴人又は地方豪族を葬りし
ものに非るか文書の據る可きなきは殊に遺憾とする所なり

七 塚

同村新井區字二の原及び松内臺に散在す傳へ曰ふ坂田城歿後當時の戦死者を葬る者なりと

坂田城は山武郡大總村字市場の西南丘上に在り一に市場城と稱す傳へ曰ふ千葉氏の支城なりしが
永享より天文弘治に至るの間三谷氏世々に居る時に高谷郷大谷城主井田氏なるものあり千葉氏
の衰ふるに及び共に去て里見氏に仕ふ後ち井田氏は北條氏に臣屬す是れより先き井田友胤の父播
磨守三谷信慈の爲めに死す友胤仇を復せむと欲し信慈の山田金光寺觀音に詣るを聞き山中岩主和
田胤信と共に飯櫃城主山室氏の援を請ひ信慈を破り其屬岩小池を陥れ遂に坂田に入り近傍の地を
竝領すと

鳴瀧吉兵衛墓

同村寶米舊西德寺址畑地土屋氏墓域内に在り卵塔形墓石あり無極一吐の四字を刻す又舊西德寺域内に一塔あり寶林院漏月一吐大居士大覺位と刻す俗里之を角力石と曰ふ吉兵衛初め塙瀬平と曰ふ本村の人にして角力を以て名あり鳴瀧と稱す又文學に通じ時に俳句を詠し無極庵と號し上野東叡山に入し同寺坊の聘使する所と爲れり寛政七年閏七月十七日歿す家に當時幕府より拜賜の器物等を藏せしが今概ね之を失へりと

吉田古墳

吉田村吉田字蒲の臺耕圃又は同村南神崎の耕圃中に散在す或は塚形を爲し又開拓して石槨を得たることあり蒲の臺に在るものを御塚と稱す舊記堙滅して徵證を得がたし然れども本區は此近傍に於て最舊村の稱あるに因り之を考ふれば蓋し往古豪族の此邊に割據せしものあり死後遂に其墓を築きしものならむか

船塚

中村北中字船塚耕圃中に在り里道の傍に沿ふ里人曰く里道今は南側に通ずるも往時は北部に屬せり然るに塚陰にて常に卑濕の憂あるを以て之を南方に移すと以て其當時此塚の巨大なりしを知る可し塚の現状は長十三四間許に亘る二丘一は高く一は低く首尾堆起の狀舳艫の如きを以て此稱あるも何人の墓なるを詳にせず逐年崩壞して今は見る可きなきも其當時は塚の一隅に石郭の一角を顯はせしとありしと村岡良弼曰く印波國造の墓其形船に似たり因て村を稱して船形と曰ふ上古墳墓の制此の如し疑らくは是れ匝瑳郡司の墓ならむと蓋し中村は古への匝瑳郡の地にして郡家(今の郡衙)所在の

遺址なる可く史に物部の小事の大連東征功あり邑を下總國に賜ひ改めて匝瑳連と稱すと又弘仁二年陸奥鎮守副將軍物部匝瑳連足繼及び承和二年下總人鎮守將軍物部匝瑳連熊猪賜姓宿禰等の事を載す乃ち是れ等の人に關せざるか村内山林等に尙一二の船塚形古墳あり

船塚

村岡良弼

石郭露來年又年一杯封土草芽々口碑傳處勝文獻國造郡司墳似船

平山季邦墓

同村南中平山氏墓所に在り塔石を建て法名を刻す傍ら巨松あり圍一丈五六尺季邦六郎左衛門尉と稱す本村壺城主たり慶長七年四月二十三日を以て卒す法道院光傳日濶と諡す餘は人物誌に詳なり傍ら子孫及び族黨の墳塋を列す

僧日悦墓

同村南中日本寺域内山門の外に在り塔石高三尺餘臺石三層其下更に礎石を疊む高二尺許塔面當山中興日悦上人慶長三年五月二十九日の字を刻す乃ち其示寂の年月日なり日悦道德の聞る最も高く北條氏政の信するところとなる寺觀

松平勝權墓

同村妙興寺域内に在り高三尺幅一尺許の塔石を建て卒去年月及び法諡を刻す臺石三層勝權は井伊直亮掃部の弟にして相模守と稱し松平勝升の養ふところとなり多古藩主たり明治元年戊辰閏四月廿三日を以て卒す年六十三至德院厚仁惠相心日清と諡す家記

さつ女墓

同寺域内墓地に在り小石塔を建て其法號年月を刻し別に一塔あり寛延二年二月廿三日妙法妙貞信女俗名さる女と刻す大正三年四月廿六日有志者亦爲めに一平面石を本堂の側に建て忠婢妙眞法尼本名さつ女墓と題せり演劇鏡山なる者を傳ふ乃ち尾上岩藤の傳説にして固より信據す可きの事に非るも女豎阿初主仇岩藤を殺すの事を以て作者の主眼とせり或は曰く松田助八なる者あり毛利氏の支封長門府中城主毛利甲斐守に仕ふ一女ありさつと曰ふ松平康豊周防守夫人の中老侍女の職名尾上の女豎たり故あり主仇澤池の局を殺す特に命あり其罪を允し家に退居す後江戸牛込赤城清隆寺僧日遊に歸依し故あり尾上及び澤池の爲めに其冥福を祈り遂に剃髮して妙眞と曰ふ時に日遊將に中村妙興寺に入らんとせり多古城主松平氏は實に本寺の檀越にして康豊の姻親に屬するを以て勸めて下總に至らしめ享保九年秋中村久保の人押田喜兵衛に頼り庵を妙興寺側に結び日夜讀經し明和五年六月廿三日を以て寂す年六十八其小婢さる亦從て尼となり先て歿す因て共に此に葬る云云と是れ其大畧なり稗史劇本は蓋し之に基つくるものなりと後人爲めに碑石を建つ

僧日圓墓

飯高村飯高字聖人塚山林中に在り日祐百坐說法塚と相距る數十步墓域東西十四間南北十三間一小宇を建て中に塔石を安んず高四尺五寸方一尺三寸表面開基惠雲院日圓聖人御廟と題し側面慶長十年六月上旬中村檀林満山謹營中村在家中改造の文字を刻す廟前石燈明臺及び石水盤等あり日圓は中村日本寺の中興なり寺院人物參觀

保科正則墓

同所字馬場法華寺墓地に在り塔石高三尺幅八寸表面祥雲院殿椿叟榮壽大居士と題し裏面保科筑前守正則公之墓天正十九年九月六日卒の字を刻す傍ら室家の墓あり塔形相類す按ずるに保科正直天正十八年庚寅八月を以て多古近傍の領主たり正則は乃ち其の族にして法華寺に退隱して其の翌年を以て卒すと寛政重修諸家譜等に正直の祖を正則となす然れども墓刻の卒去年月相合はす蓋し同名異人か考ふ可し

小高古墳

同村小高字向臺耕圃中に散在す其一を鏡塚と稱し一に「ゴリヤウ塚」御靈塚と云ふと呼ぶ小樹叢生す里人嘗て之を斬伐し數人皆病に罹るを以て其崇りと爲し復た之を犯すなし隣村豊和村内山區此地と相接し耕圃中又古塚多く同區字城の臺を古城址と爲すも其由を詳にせず蓋し本城と此古墳とは相關引するの事なきか

秋山將監墓

同村飯高字長者塚共有地に在り塚形を爲す

將監は大堀領主那須大角等と共に此地の地頭と爲り長者と稱し塚を長者塚と呼ぶ傳里

飯高供養塔

飯高村妙福寺門前に在り塔石を建て七字の題目を刻す
文政中飯高村民林八郎次なるものあり材幹あり頻りに領主中根氏の用ゆると爲り遂に代官と爲り後擅に工事を起し溝渠を鑿ち又溜池用土地を收む衆怨恨し文政十二年正月二日農幸助等之を刺んと圖るものあり八郎身を以て逃れ更に之を領主に訴ふ捕へられて獄中に死するもの十一人幾何も

なくして八郎次の過惡悉く露はれ捕逮して其家を籍没す尋て獄死す時に天保四年なり後里正等相謀り十一名の供養塔を此に設け其の冥福を吊すと曰ふ

布施文四郎墓

同村飯高寺域内墓地に在り方形塔石に従五位勳六等布施文四郎墓文徳院法山日超居士と刻す傳は載せて人物誌に詳なり

山崎五郎次墓

同所に在り五郎次は本村の人にして明治三十年商業學校に入り三十三年航海實科を修めむが爲め月島丸に搭乘し十一月十七日伊豆近海に至りし時颶風に遭ひ船體と共に其踪跡を失ふ時に年二十四義兄片岡政吉爲めに墓塔を建つと云

飯塚古墳

豊和村飯岡字關上耕圃中に在り村人菅谷五郎左衛門なるもの、所有地たり往年土を鑿ち之を發見すと其構造尤も堅牢にして長三間幅一間餘に亘る兩邊石材を整し窟室形を爲し窟口稍狭く兩大石を建て、支柱に代へ上部は長七八尺より一丈餘の巨石を並べて蓋と爲し發掘の當時人骨及び刀劍の類ありしと今に至りて尙ほ何人の墳墓なるや其證を得がたし然れども尋常人を葬りしものに非るは其の構造に由て知らる可し大正八年三月又同區字花の山山林を開拓せし時一の古墳を發見せり長方形石室を圍み四枚の蓋石を置き中に人骨一體及び腐鏽せる刀劍三口を藏せり

鏞木氏墓

古城村鏞木字御塚耕圃中に在り丘塚を爲し高三尺許の碑石を建つ往時巨椎樹ありしが今斬伐して其形を留めず傳へて鏞木氏の祖胤定^九を葬ると爲し^{光明寺記}或は以て十世胤定^{信濃守}を葬るとなす^{長泉寺記}二説孰れか是なるを知らず字川岸湖長泉寺域内又一古塔を建つ高八尺許中部に常桂院殿の字を刻す即ち裔孫胤幹の墓なり

鏞木古墳

同所鏞木大神の境内及び附近の耕圃中に散在す里人此地を呼んで稻荷後又は「じょうせん塚」と稱せり社後に在る一塚最も大にして長さ十四五間にして二丘相並び一は大にして一は小に古代墳墓の制を爲す其他は皆塚形を爲す然れども年を逐ふて崩壞に歸するものあり鏞木氏世々此地を領せしより之を考ふれば蓋し同氏宗族の墳墓ならむも知る可らざるも明治廿四年中西北耕圃中の一古墳より隨輪及び人骨又は刀片形の腐蝕せる者を出し神社域内の古墳よりは土馬の足片を出せしことあり是れ等の遺物に因り考ふれば或は鏞木氏以前の古墳ならむか天明中の古碑あり其の文左の如し

古墳碑

平山氏家僮、曾治廢圃、而掘得一石郭、其内蓋百歲骸骨體然而存云、主翁哀其靈之無所馮、輒封樹之、以表其墓、使後人莫敢犯也、自翁歿後、嗣子德真追念父志而不已、遂刻石以貽來世、於是使弟子恭請碑銘於余、余善子恭、乃爲之作銘曰不朽者石、不死者神、神之攸寧、百世維新、天明丁未春三月、南總僑客豐懷識、

栗本清右衛門墓

同所光明寺墓域内に在り方三尺許の礎石を存し償債還宿の四字を刻す即ち其法號なり清右衛門は栗本源左衛門の弟にして其兄と共に干潟開墾に關し功あり後ち事を以て野田市郎右衛門と相隙し貞享三年丙八月廿六日辻内善右衛門の手代勘兵衛權兵衛の二人を傷つけて自殺す因て遺骸を此に葬る寺傳栗本家記

干潟開墾に關し尤も功ありしものを辻内刑部左衛門及び其婚善右衛門伊勢の鑄工師并に野田市郎衛門栗本源左衛門の數氏と爲す辻内栗本二氏の墳墓は匝瑛郡共和村廣徳寺域内に在り此に附記す

大原幽學碑

中和村長部字要害に在り乃ち幽學遺宅後の岡上に位す明治四十三年五月教徒の建つるところなり而して其自殺の地は同區字御塚に在り一松樹あり竹柵を繞らせり遺骸は後ち要害に葬りしと云

幽學大原翁頌德碑

翁諱實生稱左門晚改幽學大原氏不詳其鄉貫或曰尾張藩大導寺玄蕃次男爲人剛毅公正而慈仁懇惻絕酒食嗜慾以教人化俗爲任文化十一年歲十八有故出鄉放浪四方教武技以充旅資入京師主九條家臣田島主膳窮禁中典禮就諸儒受學庸孝經登高野山修佛學往周防問神道於近藤氏遊近江探中江藤樹遺教從伊吹山松尾寺住僧提宗學漢籍於是折衷諸學自悟性理妙機踪跡遍卅餘州每寓豪農鉅商視察其實務頗有所得最後過信州試說所自得性理學于上田小諸之間一年餘信從者六百餘人天保元年歷遊關東遂秉教鐸於下總香取郡長部村其學則主皇國武士道參以孝經學庸倫理周易陰陽消長天道從才施教必期實踐躬行又正經界改插秧方制建築及冠婚葬祭程度主實用禁奢靡立貯蓄約定會議法循々訓導凡二十

八年一鄉靡然感化風俗一變至道不捨遺邑主清水氏賜金賞之門人更卜八石里增築教堂名曰改心樓遠近來受教者至四千餘人幕吏疑其會人之多感化之速以邪教逮翁因江戸七年竟以無罪免命毀改心樓翁既還自引罪戾腹於御塚丘上而逝其匕首銘曰難捨者義也實爲安政五年三月八日夜享年六十有二有遺書大意謂僕謬爲門下諸君所信改惡嚮善者日多月增何圖蒙官疑幽因多年煩諸君費多金是皆僕過也今察鄉俗復舊惡者不少僕不忍視之所以決然自裁諸君若憫僕死再嚮善修身齊家以爲忠臣孝子則僕當永瞑於泉下矣門徒聞之慙悔益奉遺教不衰及明治初官擢其高足遠藤亮規爲大講義於是再築教堂傳授其道至今云翁所著有微味幽玄考發教錄規式解日記等頃門徒欲建碑頌其德請余銘銘曰以死諫君古有其臣以死誠徒今有斯人宜矣遺教傳授日新風俗敦朴厥里維仁

明治四十三年五月

東宮侍講正四位勳二等文學博士三島毅撰

堀之内古墳

同村南堀之内西南山林中に在り安政中村民某茯苓を採掘せむとし一の石棺を得て之を發するに人骨あり明治十七年宮澤庄兵衛なるもの其北隣を開拓し又一棺を得るに人骨あり並に小石祠を建て之を祀れり卅一年村人某其東隣高處を穿ち更に一石郭を發見す其構造は小石を累積して内壁を爲し上部は蓋ふに平面大石を以てす人骨數體及び刀劍の腐鏽するものあり舊記缺くるを以て其由を知るなきも附近に御塚經塚城内等の字名あり古昔名族の墓墳なるは疑なきが如し

僧宋休墓

萬歲村溝原字諏訪山耕圃中に在り丘塚を爲し雜樹を生す石像あり淨法院木食宋休延寶五丁巳九月廿

四日と刻す宋休は美作の人にして常に木食を爲す于湯新田の成る溝原東榮寺僧什觀一寺を新田に創せむことを請ひ允さるを得たり因て萬歲村東福寺を創し千體阿彌陀佛一軀觀音一體勢至一體後光化佛千體及び宋休自像一體を彫刻し其事遂に竣り此に入定すと

紀 琴 夫 墓

同村溝原字一杯塚菅谷氏宅地内に在り即ち琴夫の故宅地なり塔は方形にして高四尺幅一尺五寸許臺石二層塔面に琴夫紀先生墓と題し側に嘉永十年十月十二日歿と刻す琴夫は本村の人菅谷通節の長子にして紀は其本姓にして幼名を良悦と曰ひ家世醫を業とす十八にして家を出て諸國を歴て宇治黃葉山に入り學を修め三年京師に至り吉益南涯の門に入る是時に當り南涯の名一世に藉甚し留學するもの門に滿つ然れども獨り琴夫の才を愛し養て子と爲し其術を授く時に南涯の長子栲齋亦大阪に在り名あり琴夫後ち中國より九州に入り筑肥を過き崎陽に至る途次名家を歴遊し遂に京師に歸る後ち師家を辭し江戸に來り水戸候の侍醫と爲る數年辭して郷に歸り歿す歲六十二琴夫資性豪邁尊貴に屈せず最も傷寒論に精通し原文傷寒論の著あり自序に曰く秦漢以後醫なし仲景の傷寒論の如きは妄りに原文を改竄し其眞を失ふものなりと又易學誤解等の著あり傍ら詩文に長し書道に工みなり常に語て曰く余は醫の醫なり尋常投藥を以て事と爲す者に非すと以て其抱負の大なるを知るに足る然れども不羈の才は往々世の容るゝところと爲らざるものあり歿する年六十二村人大柳氏其柳世俳句を藏す曰く
かくてしる梧の一葉のおちどころ

花香安精墓碑

同村萬歲東福寺墓域内に在り其詳傳は碑文及人物誌に詳なり同所に孫恭法及び族裔清治郎（日露戰死者）の墓あり

椿園花香氏碑

紀府侍講遠藤通撰文

田邊隊士莊文響書并願額

業成於勤而荒於怠、勤者無不隆焉怠者無不替焉、夫無非常之功而坐受厚福者、莫不由祖先勤勞之力也、苟爲之子孫者思其勤勞銘心刻骨、不怠其業則祖先之功微者、彌明著者益大、而家世之隆可傳之永久矣、花香氏諱安精字子詳稱傳右衛門號椿園、高木長兵衛第二子也出爲花香氏義子、花香氏之先出于千葉氏、及千葉氏亡潛居下總國香取郡椿湖之側、寬文中官決湖注之海、得良田置村凡十有八矣、及其後六世之祖憲繼以力田擢里正、爾後定居萬歲村、世々相承不墜其家訓以至子詳、子詳亦某年以獎誘其村民、能盡力于農事乃又擢爲里正長、爲人淳樸誠功精力過人、幼而好數學受業於家庭、及長周擇良師、學點竄諸術於藤田、歷算推步於石坂、西洋詳證術於内田觀齋、數理之奧無不窮極焉、子詳之於數術、非世之所謂鬪巧術以釣名於當世誑誘愚民以成己之功利之類、專用之實用急務、凡於農畝之務自步畝經界土宜貢賦、以至播種耕耨培養收穫、無不精究其事宜矣、苟事之有益于人者、開諭懇到啓胸露懷、推之於其腹中、賑窮乏撫幼孤令其莫逃氓離散之患、是以稼不失其時穡不謬其節、膏腴之地益肥瘠鹵之田更闢、衣食有餘而民無不樂其業焉、可謂善繼祖先之志能成其事業者矣、爲之子孫者以子詳之心爲心、則庶幾永受胡福歟、子詳生天明三月七月十六日、

歿天保十三年五月十二日享年六十矣、觀齋翁請記其履歷、余與觀齋熟與子詳舊知遂記
天保十五甲辰年夏五月

直井綱墓

孝子恭致建石

同所井上氏墓地内に在り井上氏と姻戚の故を以て歿後此に葬る碑あり下に録す

直井綱君之碑

君諱綱直井氏、舊水戸藩士數馬君之第二子也、幼而穎悟學鄉校嶄然見頭角、長在千葉縣警部其他之職二十有餘年、至誠奉公屢受賞、後任同縣匝瑳郡長、爲人清廉潔白而沈靜淵默、藹然有長者之風、專努郡治之發展、其成績可見者多矣、一朝罹疾明治四十四一月十二日溘然歿家、生安政六年正月二日享年五十三、配井上氏無子養柴田某之四女爲嗣、遺族遠需碑文於余、余嘗在任于千葉縣、受君之補翼不尠則誼不可辭、爲之銘曰、
筑波山下、偶生此人、資性温厚、奉公忘身、埋骨茲地、永不留塵

宮内次官從四位勳三等石原健三篆額并撰書

大友古墳

神代村大友字政所臺に在り耕圃中古塚四あり其三を存す往時其一塚を掘りしに石郭を得たりしことあり中に人骨及び刀劍等を出せり此地は即ち大友城址にして傳へて平常將以下世々の墓と爲す未だ確證を得ず舊蹟城址參觀
櫻井古墳

同村櫻井區前掛城址の接續地字十二殿に在り往時十二塚あり故に此稱ありと傳へて東風頼以下世々を葬ると爲すも今や崩壞して舊形を存するもの稀れなり

十騎塚

同村平山區字夏海耕圃中に在り小塚を爲す里人傳へ曰ふ長元中源頼信平忠常を討ちし時戦死の武人十を葬ると爲すも確證を得ず

佐伯邦墓碑

同村大久保區東徳寺域内墓地に在り邦は區人佐伯逸齋の弟なり家世醫を以て業と爲し其兄と共に昌平覺に遊學し中道にして歿す逸齋及び其子救今其道を以て著る

佐伯俊齋墓碣銘

播摩守戸川安清隸額

俊齋名邦、字咸寧佐伯氏、稱宣三郎、俊齋其號、父陽齋仙臺人、世以醫爲業、俊齋其第二子、母堀江氏、俊齋天資愿朴、四歲始知讀書、及長益潛心芸編、所讀往々背誦、又刻意劍法、廣問名家往試其技、至十有六歲、而慨然有游學之志、陽齋偉之、使執贄入我家塾、既而黽勉不懈、業將駘々乎向成矣、然不幸中道淪謝、誠可惜也、以安政三年六月九日下世、距生天保十年三月二十七日齡僅十有八、葬於下總香取郡大久保村、銘曰、稂莠易殖、嘉苗難榮、哀哉之子、蘭蕙萎英、

大學頭林昇撰 澤 俊卿書

上人塚

笹川町須賀山區字坊内原に在り縣道の南方に沿ふ高一丈五尺方七間松樹叢生し塚上更に一松樹あり

呼で和尚塚と稱す或は曰く僧聖尋の墓ならむと未だ確證を得ず

聖尋は關白基忠の子なり大僧正と爲る元弘元年辛未後醍醐天皇南都に幸す聖尋帝を奉じ松嶺寺に入り尙未だ駕の至るを顯言せず以て衆徒の向背を察す東大寺西室主僧顯實北條高時の族なり僧徒之を憚り義に赴くものなし聖尋事の爲すべからざるを知り又帝を奉じ山城鷲峰山に往き既にして其幽僻なるを以て移て笠置山に御し險に據り行營と爲す幾くもなくして敵の大軍來り犯し之を陥る聖尋擒に就き六波羅に送られ明年本州に流さる高時の誅に伏すに及び還り東大寺に住し笠置寺の兵燹に罹りしを以て勅を奉じ再び之を造り終るところを知らず大日本史一に此塚を以て僧意教の墓となす北條詩誌意教は曾て智積院に住し嘉禎元年西福院の開祖と爲り名僧の聞えあり教を關東に布き此地に寂す塚邊の地は徳川氏の時領主石河氏免祖地として西福院に屬せしめしが明治五年上地官有と爲り三十六年三月廿日更に下戻と爲り再び西福院所有に歸し修理保存せり寺記

平田 武虎墓

同區宇西濱に在り一小碑石を建つ武虎通稱は造酒劍客千葉周作の高弟にして善く兩刀を用ゆ時に周作江戸神田於玉ヶ池に道場を設け子弟を教授す武虎其門に入り技大に熟す然れども飲酒を好み失行多し遂に師門に在るを得ず流寓して笹川に至り博徒繁造に寄る繁造遇するに客禮を以てし道場を設け其徒及び村中の少年を教授せしめ一は以て緩急に備ふ天保十四年繁造飯岡助五郎の襲撃する所となる武虎時に病廢に在り衆の止むる所と爲りしも繁藏の恩義に報せむとし路に要して敵を待ち殺傷無數偶ま刀折れ遂に敵手に斃る瞑するに臨み深く師訓に背くを悔ひ且つ繁造の前途を見ざるを憾と

爲す武虎身を守る其道を失ふものありと雖も其知己の爲めに死を致すの情は亦憐むに堪へたり

僧 覺 眞 墓

笹川町延命寺域内に在り五輪塔高總て五尺六寸正面に法印覺眞大和尚と刻し石欄を繞らら覺眞は須賀山村某の子にして佛門に入り博覽強記を以て聞ゆ後ち京師智積院第一座と爲り兼て六波羅密寺第廿四世と爲り尋て山城國海住寺學頭たり覺眞一號を石入(一に寂入)と曰ふ讀書數枚にして餘は悉すに及はすして大意を悟るを以て不見ズの石入の稱あり老後其郷に返るや關白近衛内前其欲する所を問ふ覺眞答へ曰く拙僧敢て望む所なきも其郷鎮守は邑の鎮護たり若し公の書額を賜ふを得ば幸ひ之に過ぎずと内前其言の如くす今同町諏訪神社鳥居に掲ぐる所の社額は即ち其摸刻なり享保十四年六月廿四日示寂す其二百回忌辰に際し町人石井卯之助爲めに其墓を修理せり寺記 塔銘

鐵 牛 墓

東城村小南字城山福聚寺域内本堂の後に在り小庵中塔石を安んず卵塔石にして高三尺餘圍六尺二寸臺石三層高合せて三尺許塔面開山鐵牛機老和尚の塔と題し側面より裏面に至るの間勅諭大慈普應禪師塔陰惟定住洛西葉室山淨住寺時適值帥遠芳忌辰恭蒙賜太上皇自染宸翰乃諭號實正徳壬辰八月也定諸院拜受且望闕謝恩略鐫堅珉之陰以永諭後昆云享保己亥天中秋日當山二代不肖徒元定謹誌云々と寺前別に一大銅碑あり高九尺圍八尺五寸蓮臺高一尺五寸其下石を疊て礎臺と爲す碑面題して勅諭普應禪師遺德碑と曰ふ小松宮彰仁親王の篆する所なり

勅諭普應禪師遺德碑

下總東境有一區田、稱干潟八萬石、寬文中墾闢椿湖而所獲也、誰成其功、不得不歸之普應禪師德澤也、師開補陀洛山于湖上、其上堂演法、叙此地景概曰、此山本是千葉良將古城、筑波側拱、士峰後擁、大野渺茫、東溟接天、白里灘頭、日月湧海、荒原坦曠、地勢無限、萬頃畝田、畛畦疊鱗、涼風生榻、稻葉送香、自是襟懷快暢、應道人可棲遲之處、而最稱補陀勝境也、師言如是不一語及其功德、高可欽矣、師諱道機、俗姓益田氏、爲石見望族、父諱兼高、稱判左衛門、屬毛利候、後徙長門、娶永富氏、生四子、師其仲、幼明悟、夙有出塵之志、年十一剃髮、初爲臺徒、從龍峰提宗、修臨濟禪、雲遊多年、會明德隱元木庵諸大德、來開黃葉山、師參其會下、法戰有利、木庵因授號鐵牛云、旣而德開四遍、道俗景從、幕府老中稻葉侯正則、崇信殊篤、建紹太寺于箱根山下、請師開山、又創瑞聖弘福二寺于江都、皆請師法席、一日幕府大工辻內善右、私來謁師曰、下總有椿湖、亘香取匝瑳海上三郡、東西三里、南北半之、積年游泥、可墾爲良田寬永中、杉山某欲闢之不成、尋又有白井治郎、請其事于官不省、治郎欲必遂其志、數請數斥、及二十五年之久、力盡而止、先人形部愍其志、陳情要路、終纔見允、然絕大工事、下手不容易、先人即世、官復停之、仰願賴師高庇、以果父志、師亦行脚之次、會認此湖可闢、乃曰食者本也苟利于民益于國、亦是弦濟之道、我何憊一言、告之稻葉侯、使府議再可、於是辻內白井二人、受命起工、實寬文七年三月也、鑿長渠三里有半、注水外洋、歷三湖全涸、始下耒耜、官貨幣助役、後二十餘年、獲平田八千餘町、阡陌正劃、全用井田法、所謂畝田畛畦疊鱗是也、而大路四周畫湖、舊域中置十八村、初墾田就緒、衆皆仰師德、相請爲檀越、師辭之曰、抖擻送生、吾徒之分、幕府亦欲建一寺以表師功、又辭曰此

事一出神佛冥助、貧道何與、因創大神宮及八幡水神三祠、又建廣德東福海寶修福四寺以賽焉、而後相地東北邱上、造福聚寺、爲隱棲之處、即補陀洛山也、嗚呼師有此功不敢當、其道其德可謂仰之彌高也、師所開創、紹太瑞林弘福福聚四寺外、城有淨住寺武有瑞聖寺、與有大年寺、是謂七處開堂元祿庚辰八月念日示寂壽七十有三、靈元上皇、追慕師風、正德二年八月、贈諡普應、其勅曰、朕惟普照宗燈、傳至於紫雲、克大其光輝、鐵牛機和尚、久慕玄風、近閱語錄、道眼圓明、機辨迅捷、宏起刑民、蔭涼樹發、轉靈山正法輪、屢嘗道味、所益良多、實是人天福田、吾國僧寶、微猷可嘉、簡存朕心、故特賜大慈普應禪師之號、以旌厥功、永垂萬世、我仙臺先候綱村、歸依亦深、大年寺即爲師所造、今其干潟十八村之民、浴師餘澤、二百三十年、相謀不朽其德、阿部知縣事大贊之、賜小松宮殿下題額、以建銅碑當矣、村民寄狀求余文、余雖不嫻文辭、然家祖氏紹督造大年寺、親接師警咳、故余亦敬慕有年、碑銘之需、宿緣寔深、乃銘曰、功德之大、在弘濟民、弘濟之道、水穀爲先、古有行基、啓路修原、中有空也、掾窪鑿泉、並師三聖、町湖井然、茲表厥德、銅碑維新、勅旨已在、何用多言、干潟八萬、人天福田、

勅選議員正四位富田鐵之助撰 正五位 林 忠弘書

又重野安釋撰碑文あり并せ録して參考と爲す

勅諡普應禪師遺德碑

歲丙申春予遊北總、岩堀子懋導上東城之墟、丘阜聯屬、林木倩秀、有寺曰福聚、蕭然一古刹耳、丘南俯視、豁然平曠、田疇井々如方罫、問之則曰此所謂椿新田、又稱干潟八萬石、福聚開山鐵

牛師、贊畫而成之者也、予因得聞其詳、歎曰利民益世如此、而邑乘不載、人少知之者、豈不大缺典哉、於是國人相謀、將碑其事、子慈周旋之、今茲已亥、以紫銅碑版既具告、乃叙曰、師諱道機、鐵牛其號、又自牧子、石見人益田氏子、後徙長門、幼聰悟、就龍峰提宗苑染、遊學四方、從明僧隱元木庵等、問禪理、深究蘊奧、幕府執政稻葉正則篤信之、萬治初、邀至江戶主麟祥院及瑞聖寺、又開牛島弘福寺、道望翕然、仙臺侯伊達綱村等諸貴人及士庶、爭參講席、北總有椿湖、淳濶周十里、亘香取海上、匝瑳三郡、慶安中江戶人白井某謀墾起、請幕府、議不諧、師歷遊至此、見其可闢曰、弘法利民、其於濟世則一、雖我出塵界、食者民之本、當任而成之、乃堅請諸、正則嘉納焉、寬文七年、使師諭環湖民、命白井某及辻内某、共起工事、遣吏監之、鑿渠長三里、十町餘、達之海、海濱廣斥、所云九十九里者、湖距海僅里餘、海面高於湖、故其渠迂廻曲折、纔能得達、九年決湖水注之、民操小舫、試下種則禾芄々長矣、至貞享、土壤漸堅、可耕倍、元祿八年、官檢之、置十八村、計畝五千餘町、收租二萬二千斛有奇、田制蓋出師規畫、倣古井田法、經界端正、歷久以不廢、其村名亦師所選定、各有意義云、初師之往來北總、幕府賜地、創福聚修福諸寺、以爲駐錫之所、至是又欲爲營一巨刹、使十八村民檀越、師曰、此功之成、一由神佛加護、與民人協和、老衲何勞之有、固辭之、建大神八幡水神三社於鎌數高生春海、創廣德修福二寺於鎌數春海、使民知所歸嚮、鎌數以下新村名也、山添某大營殿廡於福聚、請師供養、遠邇會者數千人、師晚中興葉室淨住寺、有終老志、幕府以師德化遍布陰翊廟算、命勿去江戶、乃在弘福十二歲、遂去住福聚、公侯士庶、惜別來送、綱村及正則子正通各賦詩歌贈之、十三年秋得疾、正通遣醫來診不痊、八月二十日

寂、世壽七十三、僧臘五十九、法弟從遺命開維、分骨歸淨住、綱村正通等、建塔於福聚、師在京師蒙靈元上皇嘉獎、正德二年上皇特勅賜諡普應禪師、嗚呼聖闢雖一事也、利被永遠、其功偉矣、而師不自居、歸之於神佛、古昔釋行基堰水灌田、設橋梁津渡、後世賴之、嘖々稱揚、而其地多係畿甸諸州、今椿湖僻在東鄙千里之外、加以師之謙讓、其事不表曝乎世、諸子之此舉、固得其宜、予故嘉而文之、福聚寺舊藏師及隱元木庵畫像師像鹿眉秀目丰標高澹、而堅銳之氣自露想見其人、銘曰椿湖之水、澁々其泄、爰土爰人、禾秀其美、誰乎倡之、曰白井氏、誰乎成之、曰自牧子、備有蕃山、始井其田、彼儒此禪、時亦後先、苟利吾民、厥道維均、普應名詮、慈恩如天、

勅選議員文科大學教授正四位勳四等 文學博士 重野安繹撰

東城古塚

東城村小南に在り一を字十六塚と稱し一は字後野に在り四塚と稱す傳へて長元の亂に於ける戰死者を葬ると爲すも想像に過ぎず

栗野古墳

同村栗野字「與右衛門フチキ」に在りしが今其跡を留めず大正四年一月廿八日同所山林を開拓中一の石棺を發見せし中に人骨二體頭蓋一個及び刀劍の裔鋪せるものを出す或は以て栗野秀胤胤香の父子等の墓となす秀胤は東盛胤の曾孫にして彌八郎と稱し掃部助に任じ世々本村の領主なり

諸持古墳

豊里村諸持字坂戸野耕圃中に在り明治三十一年三月村人向後四郎左衛門此地を開拓せむとし之を發

見す郭は長さ八尺幅三尺許にして悉く石材を以て之を圍む其質白色にして堅剛ならざるも中に人骨の碎解せるものを藏す未だ何人の墓なるを知らず此地は往時一帯の原野或は山林たりしが明治以後逐年開拓せしものなり原野の一部なる字勝善よりは勾玉を出せしことあり古昔此邊は人民居住の地なりしも後世地勢の變遷に因り居民皆低下の地即ち今の所謂河通なる利根沿岸に移住せしものならむ之に因て考ふれば本區の如きも此地方に在ては舊村たりしやも知る可らざると雖も記録の存在せざるを以て詳にする能はず

宮原古墳

同村宮原字通り村人石上助右衛門の宅地内に在りしと天保七年石上氏之を鑿ち無數の人骨及馬骨並に刀劍の鋪蝕せるものを出せりと是れより先き傳へて此地を古戰場址と爲す蓋し其當時の戦死者を葬りしならむ石上氏悉く之を村中寺域に改葬す或は以て平忠常又は致頼維衛の戦地と爲すも信を措く能はず古戰場私考

櫻井古墳

同村櫻井字五十割島地内に在り大正六年九月廿七日之を發見す八尺餘の平方石及び一二尺乃至三四尺の巨石を蓋石又は左右の圍石となし中に五體の人骨相並び刀劍の鋪蝕せるもの及び曲玉等を藏す土地所有主鈴木新其筋の調査を請ひ更に之を瘞埋して舊形に復せり
石上貞淳碑

同所蓮藏院域内に在り貞淳醫を業とし詩文を好み筆翰に工みなり明治十九年四月十四日を以て歿す

事は碑文に詳なり

石上松濤居士壽藏碑

中村 正直

居士名淳字君備姓石上通稱貞淳號松濤、又有楳浦葯室山青水綠等號、下總國香取郡宮原村人、王父常春始業醫通稱周悅學於多紀藍溪、與片倉鶴陵等相切劘以通博稱名噪一時、父忠益通稱貞隣善紹家學母鏑木氏、居士夙從小川龍仙院學內外科、傍涉蛭田流產科業成而歸、遠近請治者甚衆、近歲痼病之行居士大憂之講求治術有年、著痧病而水毒考淺田栗園作序稱之、居士益奮勉力實驗著致痼一班識者謂前人所未發、居士性忠讜不拘小飾氣宇軒昂、不趨時好嗜詞章善筆翰、其所居之樓青山列屏障刀水流其前、朝暉夕陰之變幻風帆沙鳥之往來、無一不怡其心目佐其興趣、晚年謝絕塵緣嘯詠風月若將以終身者、所著又有隨得雜記芸窓筆塵怪疫瘰癧山青水綠樓詩鈔松濤文稿、娶木村氏先歿有一男一女、男某以農嗣家長女適崎山氏次殤、繼娶植松氏有一女配田村氏、第二子周齋繼醫孫男一曰貞齋女三、居士今年七十有四、門人爲營壽藏請余銘、其辭曰、醫不三世不服其藥、居士紹述治効顯赫、救人天折躋諸壽域、宜其鶴齡聰明矍鑠

古墳合説

本郡は香取神垂跡の地にして古代より歴史上の關係頗る悠遠なり是を以て神孫王子又は附從諸神の裔は此地方各方面に亘り留て土地鎮撫の任に在り後世下海上國造の居址も今の本郡に在りしもの、如く加ふるに古への香取、海上、匝瑳三郡の郡家(今の郡役所)は皆本郡の地に在り而して當時之が國造、郡司又は連等の地方官は概ね世襲なりしを以て其遺跡を本郡地方に留めしは固より疑を容れ

亦故に到るところとして船塚又は瓢塚圓塚等の古塚を存せざるなく加ふるに平氏の始祖葛原親王も亦本郡に莊園を有し子孫は皆封を本郡地方に受けたり其族裔に關する墳墓も蓋亦少からざる可し然れども當時本郡は所謂東陸僻遠の地なるを以て文獻殊に備はらず徵證を得るに由なきも古への香取郡家の遺址なる米澤村より其附近瑞穂村地方と匝瑳郡家の遺址なる中村地方と海上郡家の遺址なる橘村より其附近豊里村と是等古塚殊に多かりしも後世逐次崩壞して概ね田圃となり今は全く其原形を見る可らず當時往々石棺土器曲玉等を出せしものあり此地香取地方に於ける古塚は神孫の裔に關せしものあるべく、中村船塚及び宇神行邊には古墳最も多く是れ等は匝瑳連の墓なるべく、神里村白井地方に在るは平氏の始祖諸王に關せしものあるべく、常盤村松崎神社後北條塚良文村五郷内、飯高村金原^{今崩}等^壞に本誌掲記以外の古塚も亦實に少からず

第十九編

城主誌

本州は千葉氏基業の地たり故を以て史家の千葉氏を説くもの必ず本州を口にせざるなし知るべし千葉氏と本州の關係は實に離る可らざるものあるを、就中本郡は其子弟宗族の受封分領殊に多く郡の東西を問はずして其居城址を存せざるなく大須賀、國分、東、木内、鍋木等最も其著はるゝものなり故に今に至るも他方人士の世家家譜を説くもの必ず千葉氏の族裔臣末を稱せり、而して千葉氏の祖は實に平氏に出づ是を以て本郡各城主の史畧を擧げむと欲せば先づ其基因源流を録せざる可らず故に本誌は本郡に於ける平氏千葉氏の關係より説起し以て各宗族に及ぼし城主誌一篇を撰し附するに鳥居松平土井安藤三浦の五氏を以てす、然れども千葉氏の歴史は概ね千葉佐倉二城の事蹟にして本郡に要なきを以て其記事を畧し世系のみを略叙せり、諸書又其歴代を高望王より算するものと常將又は常重等より算するものとあり、坊間傳ふるところの千葉系圖なるものは大系圖を首とし其他數種あり且各家所藏の東、木内、鍋木等の支族家系も亦其所説を異にし一一證據し難し總陽概録は忠常より邦胤に至る三十一代五百六十餘載と爲し一説又忠常より邦胤に至る二十九代と爲す、往時黒川春村各地を探討し千葉系圖を録し曰く未だ嘗て本系圖の如き異説多きものを見ず故に自家の信ず可きものを主とし稿を立つるの外なしと本誌も亦云爾

平 氏

平氏 自葛原親王 至忠頼

桓武天皇の皇子葛原親王より出つ（傳説に本郡油田牧は古へ親王莊園の地に屬す故に葛原牧と稱し
神里村白井區に王の遺跡あり香取神宮古文書も亦多く葛原牧を載すと）親王の孫高望王初めて平氏
を賜ふて臣籍に就き上總介に任す（傳説に本郡府馬村に王の墓ありと）王に十子あり其三を良將と曰
ひ四を良兼と曰ひ五を良文と曰ふ良將の子は乃ち將門なり（傳説に本郡佐原町及び古城村に其遺跡
ありと）良文相模國村岡に居り村岡五郎と稱し後ち又武藏國秩父に居る（傳説に本郡良文村に其の
遺跡ありと）良文の三子一に忠頼從五位下陸奥守と爲り後ち上總介に任じ千葉に居る
子忠常を生む千葉系圖
其地

平 忠 常

初め上總國大椎に居り上總介に任じ從五位下に叙し武藏押領使と爲る尋て本州海上郡に移り住し
大友に城す其世々東國に居り族衆強盛なるを以て勢を恃み暴横なり遂に二總の地に盤居し貢賦を
輸さず徭役を供せず長元元年辰兵を擧げて反し上總國府を陥れ安房を侵し守の惟忠を燒殺す朝廷檢
非遣使平直方等を遣はし東海東山二道の兵を帥ひて追討す明年又北陸道に官符し二道の兵と同じく
之を討せしむ三年庚午安房守藤原光業忠常を畏れ印綸を棄て逃れて京師に歸る直方等久しく功なし詔
して之を召還し更に甲斐守源頼信に敕し之に代る時に忠常の族人武總の間に雄視せり四年辛未頼信軍

を進め常陸に次す平惟基左衛門之に屬す總常の間大水あり忠常要害を扼し防守の備を爲す頼信人を遣
はし之を諭す忠常曰く僕素より君の名を聞く當に身を麾下に委すべし然るに惟基なるものは僕の仇
家にして公の左右に在り僕仇人の間に跪拜するに忍びず且大河船なくして濟るを得べからずと卒に
命を奉せず既にして頼信眞髮高文を郷導とし兵を率ひて直ちに涉る忠常倉皇出る所を知らず薙髮し
て常安と改め二子常將一に常昌常近等と書を奉じて降る頼信忠常を以て還り美濃野上に至る忠常の病死
に會す因て其首を斬り京に入る廷議忠常の降り且東國の疲弊するを以て煩窮せずして寢む大日本史
按するに忠常の據城は一に大友城と爲し德陽或は沼闕城と爲し下總舊又は長山城と爲すも利根川皆想
像の説を傳ふるものにして確證あるに非ず今一二説を録して後人の參考と爲す繁昌記

大日寺縁起に曰く良文已來城を所々に遷さるる事相模鎌倉に村岡と云里あり此所に良文忠頼二代
居城を構へ忠頼の嫡子忠常に至て下總國上野郷へ城を遷され是れとても分内狭き故同國海上郡東
の大友と云ふ所に忠常常將常長常兼數代相續て御座玉ふ也常兼又居城を上總國大椎の郷へ移され
て大治元丙午年二月十日御命終同六月朔日常重大椎の郷より千葉郷へ移住云云と
舊事考には移居上總大野（或云大椎）後移下總大友或は曰く縁起に記するところ下總國上野郷は蓋
上總の誤にして上野郷は今の長生郡長柄村大字上野邊にして茂原町附近なり又一説に舊事考に云
へる上總大野は恐く今の市原郡高瀧村邊なるべく大椎は今の山武郡土氣本郷町に屬し該地に古城
址ありと云ふ
忠常の居城に就ては此くの如く説多くして斷定し難し然れども大友に居りしは必ず疑を容れずと

一説に今の本郡東城村沼闕城址は乃ち忠常の居りし處なり此地古への小野郷の舊地にして後世分て小南栗野の二村となる大日寺縁起の上野郷及び舊事考の大野郷は皆此地を誤記せしなり其地は實に大友に接近せり乃ち忠常が一たび沼闕に居り尋て其附近なる大友に移りしを知るべし云々又頼信渡水の説に就て種々あり確證を得難し今昔物語に「きぬ川のしりやがて海の如し鹿島香取の渡りの向ひかは見えぬ程なり、しかれば彼の忠常がすみかは内海にはるか又入れたる向ひにあるなり」と

渡邊操曰く長山城址者(即森山城)在續川東一里、史稱平忠常之叛也、勅源頼信伐之、頼信進赴鹿島、忠常奪舟、列柵於海岸不可濟、衆謂其無舟筏宜循海赴攻、頼信曰賊恃險、吾直渡攻其不備一戰可以下也、聞有淺處可騎渡、軍中有知之者、有高文者自稱知之、馳入海、行立葦爲表、頼信麾軍從之、忠常驚怖出降、斬之、相傳香取郡小南村、有忠常之牙城、故曰頼信南渡椿海而入小南也、椿海則今之干潟八萬石也、余嘗登長山按地理、非自西南入小南者、則不能濟椿海也、今頼信北至鹿島、何有渡椿海之理哉、白鹿島至小南、則不得不遇長山城也、長山與鹿島、南北相對、今有一刀禰川而隔之耳、不見所謂列柵於海岸之海者、然安知非今之刀禰川即古之海、而古之海即今之刀禰川也、又安知非長山者其支城而其存亡則忠常安危之所繫、故一敗塗地、終爲頼信所滅也、然則曰濟椿海者、不思而已矣、或曰、史稱至鹿島者過也

岸上安敬曰く忠常の居城諸説あり一は以て利根川以南に在りと爲し一は以て椿海以北に在りと爲す史に載するところ頼信鹿島より軍を進むるの文を見るに利根川を濟るは順路なるも高文章を植

つるの説及び舟筏なきを以て海に循ひ之を攻むべきの論に據れば又一二の疑を生せざるを得ず夫れ今の利根川なるもの、往古一大海灣を爲せしことは固より論を俟たず其證は之を古歌等に徴して明らかなり其利根川の北岸潮來に仙臺堀と稱する地名あり傳へ云昔時は仙臺地方より來るところの巨船は直ちに此に泊す因て此稱を存すと以て其以前利根川水路の深底なるを證するに足る天正以後水路の淤塞せしを以て復た舊の如くならずと頼信をして鹿島より直ちに軍を進めしめば必ず今の同郡大船津或は息栖地方よりせざるを得ず往時の水路に因り之を考ふれば此間葦葦を植つるの淺處あらむや且頼信をして舟を鹿島に得ずして海に循ふの説に由らしめば東は今の利根川水路に循り輕野若松地方に出で北は霞浦の北面に出づるの二途を擇ばざる可らず然るに利根沿岸の舟筏は悉く忠常の收むるところと爲さば必ず北路を取らざるを得ず果して然らば則ち日子を費やすこと夥しく却て敵に餘裕を與ふるに過ぎず今按するに忠常の本城は上總に在り而して頼信は常陸介に任せられしを以て地を略して鹿島に至り以て敵狀を伺察し遂に忠常の本城大椎に向ひしものならむ然るに忠常は頼信の已れを討じ其常陸に在るを聞きしのみにして其未だ本州に入りしを知らずして之を本州に拒がむと欲し大椎を發し既に本州に入るに及び頼信も亦之を聞知し大椎進撃の鋒を轉じて更に本州に至る是に於てか忠常は遂に其支城沼闕或は大友に入り椿海を控し以て之を拒ぎ北向の忠常は南嚮し南進の頼信は北轉し而して頼信は陸路に循はむと欲するも要扼の地多きを以て高文の策を用ひ今の椿新田中所謂る中洲の邊より直ちに攻城の針路を取りしならむ之に因て是を見れば史は頼信の利根渡水を記して椿海渡水を逸し加ふるに椿海に於ける事實を利根

渡水に混じ兩事を合して一事と爲せしより遂に此錯雜を來せしなり聞く頼信椿海渡水の説は其因るところ實に久しきものにして常藩の大日本史を撰する初めは利根川を濟るの説に従ひしも疑説の存在せるを以て單に總常の間大水あり云云と略記し其地を指稱せざりしと近世の著常陸國史等は概ね椿海を渡るとなす

一に頼信徒涉の地は今の新島村磯山下にして大倉村地籍に屬すとす其地に約一坪許の葎生地あり方言之をチヨツボリ葎と唱へ里人之を表し敢て汚すものなしと要するに頼信徒涉の説は乃ち香取海と椿海の二にして確證するところなし或は以て鹿島香取の邊に非ずして今の東京灣に瀕するの地と爲すものあり

或は曰く忠常大水を扼して要地に據り且船を收めて濟るを得ざらしむ而して頼信は使を遣はして降を勧め約するに朝に請ひ罪を宥し其本領を安堵せしむべきの事を以てし猶豫の間軍を進め將に戰場に赴かむとす忠常其途に拒ぐ可らざるを知り降を納る故に頼信は大河徒涉の事あるに及ばずして本州を平定せり是に於て約の如く忠常を携へて京に至り途に其死するを以て之を誠し而して其子常將の宥免を請ひ更に父の封を襲がしめしなりと是に因て之を考れば大河徒涉は後世歴史家が捏造附演の説に過ぎず云云其他尙ほ數説あり文學士大森金五郎亦忠常遺跡考の著あり之を歴史地理雜誌に掲げたり

千葉氏

千葉常時 至倚胤

忠常の長子にして實に千葉氏の始祖たり父の死後源頼信の請に因り宥されて遺封を襲ぎ下總權介に任じ上總權介を兼ね(傳説に本郡大友又は平山に居ると二村今神代村に屬す大友に城址あり政所臺と稱し又千葉系圖に平山寺を創すとあり)源義家の子視する所たり後ち千葉に移り住す是れより千葉氏の宗族本州及び上總地方に熾んなり其子を常長と曰ふ、常長千葉氏の二世たり其黨族益繁衍し十子あり栗飯原、千田、原、金原、相馬、佐賀等の諸家と爲る、長子常兼三世たり、其子を常重と曰ふ四世たり大日寺縁起には忠常より四代常兼に至るまで大友居城常重に至り千葉に移るを爲す其弟常家上總常康白井常廣匝理常衡海上胤光椎名皆地方の郡司又は郷長と爲り以て宗家を助く之を常兼の六黨と稱す、常重の子を常胤とす之を五世とす常胤源頼朝を援けて覇業を成さしめ千葉介に任じ本州を守護す是に於て千葉氏大に興り長子胤正嗣と爲る胤正千葉氏の六世と爲り其弟師常は本州相馬に封せられ相馬氏と稱し次第胤盛は本州武石に封せられ武石氏の祖と爲り次第胤信は本郡大須賀に封せられ大須賀氏と稱し次第胤通は本州國分に封せられ國分氏の祖と爲り後ち本郡矢作に移る次第胤頼は本郡東莊に封せられ東氏の祖と爲る之を常胤の六黨と稱す胤頼の二子胤朝は木内氏の嗣と爲り木内莊に封せられ其他の子弟宗族皆各地を分領す胤正の子を成胤と曰ふ之を七世とす、其子を胤綱と云ふ之を八世とす、其子を時胤と曰ふ之を九世とす、其子を頼胤と曰ふ之を十世とす、其子を宗胤と曰ふ之を十一世とす、宗胤一に胤宗に作る其子を貞胤と曰ふ之を十二世とす、其子を氏胤と曰ふ之を十三世とす、氏胤は貞胤の二子なるも兄一胤の早世を以て直ちに父の後を承く、其子を滿胤と曰ふ之を十四世とす、其子を兼胤と曰ふ之を十五世とす、胤正より兼胤に至るの間本郡に關する史傳なし、兼胤の子を胤直と曰ふ之を十六世とす是時に當て足

利成氏古河に在りしが鎌倉管領上杉氏と和せず頻りに兵を募る胤直の族園城寺尚任胤直に勸め上杉氏に屬し成氏に抗せしむ而して同族原胤房は成氏を援けて千葉城を攻む胤直支へず走て本郡多古城に入り其子胤宣志摩城に入る馬加康胤は滿胤の二子にして兼胤の弟なり來て胤房を援く胤房遂に二城を陥れ胤直父子遂に之に死す之を本郡に於ける千葉氏の争戦と爲す事は墳墓誌に詳なり是に於て千葉氏の宗家始めて衰へ千葉城亦主なし胤將は胤直の嫡子にして千葉新介と稱す之を十七世とす

一本千葉史に曰く按するに千葉系圖に胤將早世すとあり一に胤將を兼胤の子にして胤直の庶兄と爲す然れども系圖及び各記を参照するに胤直の子なるは疑ひなきが如きも胤直に先たち卒するを以て歷代中之を闕きしも香取文書其他も亦之を載す其少時父に代て千葉介の任に在りしものならむ因て之を十七世とし胤宣を十八世とす

康胤入て千葉に主たり之を十九世とす、而して胤直の弟賢胤多古にの子實胤市川より移て武藏石濱に城し其弟自胤に傳ふ之を武藏千葉の祖とす是より千葉氏分れて兩家と爲り攻戰互に止まず、康胤の嫡子を胤持と曰ふ千葉介と稱せしも父に先て卒す之を二十世とす、其庶兄輔胤亦千葉介と稱し城を佐倉將門山に築き移り住す之を廿一世とす、其子を孝胤と曰ふ一に孝胤を康胤の子にして輔胤の弟と爲す之を廿二世とす孝胤の佐倉に在るや上杉氏和を足利成氏に求む成氏將に之を許さむとす孝胤聽かず成氏依違す上杉氏乃ち其將太田道灌をして自胤等と共に來て臼井城を攻めしむ孝胤兵を率ゐて城に入り拒戦し互に勝敗あり尋て城陥る、孝胤の子を勝胤と曰ふ之を廿三世とす、勝胤の子を昌胤と曰ふ之を廿四世とす、其子を利胤と曰ふ之を廿五世とす、其弟親胤多古に之を廿六世とす、

輔胤より親胤に至るの間本郡に關するの史傳なし、親胤の弟胤富多古に之を廿七世とす胤富は昌胤の三子にして母は金田正信左衛門大夫の女なり大永七年丁亥正月十五日を以て生る父昌胤常に房常二州を窺はんと欲するの心あり須賀山城を得て以て根據の地を爲さむとし旨を城主東常綱に諭す常綱聽かず是に於て胤富をして之を攻めしめ火を放て之を陥れ別に森山城を修築し胤富を以て城主と爲す弘治中本宗千葉親胤千葉介政亂れ其下離叛し親胤自殺す衆胤富を乞ふて主と爲す乃ち入て佐倉城に治し千葉介と稱し森山を以て支族粟飯原胤次に與ふ

按するに森山城は東氏本宗の居城にして其の築城は遠く祖先胤頼の時に在り然るに千葉系圖胤富森山城を築き後粟飯原胤次に與ふとなす即ち本文蓋し此時東直胤尙幼なるを以て常綱須賀山城に居り以て之を輔佐し其實權を握りしものにして胤富の意は須賀山城に在らすして森山を得んと欲するに在りしも常綱の拒むで容れざるを以て先づ之を亡ぼし森山を修築し其佐倉に主たるに及び粟飯原氏をして代て直胤を補佐せしめしものにして系圖の單に森山を以て胤次に與ふると爲すは蓋し脱文なりしならむ

胤富二子あり長を良胤と曰ひ次を邦胤と曰ふ良胤多古に之を廿八世と爲す然れども其多病なるを以て弟邦胤をして佐倉城に主たらしめ退て公津城に退隱す之を廿九世と爲す邦胤其臣鐵田某の傷く所と爲り死す其子を重胤と曰ふ之を廿九世と爲す父の死するや年尙ほ幼なり北條氏命して城代を千葉に置き別に臼井城主原胤成少輔をして佐倉を守らしめ重胤を小田原に招置す實は之を質とするなり天正十八年庚寅小田原の役重胤年甫めて十三從て城中に在り尋て城陥る重胤遂に隠れて出てす千葉氏遂

に亡ぶ或は曰く重胤寛永十年六月十六日江戸に卒す年五十二又は五十三淺草鳥越神社祠官鑄木氏は乃ち重胤の弟俊胤の裔なりと其胤より重胤に至るの間本郡に關するの記事なし

大系圖に曰く及大權現家康公治天下時、使重胤之母名東奉仕于台徳院殿蒙御臺所之眷遇重胤常州宍戸賜采地少許有故辭之御臺所時々賜衣服白銀數矣猶命本多佐渡守正信土井大欣頭利勝達台聽以欲與領地之御旨あり不幸御臺所薨逝且台徳院殿亦薨御大猷院殿命松平伊豆守信綱賜屋地於母東自是東退營重胤失素心云云

古戦録に曰く千葉介重胤は幼少に付て(中略)本領を離れけるが大神君關東御入國の後總州筋の案内者に用ひらるべき賢慮を以て彼舊臣海上三吉押田庄吉並に白井の原式部少輔胤成か子主水佑東金の酒井左右衛門佐重光が子金三郎を御旗本に召出され汝等が本主千葉家には正統の子孫なきかと御尋有しに押田思案を廻らし先年邦胤の家人上方へ主用有て登りける時大神君の御使者上洛するとて旅中にて出會口論して千葉介家人以外の外なる狼籍したりし事有し故若又此義を思し召出され御遺恨を果さるべき御存念にもやと心得違へて邦胤年若く横死に付令嗣なし女子一人北條氏康氏直の息女にて在し由達聽しければさしもの高家斷絶の事便なき義なりと被仰件女子に扶助料を下賜り重胤は永く牢浪しける是併押田海上が私に賢慮を挹て申しなせしによる所なり誠に忠の不忠と成し氣數の命こそ怯けれ云云

而して良胤の子佐倉に在りしもの隠れて民間に存じ常胤と曰ひ常胤の子を知胤と曰ひ知胤の子を宗胤と曰ひ宗胤の子を倚胤と曰ふ此間數世本郡武田に住す舊蹟墳墓佐倉城主堀田氏廩米を給し竊かに扶

助するところありしと曰ふ

又英胤紀胤定胤等あり傳説皆武田に居ると爲すも古記欠けて備はらず故に其世系を知るに由なし倚胤の子孫江戸に移り住するの後も其終る所を詳にせず是に於て千葉氏の正統全く絶う然れども支族相馬、東の二氏は今尙ほ連綿として華族に列す蓋し亦其祖宗遺澤の致す所と謂ふ可し

大須賀氏

大須賀城主

大須賀胤信

胤信は千葉常胤下總の四子にして母は秩父重弘太の女なり胤信四郎左衛門尉と稱し千葉後ち信濃守と改む佐倉源頼朝の義兵を擧ぐるや父と共に之に列し儀容あり頼朝の稱するところとなる文治五年七月頼朝藤原泰衡を陸奥に討す常胤東海道の先鋒となり宇太行方を經岩城岩崎に出で遇隈川を濟る胤信亦諸兄弟と共に從ふ八月十二日多賀國府に至り頼朝に會す東後ち源實朝に繼事し本郡大須賀莊を賜はり大須賀常繼の後を襲ぎ千葉六黨の一と稱せらる千葉元久二年北條氏の命を以て畠山重忠を討するの時後陣に在り建曆二年正月十九日實朝鶴岡に詣し胤信を召して射術を命ず固辭す實朝怒て曰く故將軍制あり二十矢を發し二十人を斃すに非れば此選に與るを得ず然るに汝故事を知らず視て以て賤役と爲す甚だ謂れなし因て出仕を禁ず之を久ふして釋くを得る東建保元年和田義盛の反するや北條氏に屬し甲斐國井上庄を賜はり子孫甲斐に熾ん千葉なり三年九月十六日卒し寶應寺全雄英信と諡す卒去年月及び法諡は寶應寺過去年に因る下同四子あり通信胤秀次郎左衛門尉後胤村小四郎。後ち荒見氏を稱す重信七郎左衛門尉。後ち

常貞康 範胤八郎左衛門尉。一説に三浦泰村の反に坐あり。誅せらるると又一説に重信の子とす。成毛氏の祖なり同系圖に誅死の事を載せず或は曰く下野に走り宇都宮頼綱に依り君島郷に居り氏を君島と改め弘長元年八月七日卒す年五十八と曰ふ通信嗣と爲り太郎左衛門尉と稱し大須賀松子城を保す源實朝に仕へ和田氏の亂に功あり千葉系圖嘉禎二年六月十二日卒し通信院如覺淨意と諡す七子あり胤繼一に胤房胤氏師氏三郎子時通四郎左衛門尉信康五郎左衛門尉爲信六郎左衛門尉景氏七郎と曰ふ次子胤氏一本に三子嗣ぎ次郎左衛門尉と稱す將軍藤原賴經頼嗣の二世に仕ふ千葉系圖寛元二年八月十五日頼嗣頼綱に詣り放生會を行ふ胤氏等隨兵たり寶治元年六月東胤行と共に三浦秀胤上總権介上總一宮に討じ之を平ぐ東鑑建治二年十一月十四日卒し修福院實性信蓮と諡す子朝氏嗣ぐ新左衛門尉と稱す東鑑將軍頼嗣及び宗尊惟康の二親王に仕へ忠あり以下記事は千葉系圖其他を引用す正安二年十月四日卒し透玄院徹心朝公と諡す二子あり時朝胤泰四郎。宗尊惟康二親王に仕ふ子を朝泰と曰ふと曰ふ時朝嗣ぎ二郎と稱し左衛門尉に任じ亦幕府に仕へ嘉曆三年辰七月七日卒し義雲院忠覺禪信と諡す子宗朝嗣ぐ宗朝孫三郎と稱し後に下總前司又尾張守と改む正平六年北朝觀應二年四月三日卒し大清院禪暉信宗と諡す子宗時嗣ぐ宗時下總三郎と稱し後ち下總守と改め剃髮して下總入道と號す元徳二年千葉氏の臣多田彦四郎香取神主と相争訟す千葉範真駿河守書を宗時及び結城六郎入道に與へ之を決せしむ天授三年北朝永享三年四月九日卒し淨明院心覺宗源と諡す子宗信嗣ぎ越後守と稱す越後信濃遠江に於て封地を受け子孫分て之に居る明徳四年二月十日卒し大榮院感契生應と諡す子憲宗嗣ぐ左馬介と稱す元弘二年九月畿内西國の兵起る憲宗北條氏の命を受け千葉貞胤に従ひ京師に至る應永十七年五月十一日卒し憲章院明應聖哲と諡す子宗正嗣ぎ左馬介と稱す正平の末年本宗千葉満胤千葉介の幼弱なるを以て足利氏の命を奉じ之を補佐す文中二年北朝應永七年安七年香

取神領論争の事あり宗正及び族國分某等命を受け神輿を警護す永享二年八月十三日卒し廓震院大英雄機と諡す子宗幸嗣ぎ以下實應寺に仍る左馬介と稱す康正二年十二月廿四日卒し瑞雲院騰岳全祥と諡す子朝信本大須賀村大慈恩寺及び其他諸寺に朝信の文書あり子直朝嗣ぎ左馬介と稱す大永元年八月十日卒し永昌院喜山賀公と諡す子則安嗣ぎ亦左馬介と稱す一に則安を千葉系圖に曰く憲康は宗正の子にして應永廿三年丙申上杉禪秀の亂千葉胤直に従ひ師を出すと爲す年代を推すに寺記と合はす恐らくは則安と別人ならむか天文八年三月十六日卒し寛祥院月峯道三と諡す子常康嗣ぎ左馬介と稱す永祿二年二月十八日卒し月淵院大應徹公と諡す子朝宗嗣ぎ左馬介と稱す天正四年十月六日卒し大梁院銀雙淨金と諡す子常正嗣ぎ尾張守と稱す永祿十年三月十五日卒し觀樹院華翁久榮と諡す子政常嗣ぎ尾張守と稱す元龜元年七月六日卒し陽盛院春宗淨光と諡す常正政常二人共に父祖に先て早世す子政朝嗣ぎ尾張守と稱す天正八年十一月廿九日卒し大陽院綱叟胤公と諡す子常安嗣ぎ尾張守と稱す天正十八年十二月三日卒し文明院泰盛富安と諡す卒するに先だち子政氏嗣ぎ彌六郎と稱す小田原役後出て、徳川氏に降り寛永二年丑七月十一日卒し眞廣院大顯養樹と諡す大須賀家記に塙丹波守謹而言上右子細者今度退城可仕條御内意被仰聞忝速引拂可申云云天正十八年五月日と伊藤泰歳曰く塙丹波守は大須賀政常尾張守の二男にして常久と稱す松子城此時を以て落成せしならむと其甲斐井上庄に在るもの胤信より以下十餘世子孫連綿たり康高に至り徳川家康に仕へ勇武を以て愛遇せられ偏諱及び松平氏を賜はり上總國久留里に封せられ子なく榊原忠政を養ひ嗣となし忠次を生む尋で榊原康勝の卒し嗣なきに會す家康忠次をして後たらしむ是に於て甲斐大須賀氏絶う

國分胤通胤道 矢作大崎城主

千葉常胤の五子にして母は秩父重弘の女なり五郎左衛門尉と稱し本郡矢作に移る千葉系圖。同系圖に初め參河國矢作に居りしを以て此地も矢作と名づく源頼朝の義兵を擧ぐるや父及び諸兄弟と之に會し亦源頼家生誕七夜の嘉儀に列し箭矢を持して場に在り人之を壯とす壽永三年源範頼に従て平氏を討す文治五年父兄と共に征奥の軍に従ふ元久二年北條氏の命を以て畠山重忠を討するの時兄胤信と共に後陣に在り東常胤與ふるに葛飾郡國分郷の地を以てす因て氏と爲す後ち源實朝に仕へ遠江參河の地若干を加賜せらる千葉系圖。胤通卒し子常通嗣ぎ次郎左衛門尉と稱す源實朝に仕ふ卒し子常朝嗣ぎ小次郎と稱す後ち剃髮して悟蓮と號す卒す二子あり重常朝胤と曰ふ重常嗣と爲り小次郎太郎と稱し建長三年將軍進發の時隨騎の中に列す重常の後國分胤重あり次郎朝胤彌次郎と稱す朝胤の後國分孫四郎朝後、松澤彌五郎光胤あり朝後の子を彌五郎胤時と稱し、左衛門と稱し蓮性と號す。金丸胤平、下野守頼忠、五郎胤頼、上野守滿頼、五郎直頼、四郎將頼等の數世に傳へ光胤は松澤長部に在城す二人の後系譜備はらざるを以て其詳を得る能はず胤通の四子常義の裔獨り本郡に盛んたり常義一に六郎と稱し大戸矢作の地を領す卒す四子あり胤實常氏矢作六郎と稱し又次郎左衛門と稱す建長三年辛亥將軍頼朝の命を奉じ北條氏を謀り事覺はれて胤義大戸川行常六郎と曰ふ胤實家を嗣ぎ六郎大夫と稱す卒す子胤長嗣ぎ又太郎と稱す卒す誅に伏す三子あり胤村彦次郎と稱し母家を嗣ぐ泰胤通泰八と曰ふ泰胤嗣ぎ彦八郎と稱す國分矢作の地を并領し移て大崎城に居る四子あり胤氏胤任六郎兵衛沈時十郎胤一と曰ふ胤氏嗣ぐ孫六郎と稱し後剃髮して遠江入道契道と曰ふ足利尊氏に屬し功あり二子を胤詮盛胤右馬助。陸奥に居ると曰ふ胤詮嗣ぎ三河守と稱す真治三年卯月八日の香取文書に參河守胤詮と

りあ足利氏に屬し功あり貞治中本宗千葉滿胤の幼弱なるを以て足利氏の命を以て宗族と共に之を補佐す

黒川春村曰く與倉村大龍寺文書に國分三河入道壽歡とあるは此人ならむ應安中の文書六通皆同じ此他同寺の康曆三年文書に宗參を載せ明應九年文書に國分民部大夫直胤を載せ永正十四年文書に國分左衛門六郎胤文を載せ明應九年文書に國分民部大夫直胤を載せ永正十四年文書に國分左衛門六郎胤文を載せ大永三年文書に國分民部胤胤法を載す蓋し皆國分氏の族にして矢作大崎等に居りしものなるも其世系を詳にする能はず

卒す二子あり忠胤胤重民部少輔。永享中千葉胤直に屬し足利持氏を討ち功ありと曰ふ忠胤家を嗣ぎ應永廿三年上杉禪秀の亂千葉胤直に従ひ奮戦功あり卒し子憲胤嗣ぎ三河守と稱す享徳三年十二月足利成氏を討つの時足利義政の命に因り千葉胤將に従ひ鎌倉に戦ひ功あり卒し子元胤嗣ぎ宮内少輔と稱し奇岩と號す香取神宮文明四年五月文書に其名見う文明十一年正月太田道灌曰井城を攻むるの時元胤宗家を援け防戦功あり卒し子胤盛嗣ぎ宮内少輔と稱し月宗と號す香取神宮明應九年四月十日九日文書に胤盛の名見う大永中原友幸二屢ば武田豊三眞里谷三河守と戦ふ胤盛千葉氏の命に由り兵を率ひ友幸を援く卒し子胤相嗣ぎ三河守と稱す香取文書に大永八年七月胤相寄進あり卒し子朝胤嗣ぎ宮内少輔と稱す以上千葉系圖に仍る。香取神宮天文十四年八月廿六日文書に國分宮内大輔朝胤并に同勝盛の名見う此後詳らかならず天正中國分氏嗣絶う是に於て松子城主大須賀尾張守の三男竹若丸を乞ふて國分城主と爲し伊能信月之に傳たり後ち里見氏の將正木正康大膳大夫の攻陥するところとなり信月及び伊能定弘甚五左衛門尉等之に死し竹若丸等大須賀に走る伊能家記

大蟲宗岑和尚語録に略下總州大崎縣矢作城居住大功德平氏朝臣胤憲公永祿五年五月廿有日伏值先考江岩艇公十三回忌之辰云云及び平氏胤憲公天正二年甲戌五月二十有日謹值先考岩艇公居士廿五回之辰略中於矢作城唱之云云見え又東城村夏目區掛巢家記に正木大膳來り攻む本郡諸城支へすして降る獨り矢作一城下らす房州軍小見川に據る胤憲之を破り諸城皆舊に復し胤憲の勇武小田原城主北條氏の賞する所と爲る云云又香取文書永祿四年三月の項に胤憲の名あり蓋し胤憲は朝胤の子或は其孫にして其在城天正中に在るを以て見れば竹若丸の前代なりしならむか宗岑語録に又曰く天正三年乙亥夏之孟避戰塵於矢作城而寓居の文あり即ち胤憲正木氏を拒ぎし時ならむ今水戸舊藩臣に國分氏あり五郎を以て通稱と爲し香西村大根區に國分を姓とするものあり共に國分氏の裔なりと稱す

東 胤 氏 城 主 山

東 胤 賴

千葉常胤の六子にして母は秩父重弘の女なり千葉久壽二年三月十五日生れ六郎と稱す東氏後ち遠藤持遠左近將監の薦むるところとなり上西門院に仕へ從五位下に叙し僧文覺を師とす東源賴朝と友とし善し東氏治承四年七月廿七日三浦義澄等と北條に至り賴朝に配所に謁す賴朝二人と密談刻を移し他人をして聽くことを得せしめず賴朝の義兵を擧ぐるや足立盛長をして常胤に説かしむ常胤未だ答へず胤賴傍らに在り進んで曰く武衛義に仗り兵を起し國の爲めに害を除き首として兵を我れに徵す順を扶

け逆を討つ事は疑はざるに在り請ふ速かに命に應せよと遂に旗を擧げて之に應じ又竊に常胤と謀りて曰く州の目代は平氏の黨なり宜しく先づ撃て之を取るべしと九月十三日火を目代の館に放ち其首を獲たり十七日父兄と共に國府に至り賴朝に會す壽永元年八月賴朝の長子賴家生誕七夜の儀あり胤賴五兄と共に式に列し御劍を捧持す六人皆儀容あり賴朝之を壯とす元暦元年五月源範賴に從て平氏を討す東賴朝の覇權を握るに及び本郡東莊三十三郷を領し東氏と稱し千葉六黨の一と爲る千葉賴朝賜ふに偏諱を以てす東氏文治二年正月三日賴朝鶴岡の祠に詣し叙位の典を賽せしに胤賴等十八人供奉たり社前に列す座次常胤の上に在り或は之を議するものあり賴朝曰く常胤は父たりと雖も六位なり胤賴は子たりと雖も五品なり官位は君の授くる所なり何ぞ不可なるものあらむ東胤賴初め上代前掛城に居り父の領地海上郡三崎莊五十五郷を與へられ後復た陸奥及び美濃に於て封を加へらる千葉須賀山城に移る芳泰五年八月父に從て藤原泰衡を陸奥に討す東建保六年寅森山城に轉す其鎌倉に奉仕する殊に賴朝の親昵を受け出入相隨ふ賴朝一日胤賴に謂て曰く汝が子孫たるもの若し誰口に給仕せむと欲せば隨意輒ち往て職に供し復た我命を待つに及ばず蓋し賴朝平生武人の己れが薦擧に由らずして朝廷の官爵を受くるを欲せず小山朝政の功を以てすら尙ほ京師に在り兵衛尉に任ずるを以て怒て東歸する勿らしむ之を久ふして釋くるを得たり而て特に胤賴に許すに之を以てす其親信知る可きなり舊事族黨本郡及び匝瑳海上の地に昌んなり安貞二年十二月十二日卒す年七十四一七通性院眞岩常源と諡し芳泰寺に葬ると六子あり重胤胤朝胤康風早胤光小見眞寂榮尊共と曰ふ芳泰東宗雲記に胤賴左近衛少將に任じ下總權介と稱すと據を知らず治承中胤賴の父常胤賴朝を君待橋

上に迎ふ頼朝左右を顧み橋名を問ふ胤頼傍に在り答ふるに古歌載するところ君待橋を以てし且一首を詠じて曰く「見えかくれ八重の汐路の待橋を渡りもあへず歸る舟人」と人其風雅を稱す又東國戰記には胤頼海上郡佐貫城主片岡常春に黨するの嫌を以て鎌倉に招致殺死に遭ふの事を載せ甚だ詳らかなり然れども諸書見るところなし信するに足らず

重胤嗣系平太と稱す東母は遠藤持遠の女なり東建久六年乙卯八月十六日鎌倉流鏑馬の事あり射手十六人を擇ばしむ重胤亦選中に入る正治元年巳諸將と連署し梶原景時を討たむを乞ふ東重胤武あり兼て和歌に通じ名を雅筵に擅にす故に子孫亦善く其傳を亞ぎ風詠の冠たり千元久二年乙丑北條氏の命を受け諸將と共に島山重忠を討す東後ち領地に在り源實朝之を召す期に後れ見るを允されず其第に屏居す建永元年十二月廿三日北條義時に因て歎訴するところあり義時和歌を献せしむ重胤立どころに一首を詠す義時之を呈す實朝感歎召し入れ歌道を問ふ承元二年閏四月廿七日京師に朝す文胤頼の故事に因るなり東後ち從五位下に叙す東幕府數ば歌會の事あり重胤常に筵に侍す建保六年寅四月千葉成胤病篤し實朝重胤をして之を問はしむ是歲六月廿七日實朝鶴岡祠に詣す重胤等供奉たり尋て暇を乞ふて領地に在り實朝和歌を賜ふて之を召す戀思はでいはゞ久堅の天照る神も空にじららん 承久元年正月廿七日實朝拜賀の禮を鶴岡祠に行ふ重胤等復た供奉たり是夜實朝公曉の弑する所となる東重胤削髮して覺然と號し寶治二年丁未とす六月廿一日卒す年七十一龍花院芳岩宗音と諡す芳寺記四子あり胤行胤方海胤久海胤有海胤五海胤曰ふ胤胤行嗣胤亦文武の才名あり藤原爲家に師事し和歌を學ぶ爲家妻はすに其女を以てす東建保中本宗千葉胤綱の家政を攝す其幼にして事に堪へざるを以てなり系幕府讞事ある毎に

胤行必ず陪從せざるなし大寛喜二年三月將軍頼經花を三崎磯山に觀る胤行等和歌を献す寶治元年六月命を承け三浦泰村の妹婿秀胤上權介を上總一宮に襲ふ秀胤自殺す東功に因て美濃郡上郡山田莊の地を賜はり城を築て之に居る東幕府特に命じて胤行をして問狀教書の事を掌らしむ常胤の子孫世々武を以て顯はる惟り胤行兼て吏事に明らかなるを以て特に此命あり千葉氏文職に補するは實に胤行を始とす大中務丞に任じ後ち素還と號す東文永十年十月三日卒す年八十歳一八廣慶了空宗源と諡す四子あり泰行義行四部と稱す將軍頼朝及び宗尊親王に仕ふ四子あり六郎盛義東行氏顯信東と曰ふ東東氏の森山に居りしは胤頼重行の三世にして是より美濃に移城し森山は城代を置き常縁に至て一たび森山に入り裔孫直胤等に至り復た在城し世々常に森山に在らざると雖も首尾の連續せざるを恐れ其世系を略記す一説に胤行の長子泰行の後下總東氏と爲り四子行氏の後美濃東氏と爲りしと

泰行圖書助と稱す將軍藤原頼經頼嗣及び宗尊親王に仕へ卒し行還と諡す子行長勳次郎又父に先て卒す行長三子あり胤長一本長を仲胤是中胤耀六と曰ふ胤長次郎と稱す元弘二年五月北條高時の命に従ひ兵を出し功あり二子を胤秀次郎左衛門尉胤氏出守と曰ふ胤秀の子胤元左京亮後に胤氏の子胤光六皆東氏を稱す皆森山に居りしものならむ

泰行の弟行氏宗家を嗣ぐ母は藤原爲家の女なり芳寺記六郎左衛門と稱す美濃國郡上に居り和歌を善くし其詠載せて續拾遺集に在り千胤削髮素源と號す正安二年十月二日卒す年七十三一七十八八才とす眞光院道瑜常雅と諡す東後世々郡上に居る子時常嗣ぐ母は岩城照義左京大夫の女なり將軍宗尊惟康二親王に仕へて

中務丞に任ず時常亦和歌を嗜み父祖の風あり削髮素阿彌と號す其詠載せて續千載集に在り二子あり
 氏村胤時と曰ふ正和三年十一月廿一日卒年六十二志禪院眞舜常仙と諡す東氏系圖氏村胤一本に氏村を胤
 千或は行氏の二千
 と爲す後考を待つ母は藤原行道の女なり東氏系圖元弘中官軍に屬し屢ば戰功あり中務丞に任ず延元元年北朝建
 武三年冬十月貞胤と共に足利尊氏に應じ兵を出す削髮素玄と號す其詠載せて新後拾遺集に在り千葉系圖子常
 顯顯嗣母は上杉憲定安房の女なり東氏系圖元弘建武の際千葉貞胤と共に兵を出し功あり中務丞に任ず興
 國六年北朝貞
 和元年八月足利尊氏天龍寺に至り供養會を行ふ儀壯觀を極む常顯粟飯原清胤下總と先隊に列す
 正平六年北朝觀
 應二年本宗千葉胤千葉家を嗣ぎ年尚ほ幼なる以て常顯心を盡くして輔導す和歌を善くし其
 詠載せて新續古今集に在り千葉系圖建徳二年北朝應
 安四年六月十一日卒年六十八劉瑜院濟惠常閑と諡す東氏系圖
 二子あり師氏胤綱式部少輔。後
 幸瑞と號すと曰ふ千葉系圖師氏胤母は大須賀信明太の女なり東氏系圖足利氏に屬し功あり
 下總守に任ず元中九年北朝明
 徳三年八月足利義滿相國寺に至り供養會を行ふ師氏扈從に列す和歌を善くし
 其詠載せて新後拾遺集に在り削髮素果と號す應永廿九年卒す千葉大系圖按ずるに東氏系圖には康暦元年に卒
 すと爲す康暦は南朝の天授年中にして應永廿九年
 を以て之を考ふれば東氏系圖年月の誤あるが如し 松林院曉月常山と諡す東氏系圖四子あり長泰村早く卒し次は江西
 次は慕哲並に僧と爲り次を氏數と曰ふ國史氏數一本に益之に作る。一本に師氏の
 實録 子胤綱とし胤綱の子を氏數とす 嗣母は千葉貞胤の女東氏系圖
 氏數歌詠を善くす應永廿九年十二月足利義持和歌の宴を勸修寺大納言の第に設く會するもの藤原雅
 世今川了俊常光院堯仁堯孝僧正徹善説皆一時の選なり氏數亦之に與る世其才を稱す詠する所載せて
 新續古今集に在り實録永享四年壬
 子致仕し素明と號す又平田或は格物鐵壁等の稱あり實録足利持氏の謀反
 するや流言あり氏數之に通ずと坐して周防國に配せらる千葉大系圖嘉吉元年謫所に卒す年六十六實録。一
 六十七

稱光院經雅常用と諡す東氏系圖同系圖には永享四年壬子に卒すと爲す之に因て考ふれば持氏の
 胤に與すべきの理なし持氏の胤は十年後の事なれば實録の年月是ならむが

千葉大系圖は氏數の子を常縁と爲し常縁の子を元胤元胤の子を常知常知の子を胤胤胤の子を尙
 胤尙胤の子を常氏常氏の子を常數と爲し東氏系圖は氏數の子を頼數と爲し常氏を師氏の弟胤綱の
 子と爲し常知を常縁の子と爲す今姑らく之に従ふ
 常縁嗣ぐ常縁は師氏の弟にして胤綱の長子三子なり母は大内義弘の女應永十二年正月十五日生れ氏
 數の嗣と爲る氏數の罪せらるゝや常縁亦家に屏居す幾何くもなくして事解け家を繼ぐ領邑故の如し
 美濃郡上に居り以て本封東莊を并領し下野守と稱す千葉大系圖千葉胤直父子の多古に敗死するや馬加常
 輝千葉に主たり足利氏千葉了心中務。志
 摩に戰死の二子實胤自胤を市川に置く是より千葉氏二家と爲る足利氏
 常縁をして之を平げしむ常縁乃ち濱春利式部
 少輔と共に京師を發し本州に至り鎌倉大
 草紙和歌一首を其祖社千
 葉神社に献じて曰く「靜なる世にまた立やかへらなん神と君とのめぐみ盡せず」と尋て森山城に入り
 國分大須賀の諸族を率ひ馬加城を攻め之を陥れ春利をして東金を守らしめ自ら東莊に歸る即ち森山に
 入りたり
 應仁中京師亂る諸國の城主東西に分れ相攻撃す二年九月六日美濃の人齋藤妙椿隙に乗じ常縁の居城
 郡上を襲ひ之を取る常縁東莊に在り偶ま父胤綱の忌日に會し歌を作りて情を述べ曰く「あるがうち
 にかゝる世をしも見ざりけん人のむかしのなをも戀しき」と濱春利其意を憐み書して其兄康慶豊後
 守
 に贈る康慶時に京師に在り歌を得て感歎已ます傳へて妙椿に至る妙椿亦之を哀み曰く歌詠を贈らば
 則ち城を返さむと常縁乃ち和歌十首を賦して之を贈る
 ほり川や清き流れをへたてきてすみかたき世をなげくはかりそ

いかばかりなげくとかしる心かなふまよふ道の末のやどりを
 かたばかり残さむ事もいざかゝるうき身はなにどしきしまの道
 おもひやるころのかよふ道ならでたよりもしらぬ古郷のそら
 たよりなき身をあき風の音なからさても戀しきふるさとの春
 さらにまたたのむにしりぬうかりしは行末とをきちきりなりけり
 木の葉ちる秋のおもひにあら玉のはるに忘るゝいろを見せなん
 君をしもしるべとたのむ道なくはなを古郷や隔てはてまし
 みよし野になく雁かねといさゝらはひたふるに今君によりこん
 我世へんしるべといままたのむか那みのゝおやまのまつの千とせを
 と妙椿返歌を賦して曰く
 言の葉に君の心はみつゝきの行末とをらはあとはたがはし
 常縁又歌を康慶に贈りて曰く
 和歌のうらや汀のもくすゝにもなをかすならぬほどそ見へぬる
 霧こめしあきの月こそ餘所ならめかさしにほふ古郷のはな
 康慶の返歌に曰く
 わかのうらやみきはのもくすゝにもみえずよみかく玉のひかりを
 歸來ん君かためとや古郷のはなも八重たつ錦なるらん
 と文明元年二月嗣子頼數を東莊に留め四月廿一日京師に至り五月十二日妙椿に面し郡上城を復せら

る妙椿時に一首を贈りて曰く
 世の中をどをくはければ東路にいますみながらいにしへの人

常縁の返歌に曰く

世の中をどをくはからばけふまでの君か言葉の花におくれし
 又領地より一首を妙椿に贈りて曰く

古郷のあるゝをみてもまつそおもふしるべあらずはいつかわけこん
 妙椿の返歌に曰く

此ころのしるべなくとも古郷に道ある人をやすくかへらん

と世傳へて美談と爲す鎌倉大初め常縁の祖重胤姻を以て二條家に伺候し和歌の秘要を得る常縁に至
 て益其妙を極む後土御門天皇其名を聞き徴して歌道を問ひ近衛政家三條公敦足利義尙等皆質を委し
 業を受け宗祇亦嘗て其門に遊び古今集の要旨を傳ふ所謂る古今集傳授なるものはより始まる北總 詩史
 て美濃に歸る嗣子頼數東莊に留り守る常縁文明十八年三月十六日卒す年八十二芳泰寺記〇一に十六花
 山院徳元常雅と諡す東氏系圖頼數嗣鎌倉大草紙に頼數實は氏數の長子にして一に常縁の弟或は長子に作る常縁の嗣と爲
 り東莊を領し東氏系圖宮内少輔に任じ削髮して素光と號す千葉大卒し寶慈院明行常意と諡す東氏系圖〇
仁二年九月卒す爲す然るに鎌倉大草紙に頼數を東元胤嗣一に頼數の子とし元胤は常縁の長子にして或は氏數の子とす三郎と稱
莊に留めしは文明中のもとなす系圖誤りあるが如しし頼數の嗣と爲り東莊を領し下野守と稱す明應四年五月九日卒し年六十九榮樹院道潤了源と諡す
 東氏常知一に常和常知は常縁の二子にして一に元胤の子又は元胤の嗣と爲り東莊を領し大和守と稱し
 系圖常和に作る常知は常縁の二子にして常縁の三男と爲す元胤の嗣と爲り東莊を領し大和守と稱し
 兵庫頭に任す千葉大後削髮して素安と號す天文十三年正月廿一日卒す年八十九尊勝院常照心月と諡

す氏胤嗣ぐ氏胤は元胤の長子にして一に常知又は頼數の子とす常知の嗣と爲り東莊を領す亦和歌に工みなり宮内少輔に任り削髮して素純と號す東氏系圖

東氏系圖に氏數の弟常慶一に常縁の三子又は元胤の長子とす下野守又野田左近大夫と稱し美濃八幡城に居り遠藤氏を稱す其子常堯飛驒に戰死常縁の血胤是に絶へ遠藤胤好の次子盛數其家を繼ぐの文あり

天文十六年丁未正月廿一日卒す年六十九聖慶院知寶常光と諡す卒し子常數一に常縁の子嗣ぎ東莊を領し削髮素縁と號す元龜四年四月廿九日卒し年七十一寶幢院眞往知温と諡す子直胤以下皆東氏系圖に仍る六郎と稱し下總守と改む天文廿二年家を嗣ぎ森山城に居る時に年八歳粟飯原胤次之を輔佐す天正十八年豊臣秀吉小田原城を攻む直胤千葉重胤に代りて宗族を率ひ湯本口を守り戰ひ利あらず之に死す年四十五一に四棟胤嗣ぐ棟胤は千葉胤富の子なり大膳大夫と稱す直胤の子政胤の幼なるを以て迎へられて嗣となる小田原落城後森山に歸城す室は上總廳南城主武田豊信兵部大輔の女なり十九年城陥り子孫遂に民間に歸すと云或は曰く鹿島に走ると下に記す武田系譜に曰く棟胤子あり久胤と曰ひ上總廳南城主武田氏信右衛門の女を室とすと而して常縁の裔美濃に居るもの曾孫常慶に至り子なく遠藤盛數を養て嗣と爲し因て遠藤氏と稱し世々近江國三上城主と爲り明治年間再び東氏に復し今華族に列す
常陸鹿島に東氏あり東六郎の子孫と稱す維新前は岡飯田村民歳首毎に必ず往て賀儀を述ぶるを例とせり
常陸鹿島當稱宜系圖に千葉東右衛門大夫勝繁飯田乃ち森山城城落の後潜遁石出村客居六左衛門

尉館百餘日當稱宜清長者姉婿也清長妻悲其流浪因愁招移宮中神野寄食清長宅此時行年二十五歳也清長臨落命願爲養子故不得已而應願命補職三年云云と子孫其地に存す今仕へて宮内省に官たるものあり

粟飯原氏

小見川城主

平良兼晩に族を分て粟飯原文治郎と稱す是れを粟飯原氏の祖とす盛家左衛門尉定秀源張守秀家孫次郎實秀河内守秀宗源兵衛尉親秀尾張守に傳へ伊勢尾張の間に分居す千葉大系圖小見川城主粟飯原氏は是と祖を異にす一本盛家以下皆小見川に居ると爲すは信すべからざるが如し小見川に居りしは親秀の子朝秀の後なり

粟飯原常基一に常益

平常長下總權介の四子なり一に長子常長は忠常の孫にして常將の子なり常基其兄常房の養ふところと爲り初め本郡岩部に居り岩部五郎と稱す後ち族を分て粟飯原氏を興す常長給するに香取海上二郡内の地若干を以てし宗家及び粟飯原氏若し嗣なくんば互に相繼て斷絶する勿らしむ子有胤嗣ぎ孫平と稱す源頼朝に仕ふ卒し朝秀嗣ぐ朝秀は族親秀の子なり初め伊勢壽丸と稱し後ち孫次郎と改む養はれて有胤の後を嗣ぎ小見川城に移る是に於て粟飯原氏兩家合して一となる養和元年八月源頼朝に謁し偏諱を授けらる時に年甫めて八歳なり卒す三子あり信秀太郎建保元年五月和田義盛に襲し鎌正秀十次郎秀久源三郎と稱す正秀と共と曰ふ實秀嗣ぐ實秀は千葉胤政の子なり孫三郎と稱す入て朝秀の後を承け父祖の封地を領す卒す子常行嗣ぐ兵衛尉と稱し後千田莊内の地を増賜せらる卒し子常實嗣ぎ右衛門尉と稱す卒し子常久

嗣ぎ左衛門尉と稱す卒し子常光嗣ぐ左衛門尉と稱す卒し氏光嗣ぐ氏光は千葉胤宗千葉の二子なり養はれて常光の嗣と爲り下總守と稱す故封の外胤宗の領地若干を割與せらる初め將軍守邦親王に仕へ後足利尊氏に屬す卒す三子あり清胤基胤彦五郎正平六年北朝觀應二年足利尊氏新田義治下野と曰ふ清胤嗣ぐ下總守と稱す元弘建武以來足利氏に隨ひ功あり千葉氏胤千葉の幼なるや清胤常に之を補翼す興國五年北朝康永三年七月廿日領するところ大戸莊岩崎村の地若干を香取神宮に寄附す六年北朝貞和元年尊氏天龍寺供養會あり清胤千葉氏胤及び東常顯中務丞等と共に之に従ふ足利直義の高師直を圖るや清胤其謀に與り已にして意中變じ師直に告げ之に備へしむ卒し誓阿と諡す二子あり詮胤常善と曰ふ詮胤嗣ぐ彈正左衛門と稱す足利義詮に仕へ戰功あり偏諱を授けらる貞治中千葉滿胤千葉の幼弱なるを以て族黨と共に之を補佐す卒し子胤長嗣ぐ胤長下總守と稱す卒し子秀助嗣ぐ治部少輔と稱す卒し子胤定嗣ぐ左馬介と稱す一本に胤定は秀助の曾孫にして胤吉の子とす卒し子晴次嗣ぐ藏人と稱す卒し春岩榮公と諡す子胤俊嗣ぐ越前守と稱す卒し機元鑑公と諡す子胤行嗣ぐ但馬守と稱す卒し底月徹公と諡す子胤次嗣ぐ但馬守と稱す小見川に居り千葉胤富千葉の佐倉城に移るに及び命せられて森山城を管す削髮して源公入道と號す子常次孫早く卒するを以て北條氏康の九子光胤を養ふて嗣となす卒し光胤嗣ぐ光胤出雲守と稱す是より先き常次故あり父胤次之を廢し光胤を以て嗣と爲す時に年甫めて七歳胤次常次の罪を宥し家に在らしむ光胤乃ち辭して小田原に歸る既にして常次病歿し嗣なし是に於て光胤再び迎へられて胤次の嗣と爲る屢ば軍に臨み功あり天正十六年五月五日卒し通性山芳泰寺に葬り玉琳金公と諡す俊胤嗣ぐ俊胤は千葉邦胤千葉の二子にして母は府中幹定大の女なり天正十六年二月十五日生れ小門若子と稱し後

ち孫平と改む光胤の卒するに及び其嗣となり千葉權介と稱す十八年小田原の役起るに及び北條氏に屬し兄重胤千葉と共に宗族を率ひ湯本口に屯す北條氏の亡ぶるや千葉氏本枝亦衰頽に就き重胤俊胤等皆隠れて顯はれずと曰ふ以上千葉系圖其他參收

或は曰く俊胤は小田原城陥落の後退隱せしが後年徳川家康の子信吉代に仕へ佐倉に居り信吉逝去の後ち復た浪居し姓を鏑木と改め江戸淺草鳥越明神の神主と爲り子孫尙存す千葉系圖鏑木系圖

按するに小見川町粟飯原金右衛門同金兵衛等あり家に系譜あり世次本誌載するところと大に異なるものあり茲に附記して參考と爲す同譜に常長の後を常房常益盛家左衛門定秀尾張賴秀即ち實秀河内胤秀式部又親秀尾張基繁義信胤長秀助胤定晴次胤俊清胤詮胤滿胤左衛門教胤左衛門政胤出雲尙胤左衛門孝宗上野幹宗左衛門持宗左衛門の廿五世に傳ふ持宗子なし女子を胤壽姫龍壽と曰ふ東六郎左衛門の子保宗婿と爲り協はすして八日市場に別居す天文中里見氏の將正本時忠本郡に入り城山を陥れ小見川橋向城一に小を築き之に據る粟飯原氏の族悉く離散す其臣成毛宗親亦下小川橋邊に戰死す後宗親の子宗正秋葉勘解由等を率ひ風雨の夜に乘じ橋向城を陥れ小見川を復す胤壽姫其子宗久を養ひ粟飯原氏を興さしむ云云と爲し光胤俊胤等の事を載せず黒川春村又曰く胤壽姫は千葉親胤千葉の妹にして粟飯原常宣考ふる所なしの室と爲り寛永三年十月廿三日卒す年八十三眞福院梅林清香大姉と諡す云云と亦此系譜と合はず後考を俟て之を定むべし粟飯原氏藏永正十一年文書に粟飯原左衛門尉尉孝宗同息孫二平郎幹宗あり大永元年文書に粟飯原上野介孝景同息左衛門大夫幹宗天文六年文書に左衛門大夫幹宗同孫二郎平持宗あり其他小見川金剛寺大般若經裏に天正十三年寄付粟飯原左衛

門大夫保宗あり同十七年木内氏藏文書に亦保宗の名あり其他各記及び文書に粟飯原氏の名を載するもの少からず

木内氏

米之井城主

千葉系圖及び諸書皆木内胤朝を以て木内氏の始祖と爲し且つ胤朝木内莊に居り初めて木内を氏とすの文あり然るに同系圖別に木内三郎常範を載す年代を考ふるに常範は胤朝の前に在り、知る可し木内の氏稱は胤朝に訪まりしに非ずして常範の時に在りしを、按するに千葉諸系圖は相馬の始祖を師常と爲し大須賀氏の祖を胤信と爲し粟飯原氏の祖を常基と爲すも師常は實に相馬師國次郎次の嗣と爲り胤信は大須賀常繼の家を襲き常基は平良兼粟飯原の後を承けし者なり是に因て之を見れば常範胤朝の關係亦知る可し然るに史家の攷窮斯に至らず直ちに師常胤信等を以て各家の祖と爲せしなり蓋し常胤の勢威本州に熾んなるに隨ひ平宗各支族の地方に割據するもの争ふて其子孫を請ふて家を襲がしめし者ならむ常範の胤朝に於ける同宗中更に姻縁の深きを以て其消息を察するに足る、千葉氏の盛時に當り其家憲は木内氏を以て柱石四臣の首と爲す後ち木内氏の一たび米之井に城するや分れて田部小見虫幡の諸族と爲り遂に各地に繁衍せり故に千葉氏の支族中原圓城寺氏等の如きは皆一方に其氏稱を留むるに過ぎざるも木内氏に至ては各郡に亘りて其氏族を存せざるなし以て當時の大族たりしを察するに足る故に所傳の異説亦隨て多し今嫡流木内家系に據り之を補正せり系は木内重四郎の所傳たり

木内常範

平常兼從五位下、下總權介兼上總介、〇六子あり常家(上總介)常重(千葉介)常康(白井六郎)常廣(匝理八郎)常賢(逸見九郎)常の衛(海上興市)と曰ふ分て兩總の地を領し其居所に因り氏を爲し六黨と稱す而して常重宗家を襲き千葉氏の祖とされり曾孫常隆坂小太郎と稱し從五位下上總の三子なり三郎と稱し兵部丞と改む久安五年を以て生る母は千葉氏なり仁安元年本郡十三村及び海上郡中須賀五村合一千五十餘町の地を分領し本郡木内に居り因て氏と爲す乃ち木内氏の祖なり承久三年七月十二日卒す年七十二常阿了然と法諡す券定常の女を室とす一女あり尾志尾と曰ふ東胤頼の二子胤朝を子養し女を以て之に配す胤朝胤朝の三子初め次郎と稱し又下總前司と稱す千葉大文治三年を以て生れ承久の役北條氏に屬し三年六月十四日宇治に戦ひ功あり但馬磯部莊淡路由良莊の地を加賜せらる千葉木内子孫其地に存す後裔皆千葉氏に屬し千葉家臣の長と爲る後ち分れて數家と爲り本郡田部小見油田虫幡川上等の地に分居す千葉建長元年五月十九日卒す年六十三道阿了稱と諡す十男四女あり男を胤家胤時下總胤長木内五郎胤盛本名時信胤俊木内胤光木内胤定木内胤行木内胤元小次と曰ふ胤家襲ぐ

按するに胤朝の父胤頼は源頼朝の殊寵を受け偏諱を授けられ同時小見川城主粟飯原朝秀亦頼朝の特遇するところと爲り授くるに偏諱を以てせらる胤朝は乃ち胤頼の愛子たれば其偏諱も亦蓋し頼朝の授くるころなりしも史傳闕て備はらざりしならむ

す和歌に長せり元徳二年五月二日卒す年八十五淨阿了整と諡す曰井詮常長門守の女を室とす四男三女あり男を胤氏貞胤六郎右衛門尉胤宗三正胤八と曰ふ胤氏襲ぐ胤氏初め與一郎と稱し後ち兵衛丞と改む弘安二年生れ中務少輔に任す貞和三年八月十五日卒す年六十九常慶觀阿と諡す事は人物誌に詳らかなり室は原越後守の女にして三男一女あり男を胤軌小太胤繼宣胤綱三と曰ふ胤軌早世し胤繼襲ぐ胤繼初め六郎と稱し又下總次郎と稱す尋て宮内丞に改む應長元年生れ左衛門尉に任す文武に長じ千葉四臣の首たり曆應元年米之井城主となり城主二千餘貫の地を領す應安五年九月廿九日卒し忝徳宣阿と諡す宗家千葉貞胤の女を室とす乙鶴と曰ふ和歌及能書の聞るあり胤繼三男一女あり男を胤康胤喜與市三郎と曰ふ胤康襲ぐ胤康初め小太郎と稱し後ち主殿と改む建武三年生れ下總介に任す功を以て印西の莊を加賜せらる亦和歌に工なり應永三年九月七日卒す六十一孝山誓阿と諡す千葉胤氏刑部太輔の女を室とし一男一女あり男を胤員と曰ふ其幼なるを以て弟胤喜襲ぐ胤喜初め與市郎と稱す應永元年生れ式部少輔に任す兄胤康と共に南朝の役に従ひ功あり宗家の賞するところと爲り傳家の寶刀星月夜を賜はる後ち兄の後を承け米之井に城主たり應永二十二年十二月七日卒す年七十四淨誓量阿と諡す鑄木民部大輔の女を室とし其早世するを以て更に石橋主膳の女を娶れり一男二女あり男を胤壽と曰ふ彌次郎と稱し後ち圖書と改む兵部丞に任す家を分て印西の地を領し胤康の子胤員直ちに胤喜の後を襲ぐ胤員初め右京次郎と稱す貞治五年生れ宮内少輔に任す米之井城主たり削髮して淨賢と號す正長元年二月十日卒す年六十三淨賢紹阿と諡す東常顯中務太輔の女を娶る夫妻並に和歌に長じ書に工なり三男三女あり男を胤盈胤延下總三郎と稱し足利持氏に仕鎌倉永安寺に殉死す忠俊三郎四郎と曰ふ胤盈襲ぐ胤盈初め下總次郎と稱し後ち修理

と改む明徳三年生れ大藏太輔に任す亦千葉四臣の首たり永享十年足利持氏の命に因り宗家千葉氏と共に上杉氏の兵と平井城に戦ふ翌年將軍足利義教の教旨を奉じ矢部氏種と關宿城に戦ひ功あり尋て城陥る胤盈時に結城氏の軍に在り先登傷を蒙り其子胤儀を陣中に留め米之井に歸城す文安二年足利成氏其忠勤を賞し刀及び駿馬を賜ふ享徳三年九月八日卒す年六十三理山應阿と諡す室は大須賀左衛門尉の女にして三男一女あり男を胤儀胤幸木内次郎胤徳彦十と曰ふ胤徳襲ぐ胤儀初め彌一郎と稱し後ち兵部丞と稱す應永十八年生れ左衛門尉に任す父と共に關宿結城の二役皆功あり享徳三年千葉胤直上杉氏に屬し成氏と相抗す族馬加康胤陸奥原胤房成氏を援け千葉城を攻め四年三月廿日之を陥る胤直走て本郡多古に來奔す胤儀胤徳等之に屬す八月十二日多古亦陥り胤直自殺し胤儀兄弟遂に之に殉す胤儀時に年四十五報徳整阿と諡す胤徳年卅九超徳臨阿と諡す胤儀圓城寺尙任下野の女を娶り室とし二男一女あり男を胤敬胤衡と曰ふ胤敬襲ぐ胤敬初め與一郎と稱し又兵部丞と曰ふ永享十年生れ能登守に任す兵法に通じ千葉氏の勇將を以て稱せらる坂田城に戦死し勇壯健阿と諡す事は人物誌に詳かなり室は原胤房の女にして一男あり胤邦兵部太郎と曰ふ文明十年十二月十日千葉孝胤に従ひ戦死す年廿四是より先き弟胤衡を米之井城の留守とし別に家臣田部隼人芝崎五郎をして寺山城を守らしむ胤衡初め三郎と稱し後ち大炊之助と改む文安五年成生れ文明中足利成氏に屬し數ば軍功あり寺山城一千七百五十貫の地を賜はり十一年兄胤敬と曰ふ井の役に従ひ功あり尋て米之井に主たり享祿元年子二月三日卒す年八十一眞叟瑞阿と諡す室は圓城寺泰持左馬介の女にして二男一女あり男を胤寛胤良加茂次郎と稱す後ち了信房と號し五郷内樹林寺に主たりと曰ふ胤寛襲ぐ胤寛初め三郎太郎と稱し後ち數馬と改む文明八年丙生れ從六位に

叙し壹岐守に任ず米之井寺山兩城主たり宗家千葉昌胤を輔佐し國政を正し治績多く性極めて慈仁なり後ち削髮して常迎と號す天文十二年十二月三日卒す年六十八常迎現阿と諡す神崎胤信大和守の女を娶り三男三女あり男を胤倫、彌次郎早寛親、川氏與市と稱す世と曰ふ胤倫襲ぐ胤倫式部太郎と稱す文龜二年生れ能登守に任す父に亞て米之井寺山兩城主とし千葉氏三老の首たり弘治中數ば房總の國境に戦ひ功あり永祿中里見義弘の兵を敗る宗家千葉氏賞するに感狀及び國俊の刀を賜ふ七年矢作城主國分氏を援けて里見氏を大崎に破る千葉氏復た賜ふに國俊の刀を以てす八年府馬森山二城主の攻むるところと爲り城を火し圍を衝て寺山に入る九年九月廿四日正木大膳と戦ひ久留里城を陥る里見義弘大軍を率ゐて來り攻む衆寡敵せず同月廿七日敵軍に衝撃し血戰數時遂に自殺す時に年六十五壯兵殿阿と諡す原式部太夫の女を室とす臂力あり武を善くし和歌に工なり五男二女あり男を胤章胤憲小次郎又し後ち壹岐と改む寺山城主たり房總の軍に胤慎三郎四郎と稱す數馬と曰ふ古内領主たりしが平四郎早景與一郎と稱すと稱す胤章胤憲平馬と稱す胤倫米之井の役割を襲り廢疾と爲り天正中に卒す平四郎世正景與一郎と稱す胤倫米之井に戦死と曰ふ胤章襲ぐ胤章初め小市郎又主馬と稱し後ち右馬介と改む大永元年生る米之井城主と爲り房總の境に戦ひ功あり永祿八年九月十八日里見氏の將正木左近太夫府馬森山諸城の兵三千餘人を合はせ本城を圍む城中死守して善く敵を防ぐ廿日敵泉光寺を誘ひ寺を火す城兵之を救ふ敵虛に乘じ城に入り之を火す我兵利あらず門を出て、戦ひ數ば敵陣に突進し遂に其圍む所と爲り胤章遂に死す年四十五大須賀信濃守命じて遺骸を土室祥鳳院に葬らしめ淨顯了堯と諡す室は眞壁兵部大輔の女にして豊浦と曰ふ其夫の戦死を聞き城中に自殺す年四十二貞堅了窓と諡す二男一女あり男を胤統胤光と曰ふ胤統胤光と稱す天文九年生る兵法に通じ射撃を善くす後ち小弓城下に戦死す廿七年常道震阿と諡す事

は人物誌に詳らかなり弟胤光八郎と稱す叔父古内胤慎の養子たりしが本姓に因り木内筑前と稱す軍功多し永祿九年九月廿九日兄と共に小弓に戦死す年廿四了功寛阿と諡す胤統長澤重致左衛門尉の女を娶り一男あり胤良と曰ふ胤良初め小太郎と稱し後ち勘解由と改む永祿六年亥五月生る八年九月米之井城の陥るや乳母の抱く所と爲り其母と共に夜を冒して城を出て蟲幡四郎及び田部兄弟を率ゐる家系及び傳家の刀を携へ大須賀城に入ら尋て米之井陥落の報あり父胤統も亦來り會し再舉を圖る胤良時に年甫めて三歳多古に至り長澤重致に寄る重致は其外祖にして茶道を好み臺輪と號し城外本宿に閑居せり母子寄寓數月然れども國內争亂尙ほ息まざるを以て長白山室勝利の領地上總武射郡飯櫃に移る幾何もなくして曾祖胤倫及び祖父胤章父胤統の皆戦死するを以て封を失ふ家臣田部藏人中沼舍人等大須賀氏に就て其再興を宗家千葉氏に訴ふ時に原胤成權を專にし拒て納れず天正十年庚寅小田原城陥り關東悉く徳川氏の有と爲り胤良遂に民間に歸す後ち其長子胤致を徳川幕府に辟すも父の多病なるを以て之を辭し二子資利仕へて旗下に列す而して胤致の子孫留て上總に在るものは世々郷士里正と爲り舊族を以て稱せらる嫡流木内重四郎家譜

別族 東氏沼開

東 盛胤

東胤行の弟海上次郎胤方の二子なり太郎左衛門尉と稱し千葉大系圖又右衛門太夫と稱す東城村夏目掛行氏の美濃に移るに及び胤行盛胤を養ひ別に東氏を嗣がしめ小南郷沼開に居らしむ千葉大系圖

黒川春村曰く銚子圓福寺藏正和二年四月廿五日北條相模守文書蓋盛胤の子胤世に與ふる文に正和元年七月日亡父左衛門尉平盛連券状云々と見う是に因て考ふれば其元年七月後より二年四月の間に卒去せしものならむと今東城村夏目區舊沼關山善乘院湖水寺の側六郎堂に安んずるところの觀音像は盛胤の守護佛なりと堂は初め城址二の丸の地に在りしを掛巢實胤此に移すと掛巢家記

卒し子胤世嗣ぐ七郎太郎と稱す削髮良圓と號す卒す二子あり高胤胤國孫太郎と稱す父に先くと稱す高胤嗣ぎ下總守と稱し卒す實阿と諡す子有胤七郎左衛門と稱す出て、族高上資胤彌七の後を嗣ぐを以て孫胤俊直ちに高胤の後を承く胤俊左馬助と稱し卒す子廣胤繼ぐ廣胤初め彌陀犬丸と稱し後七郎と改む卒す子なし有胤の二子胤家其後を承く胤家初め幸滿丸と稱し後ち次郎左衛門と改む東大神厨子に聖永廿三年東左馬介胤家あり卒す子胤名と爲す嗣ぐ胤初め左衛門次郎と稱す千葉滿胤の補翼たり千葉大系圖此後詳ならず蓋し宗家と共に小田原役後衰滅に歸せしならむ

按するに胤世以下諸書に沼關に居るの事を記せざるも圓福寺古文書及び東大神厨子記文等に據れば此地に世襲せしは疑を待たず

別族 東氏

須賀山城主

東 教 頼

東氏數の二子にして須賀山城主たり千葉系圖下同東常氏常綱の二子常綱其後を承く常綱二郎右衛門と稱し亦須賀山城に居り千葉胤富の攻陥するところとなる二子ありしも皆淪落して聞うるところなし

鏑木氏

鏑木城主

鏑木胤定

白井胤時の長子なり父と共に千葉氏に寄寓し因て本姓を冒し千葉九郎と稱す後ち本郡鏑木郷の地を領し因て氏と爲し千葉氏の臣と爲り木内氏の次席に列す千葉系圖文永十年二月十五日卒し胤定院在阿信佛と諡す光明寺記千葉氏の族金田成常の子胤泰八郎と稱し圓佛と號すを養ふて嗣となす胤泰は胤定の姪なり嗣となり卒し子家胤一家定に嗣ぐ家胤十郎と稱し弘安十年亥丁を以て父の後を襲ぎ卒し子祐胤嗣ぎ孫十郎と稱す卒し子胤繁嗣ぐ初め伊豆犬丸と稱し後ち十郎太郎と改む卒し子察胤嗣ぐ初め松壽丸と稱し後ち八郎四郎と改む卒し子公永嗣ぐ一に範永と曰ひ信濃守と稱す康正中眞壁義成の三子幹成を養ふて授くるに白井莊の地を以てし白井氏を復稱せしめ次子胤元をして鏑木氏を嗣がしむ胤元十郎と稱す卒す道意と諡す子胤義嗣ぐ胤義長門守と稱す卒し淨印と諡す二子あり胤定義定甚六と稱す子定永あり胤定義定以上千葉系圖永祿九年丙寅正月廿日卒し天長院長泉高巖道賀と諡す長泉寺位牌子胤家嗣ぎ備後守と稱す千葉系圖慶長元年申正月九日卒し常鶴院松巖道意と諡す長泉寺記此後詳らかならざるも蓋し小田原落城と共に衰弱せしならむ古城村鏑木區光明長泉二子あり皆鏑木氏の菩提寺にして長泉寺域内に鏑木胤幹新右衛門の墓と稱するものあり同寺位牌に常桂院毀雲州胤露大居士寛文六年八月廿九日の字あり即ち胤幹の卒去年月及び法號なり胤幹は蓋し胤家の子孫ならむ同區中鏑木を姓とするもの最も多く近時鏑木誠亦本區に出て海軍將校となり名あり舊蹟墳墓參觀

鳥居氏岩崎城主

鳥居元忠

三河國碧海郡渡村に生る彦右衛門と稱す幼より徳川家康に侍し桶狭間廣瀬沓掛姉川長篠高天神諸役皆功あり後ち軍事興る毎に必ず従はざることなし忠勳衆に異なり徳川氏創業の功臣と稱せらる天正十八年庚寅豊臣秀吉の小田原を征する元忠徳川氏の裨將を以て淺野長政彈正少弼木村重茲常陸介を助けて上野に入り又本多忠勝等と共に上總下總を殉へ佐倉東金廳南の諸城を取る同年八月徳川氏封を關東に移し本郡矢作莊四萬石を以て元忠に賜ふ慶長五年庚子六月十六日家康上杉景勝を討し伏見に抵り元忠に命じ留守とす松平近正内藤家長松平家忠之に副す守兵僅に一千八百餘人七月廿日石田三成等兵を集めて家康の後を躡み是日大舉伏見を圍む元忠衆を勵し叱咤督戦し一以て百に當らざることなし敵を殺すこと無數なり敵軍益來り迫る八月朔城陥り遂に自殺す歳六十二士卒皆戰死す一人の逃るものあるなし西軍爲めに期を誤り尋て家康の殲滅するところとなる元忠の功實に多しと爲す其事載せて青史に昭々たり次子忠政嗣ぐ新太郎と稱し後ち從五位下に叙し左京亮に任ず兄康忠の早世するを以て家を承く庚子の役弟成次と徳川秀忠に從ひ宇都宮を留守す軍平ぎ父の遺領矢作四萬石を賜ひ慶長七年十二月陸奥國岩城六萬石を加へられ元忠の爲めに長源寺を岩城に建つ家康曰く元忠の勳護る可らずと香花料百石を給す尋て上總佐貫二萬石を加へ大阪冬の兩役江戸に留守し元和八年壬戌出羽最上城に轉じ二十萬石を領し子孫侯籍に列し明治年間華族に列す家譜藩翰譜野史

松平氏小見川城主

松平家忠

松平伊忠の長子にして又八郎と稱す後ち主殿頭に任ず弘治元年三河國額田郡深溝に生れ天正三年父に從ふて吉田城を攻め又齋巢に戦ひ二股諏訪原小山掛川諸役皆功あり事は史傳に詳らかなり十八年庚寅徳川家康の關東に移るに及び武藏國忍城を賜ひ一萬石を食し文祿元年壬辰三月十九日日本郡上代城に移り尋て小見川城に轉ず食封故の如し慶長五年八月朔日家康の命を奉じ伏見城に留守たり敵軍壁に薄り進て城内に入る家忠自ら槍を揮ひ拒戦し敵を退くること三回衆寡敵せず遂に戰死す年四十六從者八十六人皆之に死す初め家忠の祖好景三河深溝に死す父伊忠齋巢に死し家忠伏見に死し二子忠一亦大阪の役に死するを以て世を擧げて其世忠を嘆賞せざるなし子忠利嗣ぐ父の稱を亞ぎ又八郎と稱し主殿頭に任ず忠利天正十年を以て深溝に生れ慶長元年丙申冠を加へ徳川秀忠の偏諱を授けられ五年七月徳川家康の上杉景勝を討するや西帥の起るを聞き旆を轉じ世臣をして關東を留守せしむ忠利小見川に在り請て曰く臣の父祖皆君事に死す臣獨り奚ぞ一隅を守らむ願くは先隊に列し以て父の死地を望まんと家康諭して曰く景勝は勁敵なり而して佐竹氏亦東北に在り小見川其衝に當る汝に非ずして誰か能く之に任せんと忠利苦請聽されず遂に命を奉ず六年二月深溝に移封し子孫侯籍に列し肥前國島原城七萬石を領す明治年間華族に列す家譜藩翰譜野史

土 井 氏

小見川
城 主

土 井 利 勝

三河國碧海郡土井村に生る同郡荊尾城主水野信元の庶子にして後ち土井利昌の嗣となり因て其姓を冒す或は曰く利勝實は徳川家康の子なりと幼より家康に近侍となり天正七年徳川秀忠に侍し廩米二百俵を給せらる十九年更に采邑千石を賜ふて慶長五年秀忠に従ひ上田城を攻め尋て五百石を加へらる七年十二月本郡小見川に於て一萬石を賜ひ十年四月從五位下に叙し大炊頭に任ず十三年更らに領地を加賜せられ十五年春佐倉に轉封す後ち遂に徳川氏柱石の臣となり本州古河に封せられ子孫侯籍に列し明治年間華族に列す家譜

利勝性寛容にして能く士心を得たり其封に在るや最も心を民政に留め本郡に在りしは未だ早年時代なりしが農桑を勸め堤塘を築き用水を導き植林を企つる等數百年の後に至て尙は見る可きあり宜なるかな本郡高岡村民の其徳を思ひ利勝手植の松樹を愛撫保存して甘棠の意を表するを名勝
參觀

安 藤 氏

小見川
城 主

安 藤 重 信

三河の人なり世々徳川氏に仕へ祖家重父基能皆君事に死す重信天正十二年長久手の役家康に従ひ功あり慶長五年秀忠に屬し上田城を攻め九年從五位下對馬守に叙任す是より先き千六百石を領せしが十五年上野多胡郡の内五千石を加賜せられ尋て奉行職に列し政務に參し剛直を以て聞ゆ十七年小見

川一萬石を加賜せられ小見川に居り前後合せて一萬六千六百石を領せり十九年大阪の役に從ひ元和元年和成り填濠の役を督す尋て亂再び起る常に秀忠に左右し諸軍を指揮す城の陥るや檢使となり城中に入る八月鹿島結城等二萬石を加賜せらる五年命を奉じ福島正則の廣島城を收め十月上野高崎城に移封し二萬石を加賜せらる子孫侯籍に列し明治年間華族に列す家譜

三 浦 氏

小見川
城 主

三 浦 正 次

三河の人なり系は三浦義村の四子家村の裔に出づ父を正重と曰ふ母は乃ち土井利昌の女なり慶長八年三月父と共に江戸に來り土井利勝に寄り十二年五月朔徳川家光に侍す年甫めて九歳元和四年十二月下總矢作郷七百八十石の地を賜はり八年十一月上總の内二百二十石を加へられ前後合せて千石後ち累りに封を加へ寛永十三年十一月本郡小見川大和田の地五千石を賜ひ一萬五千石を領す十五年二月命を受け賊を肥前國島原に討す尋て役平ぎ還り報す十六年正月下野國壬生城に轉じ一萬石を加へらる子孫侯籍に列し明治年間華族に列す家譜

第二十編

諸侯誌

井上氏高岡

井上正重

三河の人井上清秀牛右衛門の四子なり清兵衛と稱す系は信濃源氏井上賴季掃部助の後に**出づ慶長十二年戊申**徳川家康に仕へ寛永四年丁卯從五位下に叙し筑後守に任す十年癸酉大目付と爲り十七年上總廳南より本郡高岡一萬石に轉封す同年肥前長崎に赴き異國商舶査閱耶蘇禁制の事を總裁し萬治三年七月九日退老して幽山と號す寛文元年二月廿七日卒す年七十室は太田重政新六の女なり長子正次早く卒し次子正清家を嗣ぐ正清内記と稱す寛永十九年徳川家光に謁し萬治三年父の嗣となり一萬千四百八十五石五斗餘を領す寛文元年十二月廿八日從五位下に叙し筑後守に任す延寶三年五月廿八日駿河に卒す年卅八室は間宮三郎九郎の女なり子政榮嗣ぐ正榮正殿宮内と稱す延寶三年六月家を嗣ぎ四年從五位下に叙し筑後守に任す享保元年三月朔卒す年五十七室は毛利就清日向守の女なり子正隣嗣ぐ正隣善丸と稱し後監物と改む寶永二年乙酉十月廿八日初めて徳川綱吉に謁し享保元年七月家を嗣ぎ同月廿三日從五位下に叙し筑後守に任す十六年八月七日老し弟正森嗣ぐ正森初め六之助と稱し後ち官内と改む正徳元年生れ享保十五年二月三日兄正隣の養ふところとなり同月十一日徳川吉宗に謁す十六年辛亥八月家を

嗣ぎ正國筑後守正紀壹岐守正淵筑後守正域筑後守正和筑後守正順宮内少輔に傳へ以て明治維新に至り封土を奉還し尋て華族に列す家譜

内田氏小見川

内田正信

内田正世平左衛門の次子なり權太郎と稱す其先遠江勝間田城主勝間田正胤遠江守に出づ後篇諸家系譜元和七年辛酉徳川家光に謁し寛永十七年十一月小見川に封せられ小姓組番頭と爲り從五位下に叙し信濃守に任す寛永系圖本郡の地一萬百九十三石下野國都賀安蘇兩郡の地四千七百四石餘を給せらる慶安四年四月廿日家光薨去の時阿部堀田三枝の諸氏と共に之に殉す年三十九理明院光徳徽宗と諡し江戸東叡山現龍院墓地に葬る家臣十條源兵衛萩山主税亦之に殉す正信の室は高力但馬九兵衛の女なり子正衆嗣ぐ正衆初め千松と稱し後長十郎と改む正保二年生る母は高力但馬の女なり慶安四年八月十四日父の後を嗣ぐ時に年甫めて七歳承應二年九月三日初めて徳川家綱に謁し萬治元年戊戌閏十二月廿七日從五位下に叙し出羽守に任す元祿十二年二月五日卒す室は久世廣之大和守の女なり子正勝長太郎に先て卒するを以て孫正偏家を嗣ぐ正偏主膳と稱す母は青山幸明播磨守の女なり元祿六年癸酉生れ十二年卯巳四月三日祖父の後を嗣ぎ其封千五百石を伯父正長に五百石を仲父正廣に分與し自ら一萬三千石を領す寶永六年三月七日從五位下に叙し信濃守に任じ享保九年十月八日故あり祿若干を削らる正偏の室は毛利元次守の女なり子正昌寶永六年生る初め千松と稱し後ち鞠負と改む享保九年十月八日家を嗣ぎ十二年十二

月廿日從五位下に叙し出雲守に任ず以上系譜正親出羽守正美出羽守正良近江守正純伊勢守正肥近江守正容伊勢守正道豊後守正德主殿正繩加賀守正學主殿に傳へ以て明治維新に至り封土を奉還し華族に列す菅井作次郎筆記

久松氏

初松平氏
○多古

松平勝義

尾張の人久松俊勝初長家又定俊の曾孫なり俊勝の二子康俊初勝俊康俊の子勝政豊前守勝政の子即ち勝義なり慶長七年伏見に生れ源三郎と稱し寛永九年十二月廿八日從五位下に叙し因幡守に任じ十二年十一月家を承け豊前守に任ず同月駿河の領地八千石を本郡多古牛尾諸村の地に移す承應二年九月廿七日大番部大將と爲り寛文四年七月大坂在番と爲り翌年正月二日城中雷火の際庫中の寶物を護して功あり將軍家綱の感賞する所となる十年十一月十七日卒す年十九宇治萬福寺に葬る長子勝就文に先て卒し二子勝易嗣ぐ勝易元和九年四月廿二日を以て江戸に生れ寛永十一年甲戌八月十六日將軍徳川家光に謁し慶安二年三月十一日書院番士に列し食祿三百俵を賜はり延寶八年五月廿四日卒す年五十八駿河國増善寺に葬る季弟勝以嗣ぐ一に勝識と稱す寛文元年八月十五日江戸に生れ九年九月十五日將軍家綱に謁す時に年甫めて九歳延寶四年十二月廿六日從五位下に叙し甲斐守に任ず八年七月十一日家を承け貞享元年十一月十八日將軍綱吉の命に因り松平重治の佐貫城を收め之を壞つ正徳三年八月三日采地三千石を加へ諸侯に列す享保十三年申戌二月十四日卒す年六十八室は松平政武久馬の女なり後ち勝房美作守勝尹支藩勝全豊前守勝升中務勝權相模守勝行豊後守勝慈豊前守に傳へ以て明治維新に至り封土を奉還し華族に列す

す其久松氏に復せしは勝行の時に在り家系

藩知事

藩知事は諸侯誌傳中の人なるも史誌の記事上特に之を掲げて沿革を詳にす

井上正順

舊本郡高岡藩主たりしが明治二年諸侯封土を奉還するの時高岡藩知事と爲す四年七月十四日廢藩の令出るや任を罷む其家今子爵に列す

松平勝慈

舊本郡多古藩主たりしが明治二年諸侯封土を奉還するの時多古藩知事と爲り廢藩の令出るや任を罷む其家今子爵に列す

内田正學

舊本郡小見川藩主たりしが明治二年諸侯封土を奉還するの時小見川藩知事と爲り廢藩の令出るや任を罷む其家今子爵に列す傳は議制誌に詳なり

第二十一編

人物誌

本郡の地たる東西十里に亘り地靈に水清く其間固より傑士偉人に乏しからず然れども史誌の備はらざると或は其人の國家に於ける至大の關係を有するに非るより史傳之を載せざるを以て顯著なるもの殊に少なし然るに地誌の體は則ち其人の正史に載するに足らざるも苟も一事を善くし一藝に通せば書畫俳諧等の雜藝に至るまで存録以て之を後世に傳ふるは獨り善を獎め美を沒せざるのみならず亦以て郷土歴史の湮滅を將來に防ぐ所以なり只稗史俚傳其名特に著はるも風教に害あるものは斷じて之を省略せり○僧鐵牛、伊能忠敬、大原幽學諸人の如き別に鐵牛傳、伊能忠敬傳、幽學全書等の詳著あり其人亦已に世の噴稱する所にして更に蛇足を加ふるの要なきを以て本誌は極めて略に従ふ若し其詳を知らむと欲せば既刊各書に就て之を看る可し○近世諸人中本誌に記載するものにして之を各偉人に比し或は詳細に涉るの嫌なしとせざるも郡村地誌の編は乃ち國縣史誌の著に殊なり所謂顯を略し微を漏さざるを以て主と爲すに在り故に例を變じ列舉以て他日の採擇に備ふる所になり○本誌は故人を主とするも孝貞等の美事に關するものは風教上之を特記せしものなきに非ず○補遺の二録は特例を用ひ其人の生否に關せず○大須賀、國分、東、木内等諸族世々の事蹟は其關係極めて廣く獨り本郡に止まらず所謂國史上

の人物たり故に之を城主誌に詳載し本誌之を再録せず然れども間一二を擧て其一例を示せしものなきに非ず○神社誌、寺院誌、舊蹟誌、墳墓誌等の部に詳記せし藤原帥賢、昌天、日生、千葉胤直胤宣父子の如きに至ては之を重なる關係の項目中に附記せしを以て復此に贅せず○人物は搜索に便せむが爲め假りに文學、醫家等の各項に分ちしも一人にして兩事蹟に亘るあり譬へば鐵牛は開拓及び緇流に編すべく清宮秀堅は文學及び公共に傳すべきも其煩を厭ひ之を重なる事蹟の部中に合記せり○且各方面に亘れる人物中遺漏なきに非るも誌中網羅し能はざるもの或は未定稿に屬するものは已むを得ずして之を省略す加ふるに今人中公共に學事に其他掲記すべきもの少なきに非るも本誌の體例に因り之を省きしが他日本郡史誌の編史に之を明かにせむ

地方官

本郡出身にして地方牧民の職に在りしものを擧ぐ

伊豆豊益命

經津主命の孫にして陸奥を鎮す同國牡鹿郡に其社あり神孫系圖

香取連海上

經津主命二十世の裔にして香取連たり東庄王子神社祭る所の神なりと香取神系圖

五百島

經津主命の裔にして父を八百島といひ祖を三島といふ五百島香取私記外從七位上を以て香取連たり神繼

元年二月壬子私殺を陸奥國鎮所に獻せしを以て外從五位下を授けらる續日本紀後職を辭して匣瑳に老す私記

宮原忠英

吉田村の人なり幼名を登一郎と曰ふ文政元年三月を以て生る歳市で十九江戸に遊び上野輪王寺宮に仕へ祐筆たり尋て旗下に列す徳川氏の末に當り祿を失ふて家に在り後ち舅氏山内某の推す所となり三井八郎右衛門に知られ詩書を以て相交る明治四年登用せられて奈良縣令と爲り三年にして官を辭して東京に還り風流を以て懷を遣り奇行人の意表に出る者多し性詩文を好み隸書に巧に又觀相に長せり十八年七月歿す年六十八

大須賀庸之助

新島村磯山の人なり嘉永三年十一月四日を以て生る幼時學を並木正詔に受け明治八年三月磯山戸長と爲り九年一月大區議員と爲り或は地租改正總代及び十四大區代議人と爲り幾くもなくして千葉縣屬に任じ十四年二月本郡郡長に任せらる十九年八月奏任官六等に進み十月正八位に叙す其任に在るや教育を進め堤防を修め又奏請して小御門神社の社格を陞せ伊能忠敬の贈位を請受せしが如きは庸之助の力與て大なりとす二十三年職を辭す是歲帝國議會始て開く選ばれて代議士と爲り後ち又選に應ず期滿るの後遂に出てす久しく坎坷不遇の中に在りしと雖も其長く郡治に盡せしは郡民の齊しく稱する所たり要するに其材は治民の術に老け言職は其長するところに非りしと三十七年を以て病歿す子巖法學士たり

菅井雄

八郡村川上の人なり父を治郎右衛門と曰ふ雄は其二子なり母は小久保氏祖父及び父皆村の里正たり雄嘉永四年十月四日を以て生る初め林次郎と曰ふ幼より學を好み句讀を祖翁に受け尋て篠塚好生清宮秀堅に師事し後ち家に在り時に一骨董商の卷百里の書幅を携へ來るを見て之を喜び父に請ふて書を學ばむとし遂に江戸に至り百里の門に入り其學僕と爲り炊爨の勞に服す百里の歿するや更に大橋陶菴の塾に入り經學を修む明治六年東京府第六大區七小區八十區本所明德教育所教幹と爲り漢籍及び習字を掌る尋て太政官に出仕し内務省、東京府、鹿兒島縣廳、並に大藏、海軍、農商務の諸省に歴仕し二十七年一月本縣夷隅郡長と爲り廿九年從七位に叙す三十一年印旛郡長に轉じ正七位に叙す翌年職を辭し後ち山林局員及び御料局員たり三十八年六月七日東京に病歿す享年五十五雄才學あり官事の餘往々意を述べ思を叙し詩文積て卷を爲す其鹿兒島縣宮崎支廳に在るや其父の訃に接し哀慟喪に奔る當時の作あり

家信傳計報我心狂且顛慘風雲漠々瞻望東海天啼鳥向空哭飛花亦黯然阿爺未六十一去赴黃泉憶曾在
家日弟兄陪酒筵對花弄琴筑觀月吟詩篇一別如秦胡萬里隔雲煙兒也久爲官刀筆代耕田魂魄呼不返孤
坐暗燈邊思顏時入夢猶疑侍膝前

領主

鎌倉覇府以來より天正年間に至る城主以下にして郡内各地を領せしものを擧ぐ城主及舊蹟

誌に詳なるものは之を再記せず
千田 親政

平忠盛の婿にして千田莊を領し判官代と稱す源頼朝の義兵を擧ぐるや千葉常胤之に應じ本州の目代を襲殺す親政之を聞き常胤を襲はむとす常胤之を覺り治承四年九月十四日孫成胤等と共に來り攻め遂に親政を擒にし國府に至り頼朝に獻す東鑑

千田 胤貞

大隅守と稱す千葉宗胤の子にして千田莊を領し窪村(今の中村北中の地)に居る人呼て千田殿と曰ふ日本元弘元年北條高時の命に因り關東諸將と共に京を發し千葉系圖後ち懷良親王に屬し西征し功を以て肥前國を賜ひ晴氣城に居る大草紙尋て足利氏に屬す其裔肥前國に存す千葉系圖東葛飾郡中山村法華經寺胤貞の文書數通を藏せり

(附)

平常 能

平常兼の姪(一に孫)なり金原莊に居り其の地方を領し金原莊司と稱す千葉系圖下同

千田 胤幹

千葉常胤の弟にして次郎と稱す子胤氏あり次郎太郎と曰ふ共に千田莊に居り莊内の地を領す

國分 常義

國分胤通の子にして大戸矢作の領主たり

海上 胤有

千葉氏の裔にして海上次郎胤方の弟なり五郎と曰ふ海上郡森戸(今本郡豊里村)の領主たり將軍藤原頼經頼嗣の二世に仕ふ其子を兼胤と曰ひ五郎九郎と稱す

海上 胤景

海上胤方の長子にして東胤行の孫たり初め彌次郎と稱す後ち左衛門と改め尋て備中守と稱す本郡阿玉郷を領し將軍宗尊親王に仕ふ東鑑建長四年及び弘長三年の條亦此人の名を載す

府馬 時常

國分朝胤の孫なり賦馬越前五郎と稱し府馬城を築き松澤莊内の地を領し呼て松澤總領と曰ふ

飯高 胤廣

飯高政胤の弟にして五郎と稱し飯高に居り千葉系圖匝瑳北條兩莊の地頭職たり香取神宮文永二年遷宮用途記

多古 胤氏

千田胤貞の三子胤鎮の子なり(一に常胤の孫にして胤幹の子とす)胤鎮千田莊内の地を領し千田彌二郎(蓋し胤幹と同人に非るか)と曰ふ胤氏更に多古の領主と爲り多古氏を稱す其長子胤清は千葉右京大夫と稱し九州に移り三子胤滿の子胤春は留て父の後を亞き千田莊内の地頭と爲り亦千田氏と稱す應永十七年を以て卒す後ち胤幸(千田彈正と稱す)胤仲(千田中務丞と稱す)胤儀(法名道純)胤嗣(法名日嗣)の數世に傳ふ一本千葉系圖

武 人

鎌倉時代前より天正年代に至るものは悉く城主誌中に之を詳記せしも茲に其二三を摘録す
餘は各家傳中に就て之を見る可し

武 田 信 義

太郎と稱す曾我物語之を載す村岡良弼曰く蓋し本郡武田の人なりと按ずるに信義は源義光の曾孫なり
義光の子義清武田二郎と稱し其子を清光と曰ひ源太と稱す信義は乃ち其子なり或は曰く信光も亦
本村の人なりと其裔信長上總國を領し大に勢威を振ひ總房を風靡せり

木 内 胤 氏

木内胤朝の曾孫なり弘安二年木内莊に生る才文武に長じ千葉氏の柱石を以て稱せらる正慶二年五月
十五日新田氏に屬し北條氏の兵を下河邊に破り又鎌倉を攻めて功あり本宗千葉貞胤の命に因り始て
米之井城を築き移り住し以て子孫に傳ふ胤氏又和歌に長じ宗家東氏の風を亞げり曰ふ室は原越後
守の女にして端山はたやまと曰ふ亦多藝にして善く其夫に私淑し諷詠に工みなり木内系圖
城主參觀

木 内 胤 敬

胤氏の裔なり永享十年米之井城に生れ尋て城主たり兵法に通じ又千葉宗族の驍將を以て聞う鎌倉管
領上杉氏に屬し數ば軍功あり享徳四年千葉の役病て米之井に在り馬加康胤の千葉に主たるや頻りに
胤敬を招く胤敬遂に之に屬す後ち千葉氏分れて兩宗と爲り攻戰息まず文明十一年四月上杉氏千葉自

胤太田資長の二將をして二階堂某及び武藏七黨一萬餘騎を率ゐ來て本州に入り康胤の子孝胤と大に
國府臺に戰ふ孝胤利あらず退て臼井城に入る木内系圖
及大草紙胤敬孝胤を援け共に城中に在り殊功あり七月十
五日城陷る胤敬圍を衝き敵將太田圖書を獲る圖書は實に資長の弟なり尋て米之井に歸る足利成氏其
功を賞して與ふるに上總武射郡坂田城を以てし三千餘貫の邑を賜ふ明應元年十一月足利義明の兵を
五井原に破り二年正月復大に之を破る義明里見義成の援軍を得て來り攻め四月五日火を城中に放つ
我兵遂に敗れ胤敬亦箭に中て死す時に年五十六鎌倉大草紙には臼井役に戰死すと木内
系圖

按ずるに里見代々記に社家様小弓義明と義成公里見氏と木内殿を打ち給ふ此木内殿と申すは
下總に在りて其比の強敵なり云云と以て木内氏が當時に於ける勢威を想するに足る

木 内 胤 統

胤敬の裔なり天文九年米之井に生る兵法に通じ射藝を善くす數ば房總の境に戰ひ功あり永祿八年九
月米之井落城の時圍を脱し大須賀に至り敗兵を集め大須賀城兵と共に山田臺に於て府馬森山の二軍
と合戦し椎木七郎秋山内記及び府馬左衛門尉を敗り其將實川隼人を獲る敵軍潰亂す敵將正木左近米
之井を棄てて走る胤統城に入り父の屍を收めて之を吊祭す然れども城の壊破し復た守る可らざるを
以て寺山に入る九年四月里見氏の兵と船橋に戰ひ功あり八月復之を五井原に追撃す九月廿三日兵を
率ひて市川に至り廿六日久留里を救はむとし五井に至る左近の大兵を率ひて至るに遇ひ我軍利なく
久留里陥る乃ち小弓に入る敵亦小弓を圍む廿九日兩軍大に城下に戰ふ胤統敵中に突入奮撃し遂に
亂軍中に戰死す時に年二十七胤充八郎と稱す亦從て死す兄より少かきこと三歳木内系圖
城主參觀

飯篠家直

飯篠村の人なり故あり去て丁子村山崎に住す一日其奴僕香取神宮神井を汚し人馬共に即死するを見て神威の嚴として犯し難きを感じ畏敬の心大に生す是より先き家直武藝に志すと雖も其技の未だ心に満たざるを以て深く念と爲し遂に神宮城内梅木山不斷所に移り住し毎夜神庭に出て精誠を盡して祈念するところあり晝は木刀を執り庭前梅樹に向ひ獨進獨退以て周旋打撃の術を習ふ此の如くすること一千日遂に劍法の秘奥を妙盡し併せて兵法の微蘊を極む是に於て其名海内に擅まゝにし神刀流と稱す世の武器を執るもの折衷せざるなし後ち長威齋と號す香取志稱して刀法の中古開山とし北條早或は刀槍中興の始祖とす武藝小傳嘗て足利義政に仕へ未ば幾くならずして歸隱し北條長享二年四月七月十五日歿す碑銘墳墓舊蹟參觀子盛近若狹守と稱す槍法に長す孫盛信も亦若狹守と曰ふ曾孫盛綱劍法を以て鹿島の人塚原卜傳に授け子孫世々其術を傳ふ清宮秀堅遺稿

木内胤末

川上城主木内胤時の弟なり慶長五年鳥居元忠の麾下に屬し共に伏見城に戦死す高木車貞藏木内系圖

飯篠盛重

飯篠長威齋十五世の孫なり修理亮と曰ひ寛陸齋と稱す父盛照の秘奥を極め劍法の妙技を傳ふ教を受くるの士にして名を爲すものは中臺信太郎、松本直一郎、伊庭軍兵衛以上德川家臣黒澤源七郎、今西彌五左衛門、小野萬右衛門以上仙臺藩大井兵左衛門、林常八郎以上尾州藩等及び其他諸藩の名士頗る多し嘉永六年七月十一日歿す年七十八子盛房孫盛貞皆善く其術を傳へ香取神刀流と曰ひ道場を香取に開けり而し

て盛貞最も其法を極め地方現今の神刀流は概ね盛貞の教を受けたり

平山光義

平山季邦

中村の人なり系は武藏七黨の一日奉季直の子平山季重に出づ季重源平の際に於て名將たり世々武藏多摩郡の地を領す十五世を季助と曰ふ本州に住す或は曰く日奉氏は實に下海上國造他田日奉直徳太理の裔なりと蓋し或は然らむ季助小田原北條氏の麾下に屬し功あり上總神保氏と並び稱せられ子孫亦相親姻す季助の二子は乃ち光義季邦なり小田原役後豊臣秀吉二人の勇を聞き光義を招くに七千石を以てす義を守り屈せず遂に相模に隠る季邦は父と共に本州に歸り中村に居る徳川家康之を招き石田三成も亦之を秀吉に薦む應せず因て之を讒するを以て遂に中村に隠れて農と爲り慶長七年四月二十三日を以て歿す二子あり長を伊兵衛尉と曰ひ次を藤右衛門尉季光と曰ふ子孫世々郷士と爲る族黨本村に熾んにして平山郡藏は實に其裔なり

大須賀尙武

新島村磯山區の人なり父を權兵衛と曰ふ幼にして族唐之助に就き句讀を受け加藤洲佐原の兩小學校に轉學し尋て松岡友康並木正韶の諸儒に頼り經史を講す後ち千葉師範學校に入り業を了り教鞭を執る明治十九年十二月陸軍教導團に入り二十二年九月士官候補生と爲り尋て陸軍士官學校に入る卒業の後陸軍少尉に任し正八位に叙せらる二十八年三月中尉に任す是月軍に従て海外に轉戦し七月從七位に叙し十一月凱旋す功を以て勳六等單光旭日章及び年金を賜はる翌年臺灣守備兵第一聯隊副官と

爲り三十一年近衛歩兵第一聯隊付に轉ず十一月大尉に任し第七中隊長に補せられ十二月正七位に叙す三十三年三月功に因り勳五等雙光旭日章及び金二百圓を下賜せらる三十五年第二中隊長に轉ず十一月特別大演習行幸供奉を命せらる從六位に敘し尋て歩兵少佐に任す日露戰役中奉天方面阿司牛達子堡分臺搏灣橋三臺子等の各地に戰ふ而して奉天附近の會戰に於て率ゆる所の大隊は師團の前衛と爲り敵を攻撃し戰鬪最も力む遂に師團をして目的地に達せしめ進て達子堡附近に至る偶ま敵の強襲に遭ふ我大隊又敵背に出て大に之を破る第三軍司令官乃木希典第二大隊に與ふるに感狀を以てす三十八年四月病に罹り小營子營病院に入り五月二日遂に奉天兵站病院に瞑す戰功に依り勳四等小綬章功四級を授けられ特旨を以て一級を進め正六位に叙す

鏞 木 誠

古城村鏞木の人なり父を元悦と曰ふ誠は其次子なり夙に師瑛郡作新學校に學び又東京慶應義塾に入る時に岩田三藏出て、東京に在り誠の人と爲りを知り爲めに力を添うる所あり業成るの後海軍兵學校に入る明治十九年卒業し海軍少尉候補生と爲り遠洋航海を爲す其大尉に任するの後命を奉じ英國に至り千島艦受取の任に當れり尋て伊國公使館附と爲り三十七八年戰役中は英國公使館附たり其後鎮遠艦長水雷團長、吳鎮守府司令長官と爲り正五位勳三等に叙任し海軍少將たり豫備役に編するの後東京府下大森町入新井に住し大正八年其地に卒す性資頗る豪放なり其閱歷と逸事に至ては傳ふ可きの事多きも本誌編纂中之を詳にするの期に後るゝを以て擲筆す

伊 藤 晃

小見川町の人なり明治廿九年砲兵生徒として教導團に入り卒業の後軍曹より曹長に進み卅四年十二月士官候補生と爲り翌年陸軍士官學校に入り卅六年十一月見習士官と爲り翌年三月陸軍歩兵少尉に任じ正八位に叙す八月動員令に接し大隊附に補せられ卅八年二月軍に従ひ清國柳樹屯に上り三月九日大寒屯に戰死す是日功五級に叙し勳六等單光旭日章を授けらる時に年三十一文

義 烈

麟岳・朝辰、川口金虎の三人を特記し其他を附す

麟

岳

武田氏の族なり與倉村大龍寺に住し武田勝頼の屢ば敗るるを聞き歸省之を訪ひ從つて田野に在り勝頼之をして去らしむ麟岳聽かす力戰敵を退け天正十年三月十一日天目山に殉す信長 諱

伊 能 朝 辰

朝辰の先は豊後國に出づ尾張維義三郎四世の孫景能兵衛 大輔本郡大須賀莊伊能村に居り因て氏とし大須賀莊の地頭職たり幾何もなくして源義經に黨するを以て職を褫はれ子孫世々大須賀神社の祠事を掌り傳へて式部なるものに至り古河成氏に屬し功あり先業を復す朝辰は其後なり因幡と稱し祝髮して心月(一に眞月)と號す(一説に朝辰を心月の祖と爲す)最も義氣に富む天正中里見氏本郡に入り諸城を攻陥す朝辰國分氏の遺孤を庇ふて敵將正木正勝(一に正康に作る)と數ば鋒を交へ之に死す伊能 家記時天正十四年七月九日なり年七十三高明院心月道性と諡す 大龍 寺記其二子信胤景常佐原に移り住す其留て

伊能に在るもの、裔大須賀神社職たり舊蹟城
主參観

川口金虎

多古城主牛尾胤仲の老臣なり弘治元年六月上總飯櫃城主山室常隆の攻むる所となりて多古城の陥るや金虎胤仲を助けて城を逃れ閏十月朔同志二十四人と共に竊に飯櫃城に入り常隆の弟式部尉を殺し進んで常隆を刺さんとせしも衆寡敵せずして引き歸る、後三日又胤仲を助けて飯櫃城を襲ひしも利あらずして胤仲父子之に死す金虎民間に潜居し日夜主家の舊業を復せんことを謀りしが志を果たさずして七十餘歳にして死す子孫多古町に存すと云

十條源兵衛

萩山主税

共に小見川藩主内田正信の臣なり慶安四年四月廿日正信の徳川家光に殉するや二人も亦正信に殉す主税時に年十五源兵衛辭世の句に

雲の上に久しかるべき月影の輝きえじとさくぞ悲しき

石毛治兵衛

石毛新兵衛

諸徳持村今中
和村の人なり寛文中松澤野地籍に關するの紛議あり久ふして決せず二人村總代と爲り官の裁決を受くる數回に及び遂に素志を徹するを得たり然るに其裁決狀の未だ達せざるに當り村民其留木を伐採す留木は官木に係るものなり官村民を鞠罰せむとし連坐するもの極て多し二人乃ち責を引て罪に伏して死す時に七年七月廿九日なり村人其義を哀念し二人の遺骸を村の永平寺に葬り毎歲忌

日を以て護摩供養を行ふと云

木内誠之丞

堀之内村今瑞
穂村の人なり初め誠一郎と曰ふ其父源七嘗て里正たりしが頗る威望あり事を以て村人某々等と相惡し一夜三漢あり闖入し蚊褥中に就て交も源七を刺し以て死せりと爲して去る家人驚愕度を失ふ時に誠一郎出て、外に在り報を得て急歸す源七尙ほ餘息あり告ぐるに某々等の所爲を以てし言終て瞑す誠一親族某に因て之を領主に訴ふ領主用人之を沮し却て某を罰し誣告に處す誠一悲憤するも年少爲すに由なく家を脱して江戸に奔り神田於玉ヶ池磯又右衛門に就て體術及び擊劍を學び居ること七年竊かに郷に歸り三家を歴訪し門前に於て悉く之を斬殺し三仇首を父の墓前に供祭す時に元治元年二月廿三日の夜なり一時喧傳す誠一直ちに江戸に至り領主邸に自首し拘する所と爲る三家の族亦之を訴へ誠一を得むを請ふ領主誠一の囚死を以てし竊かに之を脱せしむ又用人某を放つ嚮に事情を明らかにせざるの罪を以てなり或は曰く誠一後ち水戸に在りと

僧 超 順

南山崎村今吉
田村東光寺に住す蓋し陸奥松前の人なり本郡中村檀林に學び尋て南神崎村常教寺に入り幾くもなくして東光寺に主たり勤志の志篤く明治維新の際還俗して松前藩兵と爲り遂に王事に殞る人之を麟岳に比す

測 量

測量に於ける伊能忠敬は實に本邦斯學の泰斗なるのみならず所謂る史上の偉人なり而して其淵屬將た弟子たる平山郡藏及渡邊愼等が陰に陽に之が賛畫の効亦大なりとす本項特に二人を擧げ其他を附記す其詳を知らむと欲せば理學士大谷亮吉編伊能忠敬傳あり就て看るべし

伊能忠敬

忠敬の測量術に於ける獨り本邦の大家なるのみに非ずして外國と雖も其匹敵を得るに稀なる所也其傳を按ずるに幼名を三次郎と稱し佐忠太と改め更に源六又は三郎右衛門と稱し晩に詮興又勘解由と改む(字は子齋東河と號す)上總國武射郡小堤村神保利左衛門貞恒の三子にして延享二年正月十一日を以て上總國に生る生誕地は同國山邊郡小關村 母家小關氏の宅なりしと幼にして堅忍不拔なり早く其母を喪ひ家政も亦裕かならざるを以て辛酸を嘗む十八歳の時佐原村伊能三七の養嗣たり嘗て林風谷の門に遊び詩書百家の書を精覽し又好て數理の學を窮む風谷更に名つくるに忠敬を以てす之を論語言忠信行篤敬の語に取れるなり忠敬性朴直にして邊幅を飾らず然れども意氣の峭乎たる凜として犯す可らざるものあり伊能氏素より素封を以て稱せらる其先景能大須賀莊伊能に住し因て氏とす永祿中景久なるもの初めて佐原に徙り商戸を開き業大に富む是れ忠敬が九世の祖なり長由三七の名に至り子なく其配神保氏忠敬の從祖姑なるを以て養ふて嗣と爲す長由早の歿し家産稍衰ふ忠敬嗣となり慨然として回復の志あり勤儉日夕家道舊に復す幼時園基を好みしが是に至て斷然復た局に對することなく曰く空しく時間を費すに過ぎすと其四十歳の頃資産舊時に倍蓰せり平素慈仁の心に富む天明三年關東大に饑乏餓殍相屬す忠敬私儲を發して之を救ひ生を全ふするもの數ふ可らず幕府深く之を賞す四年八月佐原村長となり三

人扶持を賜はる六年關東再び饑ゆ忠敬救恤餘力なし人以て神と爲す後ち家事を子景敬に譲り東都に出で高橋東岡に就て西洋曆法を學び頗る其蘊奧を究む時に東岡卅二忠敬年五十に垂んとす故を以て人皆之を奇笑す忠敬意に介するところなし東岡亦心を傾けて之を導き測量推歩の術に於て獨り忠敬を推稱す寛政九年忠敬始めて金星を測量す之を我國金星測量の嚆矢とす竟に上書し私資を以て蝦夷地の沿海を測量せむことを請ひ允さるを得たり寛政十一年閏四月旅裝を調へ暴露數月山を攀ち川を濟り東奔西走し十二月往還官道等の路程圖成り進呈す此時間宮倫宗亦大に其事業に斡旋せり十二年幕府忠敬父子を賞するに白銀各十枚を以てし子孫長く姓氏を稱し帶刀を許さる天明兩度の凶災を救ふを賞せしなり享和元年三月官命を以て互相房總常奥の沿海を測量し二年駿遠參及び羽越佐能の諸州を測量し地圖を調し復命の功を全ふす官益之を賞し小普請組に擧げられ十人扶持を給す文化二年春西海南海二道の測量を命せらる幕府命を諸藩に下し其勞を助けしむ忠敬遂に東海測量に着手し南海に出で畿内に入り轉じて東山を歴て山陰を巡り山陽より西海に至り靑鞋を六十餘州の地に印し十二年伊豆七島及び箱根湖測量の命を受け挺前事に當り功を畢り還る時に年七十一十四年江戸市中を細測し圖を製し更に宇内輿地全圖度數譜行程記を編すべきの命を受け地籍の事細大網舉し爰に初めて本邦の眞地圖を見るに至る七旬の高齡髮髮雪の如きも測量の命下れば則ち意氣勃如たること恰も少壯の人の如く日ならずして發し躬險岨を歴海濤を凌ぎ奔走數十里風雨寒暑未だ嘗て沮喪せず其氣の豪にして事に勤むる尋常人の窺測すること能はざるなり其七十三歳の時少しく疾を獲たり因て發奮し日本全圖大三万六千中二十一万六千小四十三万二の三種を編製せり文政元年戊寅四月十三日歿す壽七十

四江戸淺草源空寺高橋東岡の某側に葬る其遺命に因るなり明治十五年壬午香取郡長大須賀庸之助其功績を欽慕し船越千葉縣令に因て書を太政大臣三條實美に上り贈位の典あらむを請ふ翌年癸未一月二品北白川能久親王亦一篇の書を草し之を上奏せらる二月詔して正四位を贈る廿年六月地學協會々員青銅紀念標を東京芝公園内丸山に建て併せて其傳を鐫す傳へ曰ふ幕府の時英船我近海の測量を乞ふや官忠敬の圖を示し之を止む英人一見して其精確に驚きしと此一事亦以て忠敬の周致精力なるを知るに足る忠敬三男二女あり長男景敬家を嗣ぎ早世子忠誨繼ぐ子なく保氏保氏の三男景文を以て嗣とし相尋て佐原に住せり以上忠敬傳各書參取其詳傳に至ては佐藤坦所撰の碑文及び家譜行狀等に載記するを以て復た此に贅せず其肖像及び家訓と當時用うるころの製圖器及び地圖の一部分又は測量日記等皆家に存す四十四年五月廿一日今上天皇陛下東宮に在せしとき本郡に行啓あり縣立佐原中學校に於て其遺物を御覽あり大正二年十一月八日東宮殿下も亦淳宮高松宮並に華頂宮久邇宮御兄弟伏見若宮の五王殿下佐原中學校に於て遺物を展覧あらせられ遺裔三郎右衛門に謁を賜はり金一萬疋を賜へり頃ろ有志者相謀り銅像を佐原諏訪山下に建て又紀念文庫を創するの舉あり

附記 忠敬の傳記に至ては各名家の著述及び其他の記事少からざるを以て本誌は姑く其概略を掲ぐ若し其詳を知らむと欲せば宜しく各記傳に就て之を參照すべし且つ忠敬の強健と斷行的なりしは左の數事其事小なりと雖も以て平素を察するに足る

寛政五年忠敬久保木清淵等一行十人と關西に至る而して此行は忠敬を郷導とせり江戸を發して金カネ河に至るや雨甚しく衆皆前途を難とし滯留の議あり忠敬曰く山水を尋ぬるは敢て日の力を窮め前

途を急ぐの要なきも爾後千里の行程固より晴日のみの安きを期し難し且嶮嶺此を距る二日程なり若し行次を誤り日暮險中に至り荒涼たる山驛夜氣の生するあらば之を凌ぐに如何せむ況や發して遠からざるに少雨を畏れ稽留を謀るは策の得たるものに非ずと清淵曰く須らく大將の令に従はむと是に於て一行は雨を侵して直ちに出發せり大將とは清淵が戯むれに忠敬を指すの語なり(清淵の日記に據る原漢文なるも意譯り下同)

又京都に至りし時忠敬は更に舟を舩して讃岐に渡らむとす然れども連日の降雨は風浪の險を以て清淵は京都に至り五月五日の加茂競馬を觀むとせり是に於て兩者の意見は忠敬の冒險と清淵の就安説に分れたり然れども兄弟も管ならざる二人は相離るに忍びざるを以て議輒く決せず清淵は又忠敬の讃岐に至るは徒らに探勝のみに非ずして其地理を窮むるに在るを知り強て之を止めず忠敬曰く余は子と相離るの意なし然れども子が意已に定る亦已むを得ざるころなり宜しく去て競馬を觀て余が爲めに之を説くべし吾れ亦讃岐に至り子が爲めに彼地の勝を語らむ豈兩全の術に非ずや互に以て懷を遂ぐ可し吾れ今日直ちに大坂に至り舟子を約し四日再び子と此に會し前途の行程日子を定め然る後ち讃岐に至らむと即ち意を決して行く時方に四月廿八日なり四日に至り雨益甚し清淵一行は旅宿に滯留せしが皆曰く忠敬今日會合の約あるも此大雨到底大坂より來り能はず彼も亦旅宿に滯在し居らむのみと清淵曰く忠敬性褊急空しく日を送るの人に非ず且約を重んずるの士なり必ず來る可しと言未だ畢はらざるに忠敬果して至り曰く吾れ大坂に至り讃岐の行を圖りしに舟夫は皆風浪の險を以て辭して渡るを諾せず遂に子の爲めに一籌を輸せらると清淵曰く子は

敗軍の將なり謀るところ兩全の策如何明日は余郷導の任に當らむと因て呵々大笑し相携へて加茂に至る云云 且此旅行忽々の間忠敬が常に羅針を執り測量に従事しつゝありしことを記せり一片の漫遊亦空々看過し去らざるを想す可し

平山郡 藏

中村の人なり名は季恭通稱を五郎作と曰ひ後ち郡藏と改む平山季忠の孫なり父を藤右衛門季孝と曰ふ世々上總神保氏と親姻を結ぶ神保氏は乃ち伊能忠敬の生家にして季忠は忠敬の再從兄なりしを以て忠敬の伊能氏を襲ぐや平山氏其假親と爲り蔭助の勞實に少なからざりしと曰ふ郡藏少小より跌宕才氣あり弱冠の時久保木清淵に師事し研鑽數年後忠敬に従ひ心を數理に注し測量針緯の術に精しく忠敬の官命を帯び各地を巡るや特に隨ひ沿海測量の製圖に従事し山川を跋涉し大に其事業を助成す忠敬の成功と共に郡藏の勞亦實に傳ふ可き者あり族裔平山龜之助中村に居り其子成之助郡會議員たり家に郡藏及び伊能忠敬の書簡並に其他各名家よりの音信又は揮毫に係るもの或は家寶甲冑等を藏せり左に書簡の一二を録し參考に資す又以て忠敬が郡藏に對する信賴の厚きを察するに足る

文化元年正月十六日伊能忠敬より平山藤右衛門(郡藏に贈りし書簡)

利介方江御狀今日相届致披見候愈御揃御清安珍重の御事に候此方無異御安慮可給候然は貴子取急ぎ御出府御手傳被成候様度々申遣候所檀林地圖仕立並に桑原三万圖等にて急に御出府被成兼御差支之段被仰遣致承知候桑原仕殘は御出府にても間に合可申候得共檀林地圖には御こまり可被成候乍然此度の遠國御用は御銘々弟子へも御手當被下候儀故御出府御延引にては淺草へ對し甚だ氣の

毒淺草高橋公間氏よりも度々御尋に付大にこまり入申候乍去三四ヶ年も相かゝり申候事檀林地圖も御殘被成兼可申候はゞ晝夜に御片付被成是非に當正月廿五六日迄にも御出府可被成候下拙佐原下向御暇願今日中可差出候も廿日後出立發足と存し候彌被仰付佐原下向候はゞ早速御地に可申遣候

一 權兵衛と舊冬より申込候今一人右兩人之儀は先日申遣候佐原儀助等之儀も御座候間今日の儀には申遣兼候まづは當にならぬものと被思召候夫共自分聯合之内にて入用も候はゞ近々可申遣候

一 道中發足之儀は來二月廿二日頃と存候當春は三四ヶ年長測量之出府に候得ば出立前混雜に無之様に致置候出立前五日斗は何にもせぬ様に靜に致し出立申度候依之少々も早く御出府測器御差圖測量等の仲間打合も致し申度候

一 村松町一件に付手少支度にも差支可申に付御母堂様御上せ可被下候由大に忝なく存候最早縫女一兩人相頼み其外白木屋にて仕立可申候間どうか間に合可申候御安意可被下候御深志御母堂様に宜敷奉頼入候

一 寛平伊兵衛兩人之儀此方より申遣し次第御のぼせ可被成候由被仰遣致承知候今日横がし中宿出府相談申候所下向は利介の外二三人江戸にて雇入致し木下にて迎られ夫より舟にて佐原へ下り川口より迎の人足を呼佐原より江戸歸り之節其地寛平伊兵衛相連れ候とも又は佐原より被送候共追而可被仰遣由申候間先づ急に被遣候に及不申候以上

正月十六日

平山藤右衛門殿

勘解由

尙々大作儀承知其代りは佐原儀助と存候是も今一應かけ合可被下候何れにも繪圖急に御急ぎ御片付一日も早く御出府何角御世話可被成候御延引相成候程淺草に對し大に氣に相成候以上

(文中淺草とあるは忠敬の師且上官たる高橋善左衛門を指稱するものなり)

文化元年正月廿七日伊能忠敬より再び平山氏に贈りし書簡(此書は在江戸なる郡藏へ在佐原なる忠敬より贈れるもの)

一筆致啓上候愈御堅固可被成御座珍重に存候我等無異廿三日朝四ツ時當着晝後より牧野寺宿願參致し廿四日本宿新宿諸親類知音相回天王諏訪參詣廿五日香取參詣津宮へ相回候廿六日南中村へ罷越し暮合に致歸宅候中村表御母堂様には廿四日に佐原に御越し廿五日御歸家に御座候白升吉田兩人廿六日に中村へ罷出候様申合昨日中村へ罷越承合候處白升は親元遠國不承知に付變替に相成候吉田は人柄手跡等致一覽候是は出府に御談し其上にて何れ共勘辨可致趣申殘し候

一佐原にも弟子侍ひ中にて相望候ものも有之候是は篤と相糺し追て出府に御漸し可申候

一鎖繩クサリ四通り御仕立被成候様先日申遣候鎖の〇は大き候方折候にも引候にも宜候様に覺へ申候彌三郎方諸器廿日頃迄に出來候様御心添可被成候テジ道具も仕立候様又は御手練の様に可被成候四丁の杖フエサキ先羅織出來候は、駒形みの屋にて硝子ビイドロ一面に二枚宛すりこませ申候様に可被成候其外長持兩がけ象眼儀入明ヶ荷等御三人被仰合早く出來候様合羽トウユ杯も御仕立可被成候我等合

羽は大に短く覺へ申候十分に長く秀藏仕用よりも二寸も長く可被仰付候

一寛平伊兵衛給金之儀三ヶ年分借用申候趣兼而御相談被成候由御袋様御伯母様御漸に御坐候内弟子奉公人は一ヶ年に致し暮に佐原より相渡候様にと存候得共貴殿右之趣無據御かけ合之様に承候左候得ば是は貴子の御引請ものに御座候扱貴子秀藏其外共淺草より一ヶ年宛相渡候様に被仰付候御承知に存候得共爲念申進候乍然一ヶ年之御當の外少々之義又致度も可有之候是出府の上御漸可申入候

一御母堂様來月十日頃飛脚と御一同に御出府の積りに御座候御母堂様御出府に候得ば貴子御立歸不及候筋に付荒方御相談取極申候是も貴面に可申聞候

一我等出立の儀天氣なれば廿九日出立不天氣なれば朔日未明立に相成申候何れ二日暮合着之都合に御座候猶貴面に可申入候以上

正月廿七日

勘解由

平山藤右衛門殿

伊能秀藏殿

大川治兵衛殿

猶よし女へも宜

文化二年七月廿五日平山郡藏が出雲松江より郷里に贈れる書簡の一節

正月廿二日二月十五日三月十四日五月十六日六月十七日出之御狀一同七月廿四日石見國濱田松平

周防守様より態々以飛脚雲州松江松平出羽守様御城下旅宿京屋萬五郎方へ相届奉拜見仕候へ本誌編纂委員曰く郡藏の郷里本郡中村より發する所の正月廿二日より六月十七日に至る各書狀を合し七月廿四日に至り漸く之を見るを得る以て當時交通の不便を察するに足る一段々秋冷に相成候得共皆々様御摘破成御機嫌能珍重之御事奉存候次に此方一同無事旅行御案事被下間敷候

一先達而石州濱田より手紙差出候得共相届候也承度候夫より雲州松江へ罷越し三保關と申處より隱岐國へ相渡り可申と出船致し申候處風悪く十三里下も手伯耆赤崎と申處へ船を入夫より風待致し尙又隱岐へ可渡の處先生御事は先達而も申上候通四月廿四五日方より瘧にていまだ切れ不申候内に又々船にて打返し余程の事に候間手前より申上候而隱岐より皆々歸る迄は松江へ越し御療治被成候様やうく申なだめ候而松江へ七月朔日に着致し申候其節手前事も暑クにて少々氣分あしく候間私に下部一人三人連にて出羽様御城下に今日迄保養御起居候間先生も殊之外げんき能相成唯今は平日之とをりより又々丈夫に相成申候間御案事被成間敷候拙者事は早速に能相成夫よりは日々先生之看病致し居申候此間に相成候而は繪圖やら何やら用の多き事に御座候

一外の人も隱岐へ相渡候廿一日に皆々無事に歸り雲州之外海邊の御用相勤居候七八日も過候へば當所出立其上伯州之方へ出立申候何れ八朔過に相成可申と奉存候夫より伯耆丹波丹後若狹國迄相測越前之敦賀へ出で九月中末か十月始めにも相成可申哉夫より近江より木曾之美濃加納邊にて落合夫より又々諏訪の邊にて手分に相成碓氷峠通り板橋より一手は江戸入又一手は甲州通甲府へ出高开戸の方より江戸入りに相成り申候荒方道順申上候江戸歸りは帶解時分か又は今少々も遅く

相成可申哉追々又々可申上候

一芝ノ臺中宿の邊大火の様子も先日濱田に而聞候間早速手紙差遣し定而さき候半と奉存候家内之手をまわし普請でも御坐候所へは見合く御手傳可被成候兎角世間向大事に候間義理をかゝりやう可被成候乍御苦勞御頼申上候

一利介さし引違有之候由くわしく書付遣し申候間能々御見せ可被下候先達而高のはし四十七文に候得共其節は急に致候間少々は相場違も可有之候哉此度は七十文と相成申候是以違ひ無之候間能々御見せ可被下候藥代之事は一兩二分永澤半五郎殿よりたてかへかし候由にて私より書て遣し候様たのみ候間別紙之通書付遣し申候少々は出入も御坐候はゞ永澤歸り申候而差引可致候得共道中にて十六七人前之出入いりこみ候間相分り不申候永澤より立かへ候にても無之哉實は先生之勘定方をつとめ候間永澤引請に御坐候左様に御承知可被成候

一御母様よりこまの御文兩度分相届きこまのわけもとくと承知仕候御案事被下間敷候去年中はらつちもなく物入多くかゝり候へ共當年は左程之事も有之間敷と奉存候入用等も随分く覺悟仕候御苦勞被下間敷候

一屋根ふしんの事も所々のふしんにてかやなども高直なる事と奉存候しかしむりしてはこらへられぬものに候へ共むしろにても押かけ來春迄御待可被成候隨分五七兩にて出來候はゞ心當ても御座候間屋根ふしん被成候ても宜敷候へ共火事にて三四十軒のふしんゆへかやも繩も拂底なる御事右に付てはかやのたばも違ひ可申と奉存候間成丈御見合此くれには歸り候間其節に能能とくと御